

平成13年度実績評価書

(評価対象期間:平成13年7月～14年6月)

平成14年12月

金 融 庁

目 次

I 実績評価の実施に当たって

- 1 政策評価の意義等
 - (1) 政策評価の意義 . . . P 1
 - (2) 金融庁における政策評価への取組み . . . P 1
- 2 実績評価の実施に当たっての考え方等
 - (1) 実績評価の実施に当たっての考え方 . . . P 2
 - (2) 実績評価の実施体制 . . . P 4
- 3 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見 . . . P 4

II 各政策の評価結果

- 1 安定的で活力ある金融システムの構築
 - (1) 金融システムの安定化
 - 政策 1-1 金融機関の不良債権処理の推進等 . . . P 8
 - 政策 1-2 銀行等の株式保有制限に関する制度整備等 . . . P 17
 - 政策 1-3 金融機関の健全性確保に向けた適切な対応 . . . P 23
 - 政策 1-4 金融再生法と預金保険法の適切な運用 . . . P 29
 - 政策 1-5 ペイオフ解禁への適切な対応 . . . P 32
 - 政策 1-6 専門性の高い深度ある検査の実施 . . . P 37
 - 政策 1-7 生命保険をめぐる諸問題への適切な対応 . . . P 44
 - (2) 金融システムの活性化 . . . 証券市場の構造改革
 - 政策 1-8 市場ルール・インフラの整備 . . . P 54
 - 政策 1-9 証券市場等における取引の公正の確保 . . . P 63
 - 政策 1-10 投資知識の普及・情報の提供 . . . P 75
- 2 時代をリードする金融インフラの整備
 - 政策 2-1 証券決済システムの改革 . . . P 81
 - 政策 2-2 証券取引法に基づく企業内容等のディスクロージャーの充実 . . . P 86
 - 政策 2-3 会計基準の整備・改善 . . . P 90
 - 政策 2-4 公認会計士監査制度の整備・改善 . . . P 95
- 3 利用者保護に配慮した金融ルールの整備と適切な運用
 - 政策 3-1 金融分野における個人情報保護 . . . P 99
 - 政策 3-2 預金者、保険契約者、投資者等の保護 . . . P 102
- 4 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底

政策 4－1	透明・公正なルールの整備	・・・	P 1 0 7
政策 4－2	金融行政にかかる広報の充実	・・・	P 1 1 2
政策 4－3	検査マニュアルの整備・公表	・・・	P 1 1 8
政策 4－4	効率的で有効性の高い監督行政の実施	・・・	P 1 2 3
5	金融行政の専門性・先見性の向上と体制の整備		
政策 5－1	職員に対する専門的研修の実施	・・・	P 1 3 1
政策 5－2	行政実務に則した専門性の高い調査研究の実施	・・・	P 1 3 5
6	外国金融当局との連携強化と国際的なルール策定への積極的な貢献等		
政策 6－1	テロ資金対策の取組みへの積極的な参加	・・・	P 1 4 1
政策 6－2	マネー・ロンダリング対策の強化	・・・	P 1 4 5
政策 6－3	国際的な金融監督基準及び金融サービス貿易のルール策定への積極的な貢献	・・・	P 1 5 0
政策 6－4	新興市場国の金融当局に対する技術支援及び我が国との連携強化	・・・	P 1 6 1

I 実績評価の実施に当たって

1 政策評価の意義等

(1)政策評価の意義

わが国の行政については、国民に対する説明責任を徹底することによって、行政の透明性を確保し国民の信頼を向上させることが求められています。また、政府の行政活動の範囲について重点化・適正化するとともに国民が求める質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供すること、さらに国民に対して実際にどのような成果がもたらされたかを重視するという成果重視の行政へ転換することも求められています。

このような観点を踏まえ、わが国においては平成13年1月の中央省庁等再編に併せ、政策評価制度が全政府的に導入されました。また、14年4月には「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行され、法律に基づく政策評価がスタートしました。

政策評価についてこの法律では、金融庁を含めた各行政機関が、自らの所掌する政策の効果を把握して、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を実施し、その結果を当該政策に適切に反映することとしています。また、評価の実施に当たっては、政策効果をできる限り定量的に把握するとともに、政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見を活用することとしています。

さらに、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保し国民に対する説明責任を全うするため、各行政機関は中期的な基本計画と1年ごとの実施計画を策定し公表するとともに、政策評価の結果はインターネット等により公表することとしています。

(2)金融庁における政策評価への取組み（参考資料1参照。）

金融庁においては、政策評価における政府全体の動きに併せて、平成13年3月には、金融庁として政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価の実施要領」を策定するとともに、13年10月には政策目標の単年度計画である「平成13事務年度の政策評価の運営方針」を策定し、13事務年度において26の政策について評価を実施することとしました。

また、平成14年4月の「行政機関が行う政策評価に関する法律」の施行に伴い、13年に策定した「金融庁における政策評価の実施要領」及び「平成13事務年度の政策評価の運営方針」について内容を承継・拡充し、それぞれ当該法律に基づくものとして「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：平成14年4月～17年6月）及び「事後評価の実施計画」（計画期間：平成14年4月～14年6月）を新たに策定しました。なお、「事後評価の実施計画」で掲げた政策は、「平成13事務年度の政策評価の運営方針」において掲げている26の政策と同じ内容となっています。

このほか、14 事務年度の単年度計画について、14 年 8 月に「事後評価の実施計画」(計画期間：平成 14 年 7 月～15 年 6 月)を策定しているところです。

今般、平成 13 事務年度における「事後評価の実施計画」の計画期間が 14 年 6 月末で終了したことから、当該 26 の政策について実績評価を実施しました。

(注)金融庁における「事務年度」とは、7 月～翌年 6 月の期間です。

金融庁としては、法律の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて金融庁が行う政策の目的、効果等を国民に説明することにより、金融行政の透明性を確保するとともに金融行政に対する国民の信頼性の向上を図ることとしています。また、政策評価の結果を今後の政策に反映させることにより行政の質や効率性を高めるとともに、政策評価を通じて職員の意識改革を進め国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現することを目指しています。

なお、金融庁においては、政策評価の取組み状況について、インターネット等により公表しています。(<http://www.fsa.go.jp/seisaku/seisaku.html>)

2 実績評価の実施に当たっての考え方等

(1)実績評価の実施に当たっての考え方

平成 13 事務年度における実績評価の実施に当たっては、法律において示されている政策や業務の必要性(達成目標の実現が、国民や社会ニーズに照らしてどのような意義を持つのか)、有効性(業務の実施が政策の達成に寄与しているか、期待される効果が得られているか)、効率性(業務に投入した資源量が達成目標の実現にとって効率的であったか)の観点から評価を行うこととしました。

また、各政策の実績評価の記載に当たっては、政策の目的、効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目に分けて説明を行いました。

政策の目標

年度当初に設定した政策目標の内容のほか、政策の意義や必要性などについて説明しました。

現状分析及び外部要因

経済社会情勢の分析や外部要因などについて、客観的な統計データを交えつつ説明しました。また、これまでの金融庁の取組みについても説明しました。

事務運営についての報告及び評価

13 事務年度において政策の達成に向けて行った業務(取組み)内容を説明しました。また、業務内容の説明とは別に、可能な限り取組みの成果(アウトカム)について分析し、評価するよう努めました。なお、説明や分析に当たっては可能な限り指標を用いました。

今後の課題

当該政策についての今後の課題や取組み方針を説明しました。

当該政策に係る端的な結論

本政策評価が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうか、また今後の取組み方針について端的な結論を記載しました。

なお、端的な結論の記述に当たっては、以下の基本類型を参考にしつつ、各政策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えました。

当該政策に係る端的な結論の基本類型		
13事務年度で政策の主な施策が終了するもの	政策は達成された。	
	政策は達成されなかった。	
14事務年度以降も政策が継続するもの	現時点で成果の発現が予定されるもの	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく。
	現時点で成果の発現が予定されるもの	政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う。
	現時点で成果の発現が予定されないもの	政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う。
	現時点で成果の発現が予定されないもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う。
現時点で成果の発現が予定されないもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う。	

学識経験を有する者の知見の活用

各政策の評価に当たり「政策評価に関する有識者会議」(後述2(2)参照)での意見を参考としました。なお、今後の政策評価に向けての意見についてはその旨を記載しました。

注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

評価に当たっての政策効果把握方法や評価に当たって使用した資料等を記載しました。

(2) 実績評価の実施体制

平成13年度における実績評価については、「政策評価担当課」の総括の下に、「各局の政策担当各課室係」がその担当する政策について自ら政策評価を行うとともに、「各局の調整担当課」が審査を行っています。さらに、金融庁内に設置した「政策評価会議」において総合的な調整を行います。（具体的な実施体制については、「参考資料2」参照。）

また、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、ご意見を伺いました。（メンバーについては、「参考資料3」参照。）

3 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

有識者会議メンバーの方々からは、11月12日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くの意見をいただきました。

実績評価全般に関しては、主に以下のような観点からのご意見をいただき、実績評価書の作成に際し参考とさせていただきます。

政策評価に当たっては、アウトカム（効果・成果）による評価を重視すべきである。

アウトカムは昨年と比較してどのようになったのかを評価すべきである。

金融庁として何を目標として捉え、何を制約条件として捉えたかを説明すべきである。

長期的課題と短期的課題は分けて評価すべきである。

効率性の観点からの評価も十分行うべきである。

各政策の実績評価における端的な結論について、評価の甘い部分や誤解の生じる部分のないように注意すべきである。

政策目標の設定においても、アウトカムを重視すべきである。

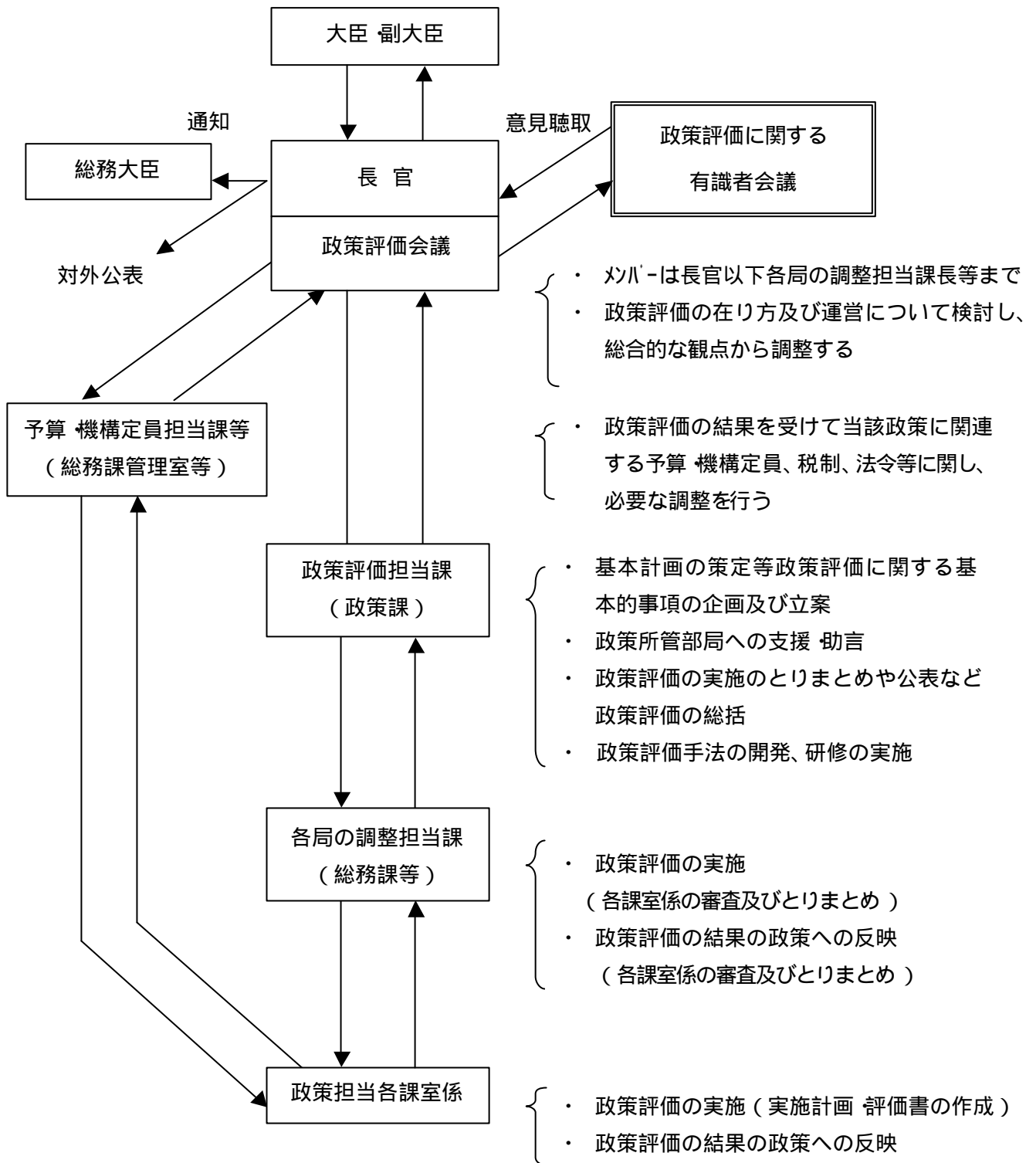
なお、今後も、今回頂いたご意見を活用させていただき、さらに分析手法を高めるよう努めてまいります。

また、各政策の実績評価に関しても多くのご意見をいただき、評価書作成の参考とさせていただきます。なお、今後の政策評価に向けての意見については、各政策の評価結果の「7.学識経験を有する者の知見の活用」欄に記載しています。

(参考資料1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）」策定 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号） 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」制定（13年12月閣議決定） 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号） 「行政評価等プログラム」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日） 「事後評価の実施計画」（計画期間14年4月～6月末）策定（14年4月1日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「事後評価の実施計画」（計画期間14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日）
12月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成13事務年度の実績評価）を実施、評価結果の公表

(参考資料2) 政策評価の実施体制



(参考資料 3)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成 14 年 10 月 1 日現在

	翁	百 合	(株)日本総合研究所主席研究員
座 長	片 田	哲 也	(株)小松製作所取締役相談役
	神 作	裕 之	学習院大学法学部教授
	関	哲 夫	新日本製鐵(株)代表取締役副社長
	田 辺	国 昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	富 田	俊 基	(株)野村総合研究所研究理事
	吉 野	直 行	慶應義塾大学経済学部教授

[計 7 名]

(敬称略・五十音順)

各政策の評価結果

政策 1 - 1

1. 政策名

金融機関の不良債権処理の推進等

2. 政策の目標

(目標)

不良債権処理を強化するとともに、金融の活性化を図るため、「緊急経済対策（平成 13 年 4 月 6 日閣議決定）」、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（いわゆる「骨太の方針」平成 13 年 6 月 26 日閣議決定）」、「改革工程表」及び「改革先行プログラム」に盛り込まれた債務者に注目した特別検査の導入等の各種施策を緊急に実施する。また、公的資金による資本注入を受けた銀行について経営健全化計画のフォローアップを行なう。

(業績指標) 改革工程表に記載されている各種施策の実施状況等

(説明)

金融機関の抱える不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や新たな融資への対応力を向上させるとともに、貸出先企業の再建と整理の過程で、採算部門と不採算部門とを切り分け、採算部門の迅速な再建を図ることを通じ、新たな成長分野への資金の移動を促すことにつながるものです。

このような観点から、金融庁は、不良債権処理を促進するために以下のような積極的な取組みを進めることとしました。なお、公的資金による資本注入を受けた銀行については、こうした不良債権の処理を促進させる重要性をも踏まえつつ、経営健全化計画のフォローアップを行なうこととしました。

(1) 「緊急経済対策」(平成 13 年 4 月 6 日 閣議決定)

- ・ 主要行の破綻懸念先以下の債権について、既存分は原則として 2 営業年度以内、新規発生分は原則として 3 営業年度以内にオフバランス化につながる措置を講ずる
- ・ 要注意先債権等の健全債権化のための体制整備を要請
- ・ 私的整理に関するガイドラインを取りまとめ、公表するよう要請

(2) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」

(「骨太の方針」、平成 13 年 6 月 26 日 閣議決定)

- ・ R C C（整理回収機構）の機能を抜本的に拡充し不良債権処理と企業再生を図る
- ・ 不良債権比率等の指標等も参考に、不良債権問題全体の改善状況についての的確に把握

（３）「改革先行プログラム」（平成 13 年 10 月 26 日 閣議決定）

- ・ 主要行に対する特別検査の実施
- ・ R C C による不良債権買取りの価格決定方式の弾力化（時価による買取り）
- ・ 企業再建ファンドの組成の推進
- ・ 同時に他の分野の構造改革を推進することにより、集中調整期間が終了する 3 年後には不良債権問題の正常化を図る

（４）「早急に取り組むべきデフレ対応策」（平成 14 年 2 月 27 日 閣議決定）

- ・ 特別検査の厳正な実施と結果の公表
- ・ R C C による積極的な不良債権買取り

（５）「より強固な金融システムの構築に向けた施策」（平成 14 年 4 月 12 日 閣議決定）

- ・ 主要行の破綻懸念先以下の債権について、具体的処理目標（原則 1 年以内に 5 割、2 年以内にその大宗（8 割目途）を設定、信託を含む R C C の機能も積極的に活用し、オフバランス化を一層加速
- ・ 主要銀行グループに対する通年・専担検査の導入

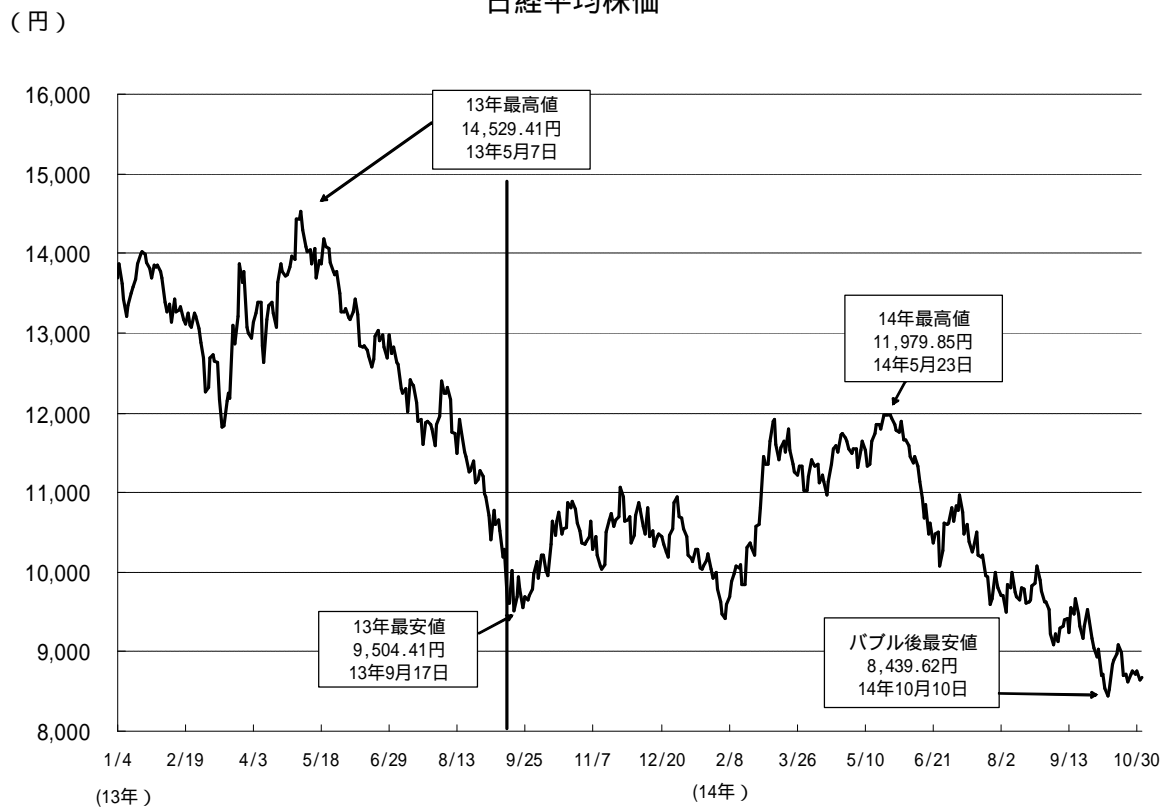
（６）「当面の経済活性化策等について」（平成 14 年 6 月 17 日 閣議決定）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（平成 14 年 6 月 25 日 閣議決定）

- ・ オフバランス化の具体的処理目標等、累次にわたる施策に則った処理を一層徹底

3 . 現状分析及び外部要因

我が国の経済情勢を見ると、株式市況の低迷や実体経済、物価や地価の下落など、依然として厳しい状況にあります。こうしたマクロ経済の停滞は、デフレや企業収益の悪化等を通じて不良債権の新規発生につながるものと考えられます。

【資料 1 - 1 - 1 株式市況の動向】



(注) 日経平均株価は、12年4月24日に30銘柄を入替えたことから入替え前後の株価の比較には留意のこと

【資料 1 - 1 - 2 国内総支出等の推移】

	13年7-9月	10-12月	14年1-3月	4-6月		
実質国内総支出(%)	0.7	0.0	0.0	0.6		
名目国内総支出(%)	0.7	0.9	0.1	0.1		
企業収益(%) (経常利益、全規模)	13年7-9月 32.5	10-12月 31.4	14年1-3月 14.6	4-6月 16.8		
企業倒産件数(件)	13年度 19,565	14年1-3月 4,958	4-6月 4,780	6月 1,439	7月 1,718	8月 1,578
完全失業率(%)	13年度 5.2	14年1-3月 5.3	4-6月 5.3	6月 5.4	7月 5.4	8月 5.4
国内卸売物価(%)	13年度 1.1	14年1-3月 1.4	4-6月 1.2	6月 1.0	7月 1.2	8月 0.9
消費者物価(%)	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8	0.9
全国市街地価格指数 (平成2年3月末=100)	12年3月	9月	13年3月	9月	14年3月	
住宅地	87.0	85.3	83.5	81.7	79.8	
商業地	57.0	54.2	51.6	49.1	46.6	

(注)実質国内総支出及び名目国内総支出は季節調整済前期比。経常利益、国内卸売物価及び消費者物価は前年同期比。また消費者物価は生鮮食品を除く総合を記載。

出所：全国市街地価格指数については、(財)日本不動産研究所、
その他は内閣府「月例経済報告関係資料」(平成14年10月9日)

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成13事務年度における本政策目標に関する事務運営の状況は以下のとおりです。

不良債権の洗い出し

平成13年度においては、貸出条件緩和債権の判定基準の厳格化が行われたほか、主要行に対し、「年1回検査」、「フォローアップ検査」及び「特別検査」を実施する等により、不良債権の洗い出しを行いました。

不良債権処理の促進

不良債権処理については、主要行の破綻懸念先以下の債権について、既存分は原則として2営業年度、新規発生分は原則として3営業年度以内に最終処理するなどの取組みを進めてきております。なお、その詳細については「不良債権の状況」(平成14年2月1日、14年8月2日)にて公表しています。

(<http://fsa.go.jp/news/newsj/13/ginkou/f-20020201-1a.html>、<http://fsa.go.jp/news/>)

newsj/13/ginkou/f-20020802-1a.html)

さらに、平成 14 年 4 月には、上記の 2 年 3 年ルールの中で、主要行の破綻懸念先以下の債権について、原則 1 年以内に 5 割、2 年以内にその大宗（8 割目途）を処理するという具体的な目標を設定し、RCC の機能の活用などにより、オフバランス化を一層加速することとしているところです。

RCC の機能拡充

RCC の機能を以下のように拡充し、RCC を積極的に活用した不良債権処理、企業再生等を進め、銀行の不良債権のオフバランス化の確実な実現を図ることとしています。

イ．金融再生法 53 条¹に基づく不良債権の買取り

RCC による不良債権買取りについては、

(イ) 13 年 6 月の同法改正で買取期間を 3 年間延長(16 年 3 月 31 日まで)する

(ロ) 13 年 12 月の同法改正(14 年 1 月施行)で、

- ・ 買取価格を時価とする
- ・ RCC による入札の参加を可能とする
- ・ RCC は、処分の多様化に努め、可能な限り 3 年を目処に早期処理に努めること、債務者については、速やかな再生に努める

こととされました。

RCC は、平成 14 年 3 月に債権買取推進本部を設置し、4 月に金融機関の利便性を考慮し同本部を日本橋に移転、さらに、6 月に有識者 3 名に同本部のアドバイザーを委嘱するなど体制強化を図ってきました。

ロ．信託機能の活用

RCC は、平成 13 年 8 月に信託兼営の認可を受け、信託業務部を設置しました。

ハ．企業再生に向けた取組み

RCC は、平成 13 年 11 月に企業再生本部を設置し、平成 14 年 1 月に外部の専門家等からなる企業再生検討委員会を設置するなど体制強化を図ってきました。

二．処分方法の多様化

不動産の証券化²や保有債権の売却を行うなど、処分方法の多様化を図っています。

¹ 金融再生法 53 条には RCC が預金保険機構からの委託により健全金融機関等からの資産の買取りに関する業務ができる旨定められています。

² 「(不動産の)証券化」とは、企業等が保有する不動産を当該企業等から切り離し(オフバランス化)その不動産が生み出すキャッシュ・フローを償還の原資として元利・配当等の支払を行う債券を発行する金融手法です。当該企業等にとっては資金調達の一つの手段となります。

企業再建の枠組の整備

平成 13 年 5 月に、経営困難な企業に関して、私的整理における再建計画の策定等に係る調整手続等について、公正・円滑化を目指すため、政府も参加する検討の場を設け、ガイドラインとして早急に取りまとめた上、公表するよう、関係者へ働きかけました。

また、日本政策投資銀行、民間投資家等に対し、企業再建のためのファンドの組成や参加を平成 13 年 10 月に要請しました。このファンドは、厳格な再建計画が策定された企業の株式（債務の株式化により銀行等が取得したもの）等を買取り、再建計画の実現を図るものです。また、ファンドの早期設立に向けて、平成 13 年度補正予算などにより、日本政策投資銀行からの出資のために必要な財源の手当て（予算措置 500 億円、自己資金 500 億円）を行いました。

経営健全化計画³のフォローアップ

経営健全化計画の履行状況報告に関しては、不良債権の処理を促進させることの重要性をも踏まえつつフォローアップを行い、平成 13 年 3 月期については同年 8 月 2 日に、同年 9 月期については同年 12 月 21 日に、平成 14 年 3 月期については、同年 7 月 31 日に報告内容の公表を行いました。

(<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20020731-2.html>)

(2) 評価

不良債権の洗い出し

14 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 43.2 兆円と、13 年 3 月末に比べ 9.6 兆円増加しました。また、14 年 3 月期の主要行の金融再生法開示債権残高は 26.8 兆円と、13 年 3 月末に比べ 8.8 兆円増加しました。

これは、オフバランス化が進む一方、厳しい経済状況の下、特別検査の実施等によって、不良債権の洗い出しを行ったことなどによるものです。

なお、不良債権の処理を的確に進めるためには、金融機関において資産の厳格な自己査定⁴がなされることが不可欠の前提となります。従って、引き続き検査や監督を通じて、金融機関に対し厳格な自己査定への自覚を促していくことが必要であると考えています。

³ 経営健全化計画とは、早期健全化法に基づき株式等の引受け等を申請した金融機関が、内閣総理大臣に対して提出するものであり、「経営の合理化のための方策」、「責任ある経営体制の確立のための方策」、「配当等により利益の流出が行われないための方策」、「資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策」等が含まれています。

⁴ 金融機関の資産査定については、平成 10 年 4 月に早期是正措置が導入されたことを契機として、金融機関による自己査定の正確性や償却・引当の適切性を当局が検証する方式に移行しています。

【資料 1 - 1 - 3 14 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）】

	(全国銀行)	(主要行)(注1)
金融再生法開示債権	+ 9 . 6	+ 8 . 8
うち 要管理債権	+ 5 . 6	+ 5 . 0
[増減要因] 貸出条件緩和債権の判定基準の厳格化	+ 5 . 7	+ 4 . 7
その他	0 . 1	+ 0 . 3
うち 危険債権・破産更生等債権	+ 4 . 0	+ 3 . 8
[増減要因] オフバランス化等	9 . 2	5 . 2(注2)
特別検査の影響等	+ 5 . 3	+ 5 . 1
債務者の業況悪化等	+ 7 . 9	+ 3 . 9

(注1) 新生・あおぞらを含まない主要13行ベース。

(注2) 13年度上期に発生したものの下期に処理されたオフバランス化額(約1.0兆円)を含まない。

不良債権処理の促進

平成 14 年 3 月期における主要行の破綻懸念先以下債権の処理状況をみると、2 営業年度以内にオフバランス化すべき 12 年 9 月末時点の残高 12.7 兆円については、14 年 3 月末までの 1 年半で 6 割強の減少、翌営業年度から 3 営業年度以内にオフバランス化すべき新規発生分については、14 年 3 月末までの間に、12 年度下期の 3.4 兆円はほぼ半減し、13 年度上期の 3.0 兆円は約 3 分の 2 に減少しており、ルールに沿った迅速なオフバランス化が進められています。

RCC の機能拡充

RCC の機能拡充は、銀行による不良債権のオフバランス化の確実な実現を図るために行われておりますが、その実績を見ると、以下のように、平成 14 年 1 月以降、期間の経過とともに伸びてきております。

イ．不良債権の買取り

平成 14 年 1 月から 6 月末までの間で債権元本額で合計 3,966 億円の買取りでしたが、9 月末までの 3 ヶ月間でさらに 5,202 億円を買取りました。

(参考：平成 13 年 4 月から 14 年 3 月末までの 1 年間の合計額は 3,302 億円。)

ロ．企業再生に向けた取組み

再生手続を実施した件数は、平成 14 年 6 月末までの間では 15 件でしたが、9 月末では 87 件に達しました。9 月末ではさらに約 120 件が検討中となっています。また、RCC は民間の企業再建ファンド等との連携強化を進めています。

ハ．処分方法の多様化

平成 14 年 1 月から 14 年 6 月末までの間では債権元本額で 1,904 億円の売却でしたが、9 月末までの 3 ヶ月間ではさらに 1,287 億円の債権を売却しました。

なお、平成 14 年 1 月から 9 月末までの間では、信託機能の活用により、3 件、債権元本額 2,264 億円の不良債権を引き受けました。

企業再建の枠組の整備

私的整理については、金融庁の働きかけを受けて、金融界及び産業界の代表、学識経験者、企業再生の実務家等の幅広い関係者で構成された研究会が発足し、実務的・専門的な議論を経て、平成 13 年 9 月にガイドラインを策定し、公表しました。本ガイドラインは、企業の私的整理に関する産業界・金融界の経営者間の一般的なコンセンサスであり、金融機関、企業及びその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されております。

また、企業再建のためのファンドについては、日本政策投資銀行において、投融資指針を定め、説明会を開催して関係者に周知した上、具体的な出資を進めています。

以上のように、平成 13 年度においては、不良債権の判定基準の厳格化、厳格な検査の実施等により、不良債権が洗い出された上、主要行により迅速なオフバランス化が行われているものと考えられます。

また、RCC の機能拡充等は、こうしたオフバランス化の確実な実現を図るために行われたものですが、実績をみると不良債権の買取りや企業再生の実績は次第に伸びてきています。

5 . 今後の課題

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、まず、主要行の不良債権問題を解決する必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述 4 . (2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、厳しい経済情勢は不良債権の新規発生につながっております。日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るため、まず、主要行の不良債権問題を解決し、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指してまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融再生法開示債権の増減要因、RCCによる53条買取実績、信託機能の活用実績、企業再生実績、不良債権処理を促進するための各種施策の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 「不良債権の状況等」(平成14年2月1日、平成14年8月2日)
- ・ 「主要行に対する特別検査の結果について」(平成14年4月12日)
- ・ 各金融機関の決算関係資料
- ・ RCCによる53条買取実績
- ・ 信託機能の活用実績
- ・ 企業再生実績
- ・ 特別検査の実施状況
- ・ 金融再生法開示債権の増減要因

9. 担当部局

総務企画局信用課信用機構室、検査局総務課、監督局総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融危機対応室、銀行第1課、銀行第2課

政策 1 - 2

1. 政策名

銀行等の株式保有制限に関する制度整備等

2. 政策の目標

(目標)

銀行等の株式保有額を銀行等のリスク管理能力の範囲内に制限するための制度整備を行うとともに、銀行等の株式放出を円滑に進めるため株式買取りスキームを創設する。

(業績指標) 銀行等の株式保有制限の制度整備等の実施状況

(説明)

緊急経済対策(平成13年4月6日閣議決定)において、「我が国金融システムの構造改革を推進し、その安定性への信頼を高めていくためには、(中略)銀行の保有する株式の価格変動リスクを銀行のリスク管理能力の範囲内に留めることにより、銀行経営の健全性が損なわれないことを担保するため、株式保有制限の在り方に関する制度整備を行う必要がある。(中略)他方、こうした施策に伴う銀行の株式放出が短期的には株式市場の需給と価格形成に影響し、株価水準によっては金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性もあり、こうした観点から公的な枠組みを用いた一時的な株式買取りスキームを設けることとする。」とされました。

この対策に示されているように、我が国の銀行等は相当程度の株式を保有しているため、株価の変動が銀行等の財務面の健全性に影響を与え、ひいては銀行等に対する信認や金融システムの安全性に影響を与えかねません。このため、銀行等の株式保有を制限し、適正な規模に縮減していく必要があります。

一方、銀行等が一定期間に相当程度の株式を処分することになれば、短期的には株式市場の需給等を通じ、金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性があります。このため、銀行等の株式処分が円滑に進められるよう、市場売却を補完するセーフティネットを整備する必要があります。

以上のことから、平成13事務年度において、銀行等の株式保有を制限する制度を整備するとともに、銀行等保有株式取得機構を設立することとしました。

3．現状分析及び外部要因

(1)平成13年3月末時点における銀行等(主要行)の株式等保有額は約33兆円となっていました。これに対し、自己資本(Tier1)は約22兆円となっていました。このため、自己資本(Tier1)を上回る株式保有を制限する株式保有制限を実施した場合、約11兆円の株式を処分する必要が生じます。過去の銀行等の市場売却実績をもとに、銀行等が株式保有制限の実施(平成16年9月末)までに市場で売却することができるのは約9兆円程度と考えられましたが、残る約2兆円については、今後の株式市場の動向によっては市場での処分が行いにくいような場合も考えられることから、こうした場合に備えたセーフティネットを整備しておく必要性が生じました。

なお、平成14年3月末時点における銀行等(主要13行)の株式等保有額は、株式保有制限の達成に向けた株式売却が行われたこと等により、平成13年3月末と比べ8兆円程度減少し、約25兆円となっています。他方、自己資本(Tier1)は約18兆円となっていることから、平成14年3月末時点において銀行等(主要13行)が自己資本(Tier1)を超過して保有している株式等の額は約7兆円となっています。

(2)銀行等保有株式取得機構については、株式持ち合い解消という動きを視野に入れて、事業法人の保有する銀行株を買取対象に加えるため、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案」が、議員提案により平成14年5月31日に国会に提出されました(12月12日成立)。

(3)なお、日本銀行は、金融機関による保有株式削減努力を更に促すための施策として、金融機関から株式の買入等を行うこととしました。(10月11日認可)

4．事務運営についての報告及び評価

(1)事務運営についての報告

銀行等の株式保有制限に関しては、金融審議会金融分科会第二部会において審議が行われ、平成13年6月26日、「銀行の株式保有に関する報告」が取りまとめられました。また、株式取得機構に関しては、銀行等の株式保有制限と並行して、金融庁において検討を進め、同日、「銀行保有株式取得機構(仮称)について」を公表しました。

これらに基づき、平成13年8月29日、「銀行等の株式保有制限及び株式取得機構について」として、詳細なスキームを公表し、これを踏まえ、平成13年9月28日

に「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案」を第 153 回臨時国会に提出しました（同法律案は平成 13 年 11 月 21 日成立、平成 14 年 1 月 4 日施行）。

（法律の概要）

- ・ 銀行等及びその子会社等は、その自己資本（Tier1）に相当する額を超えて株式等を保有してはならないこととする。なお、この措置は平成 16 年 9 月 30 日から適用することとするが、一定水準以上の株式等を保有している銀行等及びその子会社等が、主務大臣の承認を受けたときは、その適用を最大 2 年間猶予することとする。
- ・ 銀行等保有株式取得機構の設立・運営等に係る所要の規定を整備し、同機構が会員である銀行等から株式買取等の業務を行うことにより、銀行保有株式の処分の円滑を図ることとする。
- ・ 政府は同機構の特別勘定¹に係る借入等の保証をできることとする。
- ・ 国民負担に極力つながらないようにするため、機構の特別勘定による株式買取の期間については運営委員会の議決を要することとする、買取対象株式を一定の要件を満たすものに限定する、会員である銀行等から当初拠出金（100 億円以上）及び売却時拠出金（株式売却額の 8%）を拠出させる、といった措置を講ずることとする。

（注）当初拠出金及び売却時拠出金の水準については、国民負担に極力つながらないようにするという観点や、機構の運営経費、自己資本比率との関係等を勘案して定められたものです。

「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の制定に伴い、関係政省令等を整備するとともに、機構の株式買取業務に係る資金の借入れ等について、平成 13 年度及び平成 14 年度予算においてそれぞれ 2 兆円の政府保証枠を設定しました。

また、法令に基づき、機構設立に向けての所要の認可等手続を行い、機構は平成 14 年 1 月 30 日に設立されました。設立後、機構は運営委員会において第 1 回（2 月 15 日から 4 月 26 日）までの買取期間を定め、特別勘定による株式買取業務を行いました（同買取期間中の買取総額は 1,301 億円）。

更に、機構は、新たに第 2 回（5 月 17 日から 11 月 1 日）までの買取期間を定め、特別勘定による株式買取を実施しました（同買取期間中の買取総額は 195 億円）。

¹ 「特別勘定」とは、セーフティネットとしての買取りを行うための勘定です。一方、「一般勘定」は、ETF等の組成等のための買取りを行うための勘定です。

(2) 評価

平成 13 事務年度において「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」及び所要の政省令等が制定され、株式保有制限については、平成 16 年 9 月末より適用されることとなりました。また、銀行等保有株式取得機構は平成 14 年 1 月 30 日に設立され、現在、銀行等からの株式買取業務を行っているところです。

株式買取スキームの政策効果について分析すると以下のとおりです。

銀行等保有株式取得機構の買取りについては、3.(3)の日本銀行による株式買入と比較しても、銀行等 127 行庫が保有している株式のうち、国内上場株式又は店頭登録株式であって、BBB マイナス格相当以上の格付けを取得している企業（無格付であっても同様の信用力があると認められる企業を含む）の株式を、平成 18 年 9 月 30 日まで買い取るようになっていて、金融機関にとって利用しやすいものとなっています。

（注）日本銀行の株式買入においては、買取対象は株式保有額が自己資本を越える銀行のみであり、買取対象株式も国内上場株式に限られます（金融機関の株式及び店頭登録株式は対象から除外）。また、買取期間も原則平成 15 年 9 月までの 1 年間となっています。

また、銀行等保有株式取得機構の買取実績は、第 1 回の期間中に、1,301 億円となっています。主要行からのヒアリングによれば、2 月 15 日から 3 月末までに株式市場の価格形成に影響を与えるような形で行われた株式処分のうち、4 割が機構に売却されていることから、年度末にかけての銀行による株式処分が著しい変動をもたらすことを回避する上で、一定の効果を発揮したと考えられます。

一方、第 1 回及び第 2 回の買取期間における合計買取額は 1,496 億円にとどまっており、十分な効果を発揮していないという指摘もあります。機構の株式買取りは会員からの申し込みに応じて行うものであり、会員が機構に株式をどの程度売却するかは、会員個々の経営判断により決まるものです。従って、機構の買取規模そのものについて評価を加えることは難しい面がありますが、主要行からのヒアリングによれば、株式市場が低迷していることにより、銀行の株式売却全体が低調に推移していることが、機構の株式買取規模の低下の一因と考えられます。

この点に関して、例えば、機構への株式売却額の 8 % を機構に納付するという売却時拠出金の存在が、会員の機構への株式売却を妨げる要因になっているという指摘があります。しかしながら、売却時拠出金は、前述の通り、万一機構に損失が生じた場

合に、それが極力国民負担につながらないようにするために採られた措置であることに留意する必要があります。

上記のように、当該政策の主たる施策であり、13 事務年度当初の目標である銀行等の株式保有の制限等に関する制度整備及び株式買取スキームの創設は達成されましたが、今後は、銀行等の株式放出を円滑に進めるという考えに沿って、有効性等の観点を踏まえ、適切に対応する必要があります。

5 . 今後の課題

- (1) 今後も、銀行等が株式保有制限の達成に向け相当程度の株式処分を行うことが見込まれることから、平成 15 年度予算においても、機構の株式買取に係る資金の借入れ等について政府保証枠設定の要求を行っているところです。
- (2) また、12 月 12 日に「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことから、その速やかな施行のため、政省令改正等の作業を行う必要があります。
- (3) 本政策は、法律の制定をもって完了したわけではなく、上記改正法の施行等を踏まえ、その運用等も見直していく必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述 4 .(2) の通り、当該政策の主たる施策である銀行等の株式保有制限に関する制度整備及び株式買取スキームの創設については達成されました。ただし、本政策は法律の制定をもって完了したわけではなく、上記改正法の施行等を踏まえ、その運用等も見直していく必要があります。今後は、制度を取り巻く動向に注視するとともに、銀行等の株式放出を円滑に進めるという趣旨に沿って、有効性等の観点を踏まえ、適切に対応してまいります。

7 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、主要行からのヒアリング、銀行等の株式保有制限の制度整備の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 銀行等保有株式取得機構による株式買取実績
- ・ 規定の整備状況

9 . 担当部局

総務企画局信用課

政策 1 - 3

1. 政策名

金融機関の健全性確保に向けた適切な対応

2. 政策の目標

(目標)

金融機関の健全性の確保を通じて、揺るぎない金融システム等の構築及び預金者等の保護等を図るため、適時・適切な早期是正措置の発動等を行なう。

(業績指標) 早期是正措置等の発動状況

(説明)

(1) 預金取扱金融機関

平成 10 年 4 月に導入された早期是正措置は、自己資本比率という客観的な基準に基づき、予め定めた是正措置命令を発動するものです。

これにより、

金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること

是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること

結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながるなどが期待されます。

早期是正措置の発動基準となる自己資本比率は、資本勘定（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子とし、リスクアセット（資産の種類に応じたリスクの割合を基礎として計算されたリスク資産額の合計額）を分母として算出されます。自己資本は、金融機関が抱える様々なリスクを吸収するための財務基盤であり、各金融機関が内外の金融市場において預金者や投資家からの信認を確保していく上で重要です。

(算出式) 自己資本比率 =
$$\frac{\text{自己資本額（資本金等）}}{\text{リスクアセット（資産の種類に応じたリスクの割合を基礎として計算されたリスク資産額の合計額）}}$$

さらに、早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められています。

す。

当初は第1から第3までの3区分ありましたが、平成10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保するべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4区分となっています。

また、平成10年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースのいずれか低いほうの自己資本比率が基準を下回った場合に発動することになりました。

【資料1-3-1 早期是正措置の概要】

	自己資本比率		措置の内容
	国際基準行	国内基準行	
第1区分	8%未満	4%未満	経営改善計画(原則として資本増強に係る措置を含む)の提出・実施命令
第2区分	4%未満	2%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実施、配当・役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	2%未満	1%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止命令

(2) 証券会社

証券会社の財務の健全性を示す指標として、自己資本規制比率があります。具体的には、資本金や準備金その他の自己資本から、固定資産その他の直ちに流動化できない資産を控除したものを分子とし、各種のリスク相当額の合計値を分母として算出されます。この自己資本規制は、有価証券等の売買を頻繁に行うという証券会社の業務の性質を踏まえ、証券取引における円滑かつ確実な決済等を確保するため、証券会社の業務に伴うリスクを総合的に把握し、保有有価証券等の価格変動リスクを始めとする各種のリスクが顕在化した際にも、それに伴う損失に十分耐えるだけの流動的な資産を保持させることを目的としています。

$$\text{(算出式) 自己資本規制比率} = \frac{\text{固定化されていない自己資本の額}}{\text{リスク相当額}}$$

【資料 1 - 3 - 2 自己資本規制比率】

自己資本規制比率	証券会社の対応	監督当局の対応
140%未満 ～ 120%以上	140%を下回った都度、以下の書類を内閣総理大臣へ届出 ・自己資本規制比率に関する届出書 ・自己資本規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書	
120%未満 ～ 100%以上	120%を下回った都度、以下の書類を内閣総理大臣へ届出 ・自己資本規制比率に関する届出書 ・自己資本規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書	公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる。
100%未満	同上	公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、3月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から3月を経過した日における自己資本規制比率が引き続き100%を下回り、かつ、自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、登録を取り消すことができる。

(3) 保険会社

保険会社の経営の健全性を判断するための基準として、ソルベンシー・マージン比率があります。これは、保険事業について、通常の前測を超えて発生するリスクに対し、どの程度の支払余力を有しているかを示す指標です。具体的には、保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクに関し、通常の前測を超えるリスクについて一定の仮定の下で算定した額を分母とし、基金(資本金)、価格変動準備金、危険準備金(生保)、異常危険準備金(損保)、一般貸倒引当金等のリスクに対応することが可能なバッファ(ソルベンシー・マージン)を分子として、その比率を求めるものです。

$$(\text{算出式}) \text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン(支払余力)総額}}{\frac{1}{2} \times (\text{通常の前測を超えるリスクの総額})}$$

【資料 1 - 3 - 3 保険会社に係る早期是正措置制度の概要】

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分		措置の内容
非対象区分	ソルベンシー・マージン比率 200%以上	
第一区分	ソルベンシー・マージン比率 100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	ソルベンシー・マージン比率 0%以上 100%未満	次に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 ・保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ・配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ・新規契約の予定利率の変更 ・リスクの高い投資行動の抑制 ・事業費の抑制 ・一部の営業所又は事務所における業務の縮小 ・子会社等の株式又は持分の処分 ・その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	ソルベンシー・マージン比率 0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

3. 現状分析及び外部要因

金融機関を取り巻く経済環境が依然として厳しい中で(【資料 1 - 1 - 1 株式市況の動向】(P.10)、【資料 1 - 1 - 2 国内総支出等の推移】を参照(P.11))、預金者等の信頼を得るために、各金融機関は、中長期的な財務の健全性の確保に努めることが重要であり、収益性の改善に一層真剣に取り組むことが求められています。

具体的には、例えば、引き続き、的確な資産査定や不良債権処理等を通じ、財務の健全性の確保を図るとともに、更なるリストラの推進、リスク管理能力の向上、営業力の強化等を通じた収益性の改善などに取り組んでいくことが求められています。

4 . 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 13 年 7 月から平成 14 年 6 月末までに、預金取扱金融機関等に対し、早期是正措置等を以下のように発動しました。

銀行	:	2 件
信用金庫	:	4 件
労働金庫	:	0 件
信用組合	:	9 件
系統金融機関	:	1 件
証券会社	:	1 件
保険会社	:	0 件
合計	:	17 件

(2) 評価

是正措置の対象となった金融機関の多くは、命令に基づき、資本増強計画の提出及び実行、配当及び役員賞与の抑制等の是正措置を行い、健全性を回復しました。また、早期是正措置の枠組みの下で、発動対象となっていない金融機関についても、増資及びリストラなどにより健全化に向けた努力が促されています。

5 . 今後の課題

現在の厳しい経済環境に加え、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了もあり、金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、行政面における取組みの一層の充実に努める必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述 4 . (2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、現在の厳しい経済環境に加え、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了もあることから、金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けた対応を行ってまいります。

7 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、早期是正措置等に基づく是正命令の発動状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 早期是正措置等に基づく是正命令の発動実績

9 . 担当部局

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、保険課、証券課

政策 1 - 4

1. 政策名

金融再生法と預金保険法の適切な運用

2. 政策の目標

(目標)

金融機能の安定及びその再生並びに預金者等の保護等を図るため、金融再生法及び預金保険法に基づく金融機関の破綻処理等を行う。

(業績指標) 破綻処理等の実施状況

(説明)

金融機関が破綻したとき、金融庁長官は法令に従い金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下、「管理を命ずる処分」といいます)を行うことができます(以下、この管理を命ずる処分を受けた状態の金融機関を「被管理金融機関」といいます)。

破綻処理の方法には、破綻金融機関の一定の金融機能を維持できるように、その営業を付保預金¹と共に他の健全な金融機関に譲渡するなどして、その際必要な資金を預金保険機構が援助する方式と、預金者に直接保険金を支払い、破綻金融機関の金融機能を停止し精算する保険金支払方式の2つがあります。

この点に関しては、平成11年12月の金融審議会答申に示されているように、「破綻金融機関の有していた決済や融資等の金融機能を維持するなど破綻に伴う混乱を最小限に止めることが重要」であり、かつ、「預金者の損失及び預金保険の負担を最小限に止めることが重要」であることから、破綻金融機関の営業等を救済金融機関に譲渡するなどの方式により、適時・適切な破綻処理を行うことが必要です。

救済金融機関への譲渡などの方式においては、金融整理管財人は、被管理金融機関の業務の暫定的な維持・継続を行いつつ、救済金融機関への事業譲渡作業等を行います。

3. 現状分析及び外部要因

我が国の経済情勢を見ると、実体経済や株式市況の低迷、地価や物価の下落など、厳しい状況にあります。(【資料1-1-1 株式市況の動向】(P.10)を参照。)こうしたマクロ経済の停滞は、我が国の金融機関の収益や自己資本等へマイナスの影響を与え

¹ 預金保険の対象とされる預金等。

るものと考えます。

4．事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 13 事務年度における本政策目標に関する事務運営の状況は以下のとおりです。

平成 13 事務年度は、預金保険法に基づき、2 銀行、13 信用金庫、32 信用組合の計 47 の金融機関に対して管理を命ずる処分を行いました。

破綻金融機関については、救済金融機関等へ事業譲渡等を行う際に預金保険機構から救済金融機関等に対して資金援助が行われます。この枠組みの下で、破綻金融機関の預金、インターバンク取引等の負債は保護され、支障なく支払われるとともに、善意かつ健全な借り手への融資も継続されることとなります。

その際、金融整理管財人に対して、業務の暫定的な維持・継続等を求めるとともに、破綻金融機関の分割譲渡を含む救済金融機関の早期確保を要請しました。また、破綻処理の過程でもっとも長い時間を必要とする資産調査作業を迅速化するために、預金保険機構の指導・助言のもと、金融整理管財人において、監査法人の協力体制の確保、担保調査における外部専門家の活用、RCCによる資産査定の前倒しなどを行いました。

(2) 評価

破綻した 47 の金融機関については、金融整理管財人の管理の下で、上記の枠組みにより金融仲介機能の維持及び預金者等の保護が図られています。

その際、47 の破綻金融機関のうち、44 機関について、平成 14 年 9 月 30 日までに救済金融機関に事業譲渡が行われました。また、これらの金融機関について、管理を命ずる処分が行われた日から事業譲渡等がなされるまでの平均日数は 179.0 日²でした³。

以上のように、破綻処理に際して迅速・円滑な事業譲渡が行われているものと考えます。

5．今後の課題

金融機関の破綻処理等に関しては、これまでも迅速・円滑な事業譲渡等を行っていましたが、平成 14 年 4 月 1 日以降、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置が終了した

² 前事務年度（平成 12 年 7 月 1 日から平成 13 年 6 月 30 日まで）に破綻を公表した 32 金融機関のうち、すでに事業譲渡等がなされている 28 金融機関について管理を命ずる処分が行われた日から、事業譲渡等がなされるまでの平均日数は、385.5 日でした。

³ ただし、事業譲渡等がなされるまでの日数は、金融機関の規模等により異なりうることに留意する必要があります。

ことから、破綻処理等の一層の迅速化が必要です。

そのため、預金保険機構、整理回収機構、裁判所等の諸機関との緊密な連携に努めてまいります。

6．当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も引き続き破綻処理を適切に行ってまいります。平成14年4月1日以降、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置が終了したことを踏まえ、取組みの一層の充実や改善等に努めてまいります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議。

なお、破綻処理が最小の費用で行われているかといった効率性の観点からの評価も必要との意見もありました。

8．注記（政策効果の把握方法又は使用資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融機関の破綻処理等の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 金融機関の破綻処理の実施状況
- ・ 預金保険機構の公的資金の使用状況

9．担当部局

監督局総務課金融危機対応室

政策 1 - 5

1. 政策名

ペイオフ解禁への適切な対応

2. 政策の目標

(目標)

14年4月のペイオフ解禁に備え、国民に預金保険制度の正確な理解の浸透を図るための広報活動を実施する。

(業績指標)

広報活動の実施状況

(説明)

平成14年4月1日のペイオフ解禁(預金保険の適用が、流動性預金を除き原則に戻り、元本1,000万円までとその利息に移行)に向け、預金保険制度に係る誤解や不知による無用の混乱を来さないよう、同制度の周知徹底を図るための広報活動を、新聞、テレビ、インターネット、パンフレット等の多様な手段を通じて、平成13年度末までに重点的に実施することとしました。

(注)ここでは、ペイオフ解禁に向けた広報についてのみ評価を行っており、検査におけるペイオフ解禁への対応は「政策1-6 専門性の高い深度ある検査の実施」において、監督におけるペイオフ解禁への対応は「政策4-4 効率的で有効性の高い監督行政の実施」において、それぞれ評価しています。また、決済機能の安定確保については14事務年度において検討したものであり、14事務年度の実績評価で扱うこととなります。

3. 現状分析及び外部要因

平成8年度から平成12年度までの5年間、金融危機対応のための臨時異例の措置として、預金等全額保護の特例措置が講じられました。当該措置は、平成12年4月の都道府県所管の協同組織金融機関の国への移管を考慮して、平成13年度も継続されましたが、平成14年度から、預金保険の適用が流動性預金(当座預金、普通預金及び別段預金)を除き原則に戻り、流動性預金以外の預金の最低保障額は元本1,000万円までとその利息となりました(いわゆるペイオフ解禁)。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 13 事務年度における本政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

政府広報の活用

新聞やテレビといったマスメディアを使った政府広報の活用を図りました。また、小泉内閣メールマガジンにおいて、柳澤大臣がペイオフ解禁を行うことの必要性等について説明しました（200 万人以上に直接配信）。

【資料 1 - 5 - 1 平成 13 年度政府広報実績（ペイオフ関連）】

平成13年度政府広報実績（ペイオフ関連）

	日 時	媒 体
新聞	13年 :10/29～11/4、11/26～12/2、14年 2/11～2/17	突き出し」広告
	13年 :10月28日、11月25日	記事下」広告
	14年 3月4日号	折り込み広告」(にっぽんNOW)
雑誌	13年 :11月下旬～12月上旬	一頁広告（*一般誌6誌、経済誌9誌）
	13年 :12月上旬	4コマ漫画（やくみつるシリーズ）（*一般誌等7誌）
	14年 1月号（13年12月10日発売）	中央公論
テレビ番組	13年 :11月11日 7:00～7:15	フジテレビ「話題にアタック」
	13年 :11月16日 11:25～11:30	日本テレビ「ヒ存じですか」
	13年 :12月2日 6:30～6:45	日本テレビ「さわかニッポン」
	14年 2月9日 22:30～23:00	テレビ東京「大調査!!なるほど日本人」
	14年 2月16日 21:30～22:00	C S放送朝日ニュースター「政策対談 明日への架け橋」
ラジオ番組	13年 :11月25日 8:30～9:00	TBSラジオ「グッドモーニングジャパン」
	13年 :12月1日 9:30～9:55	FM東京「中山秀征の愛してJAPAN」
	14年 :1月、2月	全国370有線放送施設にて放送「政府の窓」
	14年 3月4日 19:00～19:15	ラジオたんぱ「暮らしのマイク」

*一般誌 6誌：読売ウィークリー、週刊朝日、サンデー毎日、SPA!、週刊新報、週刊文春

*経済誌 9誌：週刊AERA、ダイヤモンド、日経ビジネス、プレジデント、日経トレンディ、マネープラス、あるじゃん、エコノミスト、東洋経済

*一般誌等 7誌：一般誌 6誌+anan

パンフレット等の発行

金融庁においては預金保険制度の主要な仕組みを盛り込んだパンフレット（12 万部）及び制度の最も基本的かつ多くの質問が寄せられる事項に絞ったリーフレット（2 種類、各 100 万部）を作成し、財務局を通じて配布しました。パンフレットについては、ホームページにも掲載しました。

財務局を活用した広報活動

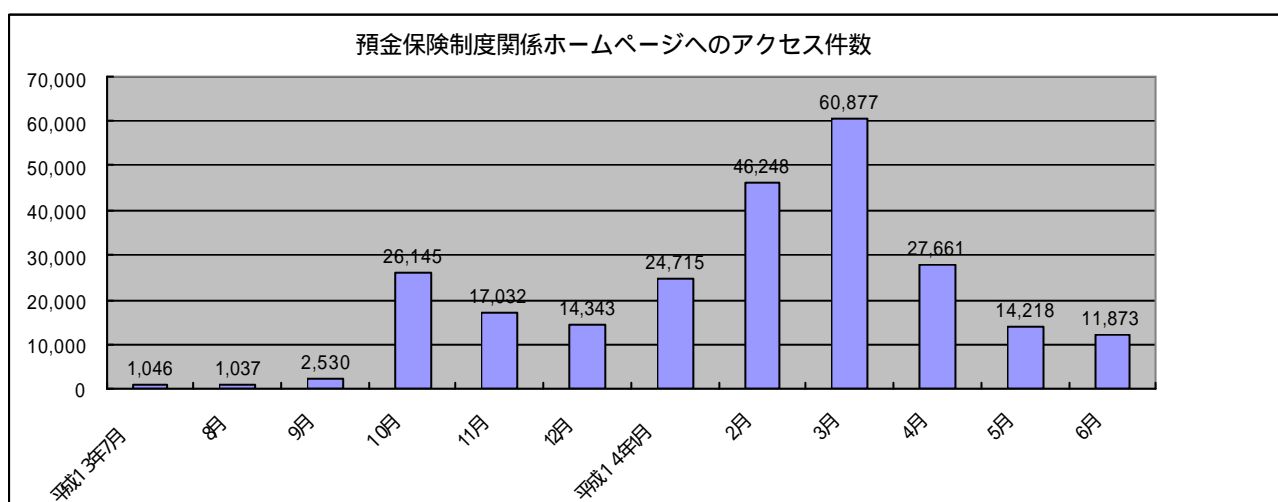
各財務局において幹部地方講演会・財務局主催の講演会等（延べ 400 回以上）の機会を捉えて一般向けに制度の説明を実施しました。また、財務局を通じて地方公共団体と連携を図り、地方公共団体の広報誌への記事掲載や庁舎へのポスター掲示を依頼しました。

ホームページの活用

平成 14 年 4 月 1 日のペイオフ解禁に向け、金融庁のホームページの日本語版、英語版それぞれのトップページに預金保険制度改正についてのコーナーを設け、広く国民への周知及び理解を図ってきました（ペイオフ解禁後も継続中）。平成 13 事務年度のアクセス件数 247,725 件、各月のアクセス件数は【資料 1 - 5 - 2】のとおりです。

【資料 1 - 5 - 2 預金保険制度関係ホームページのアクセス件数】

（単位：件）



国政モニターの活用

今後の預金保険制度に関する広報活動を実施していく上での参考とするため、平成 14 年 5 月に国政モニターを実施し、

- イ．ペイオフ解禁に向けての取り組み等について、
- ロ．金融機関への要望について、
- ハ．ペイオフ解禁に関する広報について、

という課題について 550 名の国政モニターの方々から、421 件のご意見、ご提言をいただきました。

(2) 評価

上記(1)のとおり、広報活動を行った結果、国民全般における預金保険制度の認知状況がどの程度向上したかについて正確に把握することは困難ですが、例えば、下記の金融広報委員会のアンケート結果からも、一般国民における理解が深まっていることが伺えます。

金融広報委員会のアンケート

実施期間：平成14年6月21日～平成14年7月1日

対象：全国6,000世帯（回収率69.2%）

(結果)

預金保険制度について、

- ・「内容まで知っている」、「見聞きしたことはある」とする回答が83.5%に増加した（昨年同時期の調査では77.1%）
 - ・「まったく知らない」とする回答が16.2%に減少した（昨年調査では22.8%）
- といった結果となっています。

これらを踏まえると、国民に預金保険制度の正確な理解の浸透が進んでいるものと考えます。

5. 今後の課題

平成14年10月7日に、「現在の流動性預金（当座預金・普通預金・別段預金）の全額保護を平成17年3月末まで継続する、ペイオフを解禁する平成17年4月から決済用預金の全額保護の仕組みを実施する、との内容を盛り込んだ法律案を作成し、臨時国会に提出する」という金融担当大臣談話が発表されました。それを受け、平成14年10月25日に臨時国会に「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」が提出され、12月11日に成立しました。

これにより、預金保険制度が変更されることから、同制度に係る誤解や不知による無用の混乱を来たさないよう、同制度の周知徹底を図るための広報活動を、引き続き実施します。

このため、平成14年度予算において、パンフレットの作成のための経費を確保しているほか、平成15年度予算においても、同様の経費の予算要求を行ったところです。

6．当該施策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことにより、預金保険制度が変更されることから、同制度に係る誤解や不知による無用の混乱を来たさないよう、同制度の周知徹底を図るための広報活動を、引き続き実施します。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は使用資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融広報委員会のアンケートにおける預金保険制度についての認知度、広報活動の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 金融庁ホームページ（預金保険関係ページ）へのアクセス件数
- ・ 金融広報委員会のアンケートにおける預金保険制度についての認知度
- ・ 平成13年度政府広報実績（ペイオフ関連）
- ・ パンフレット及びリーフレットの発行部数
- ・ 財務局での講演会等の開催件数
- ・ 国政モニターからの意見聴取状況

9．担当部局

総務企画局政策課広報室、信用課信用機構室

政策 1 - 6

1. 政策名

専門性の高い深度ある検査の実施

2. 政策の目標

(目標)

平成13検査事務年度基本方針及び基本計画等に基づき、緊急経済対策等に示された不良債権問題の抜本的な解決や、ペイオフ解禁への対応といった課題に重点的に取り組み、厳正で実効性のある検査を実施する。

(業績指標) 金融機関検査の実施数

(説明)

金融システム全体に対する信頼を確立するためには、金融機関に対し厳正で実効性ある検査を実施し、その経営状況を的確に把握する必要があります。平成13検査事務年度(13年7月～14年6月)においては、金融を取り巻く現下の情勢を踏まえ、特に、以下の三つの課題に重点的に取り組むこととしました。

(1) 不良債権問題の抜本的解決を図るための対応

「緊急経済対策(平成13年4月6日閣議決定)」等において示された不良債権問題の抜本的解決を図る観点から、その前提となる金融機関の自己査定¹の正確性について厳正な検証を行う。

(2) ペイオフ解禁への対応

平成14年4月からのペイオフ解禁を控え、より強固な金融システムを構築するため、効率的で実効性のある検査を実施する。

(3) 金融環境の変化への対応

時価会計の導入、インターネットを利用した金融取引の拡大、持株会社による経営統合の進展など、新しい金融環境に迅速かつ的確に対応した専門性の高い検査を実施する。

また、金融検査の対象は、預金等受入金融機関、保険会社及び証券会社等広範囲にわたるため、業態別の重点事項も定め、検査を実施することとしました。

¹ 金融機関の資産査定については、平成10年4月に早期是正措置が導入されたことを契機として、金融機関による自己査定及びそれに対する外部監査を前提としつつ、当該自己査定の正確性や償却・引当の適切性を当局が検証する方式に移行しています。

これらの施策を踏まえた平成 13 検査事務年度の検査計画は以下のとおりです。

【資料 1 - 6 - 1 平成 13 年検査事務年度の検査計画】

(単位：件)

預金等受入金融機関	310
保険会社	15
証券会社等	105
その他金融機関	350

(注) 当該計画は、年度当初の見込みとして設定したものです。

なお、上記の課題に向けた対応等を含む 13 検査事務年度の検査の基本方針等については、「平成 13 検査事務年度検査基本方針及び基本計画」(平成 13 年 7 月 30 日)として公表しています。(<http://www.fsa.go.jp/news/news.html>)

3. 現状分析及び外部要因

金融機関の不良債権問題の解決は我が国の経済再生の第一歩であり、「緊急経済対策(平成 13 年 4 月 6 日閣議決定)」、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(平成 13 年 6 月 26 日閣議決定)」やその後の「改革先行プログラム(平成 13 年 10 月 26 日)」等においては、具体的な施策として不良債権のオフバランス化や整理回収機構(RCC)の活用等が盛り込まれました。これらの施策を着実に進めるためには、その前提となる金融機関の資産に係る自己査定 of 正確性について厳正な検証を行うことが求められています。

また、平成 14 年 4 月には、普通預金、当座預金及び別段預金を除く預金等についていわゆるペイオフが解禁されました。金融機関においては、ペイオフ解禁に向けた対応として、破綻時における預金等の迅速な払い戻しのための預金に係る名寄せ²のためのデータの整備等に取り組んでいますが、これらの整備状況等について十分な検証を行うことが求められています。

更に、平成 13 年 4 月から、「その他有価証券」についても時価会計が導入されたほか、インターネットを利用した金融取引の拡大、持株会社方式による経営統合など金融機関のグループ化・コングロマリット化といった新しい金融環境に迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

これらの点を踏まえながら、厳正で実効性のある検査を実施していくことが、金融システム全体に対する信頼を確立するために重要となっています。

² 預金保険制度の下では、保険の対象となる預金等について、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1千万円までとその利息等の合計額を限度として保護されます。同一の預金者が破綻金融機関に複数の預金口座を有している場合には、1預金者として取り扱う個人・法人等に帰属する預金等を確定する必要がありますが、そのための作業を指しています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

不良債権問題の抜本的解決を図るための対応

イ. 主要行に対する「年1回検査」及びフォローアップ検査の実施

これまで2年に1回程度の頻度で実施してきた主要行に対する検査を強化し、「年1回検査」を実施しました。また、自己査定 of 正確性やリスク管理債権等の開示の適切性を高めるため、検査指摘事項を踏まえた自己査定態勢・基準、ディスクロージャー基準等の改善状況について検証を行うため、短期間の立入検査（フォローアップ検査）を実施しました（12件）。当該フォローアップ検査の結果、前回検査指摘事項の改善状況について、一部の銀行においては概ね改善されていると認められましたが、多くの銀行においては、全体として改善は認められるものの、なお不十分であり、自己査定や償却・引当の体制・基準等について改善を要する点があることを指摘しました。

ロ. 特別検査の実施

平成13検査事務年度の基本方針には盛り込まれていませんが、「改革先行プログラム」において、主要行に対する特別検査を導入することとしました。当該検査は、借り手企業の信用力が市場で急速に低下したため、資金繰りが急速に悪化した事例が生じるなど、銀行経営の健全性確保の観点から、当局としてリアルタイムに債務者の経営実態を把握し、債務者区分と市場の評価とのタイムラグを解消すべき状況にあったことから、通常検査を補完するものとして実施したものです。具体的には、決算期末前の自己査定期間中（14年3月期）に主要行13行に立入を行い、市場の評価に著しい変化が生じている等の大口債務者に着目して、その時点で入手可能な直近の債務者情報をもとに、企業業績等をタイムリーに反映した適正な債務者区分を確保するための厳格かつ精度の高い検証を外部監査人との共同作業により実施しました。

特別検査における検証債務者数は149先（与信額12.9兆円）であり、うち71先（同7.5兆円）の債務者区分が下位に遷移しました（下位に遷移した債務者のうち破綻懸念先以下とした債務者数は34先（同3.7兆円））。また、当該検証債務者に係る14年3月期決算における下期分の不良債権処分損の増加額は1.9兆円となりました。

なお、特別検査の詳細については、「主要行に対する特別検査の結果について」（平成14年4月12日）として公表しています。（http://www.fsa.go.jp/news/13_news.html）

ペイオフ解禁への対応

金融機関の経営状況やオフサイト・モニタリングを通じて得られた情報等を踏まえ、検査頻度にメリハリをつけるほか、検査内容についても、被検査金融機関の抱える問題の所在に応じて特定のリスク・カテゴリーを重点的に検証するなど、濃淡をつけた

効率的で実効性の高い検査を実施しました。また、預金保険機構とも連携しつつ、預金受入金融機関に対する検査において名寄せのデータ整備状況等を検証しました。当該検査の結果、ペイオフ解禁前までの名寄せデータ整備に向けての努力はみられるものの、システム開発やデータ整備の進捗率が適切に管理・把握されていない等の問題が把握されました。

金融環境の変化への対応

イ．時価評価の適切性の検証

時価会計の導入を踏まえ、有価証券の保有目的区分及び評価等の適切性について検証を行いました。

ロ．インターネット取引に係るリスク管理態勢の検証

インターネット取引を利用した金融取引について、システム・ダウン時の対応策の整備状況をはじめ、当該取引に係るリスク管理態勢について検証を行いました。

ハ．グループ・コングロマリットの一体的な実態把握

金融グループにおける連結ベースでの資産内容やグループ内の取引関係等を的確に把握するため、親金融機関と金融機関子会社、海外拠点等を一体的に検査することにより（9グループ、31社）、効率的な実態把握に努めました。

二．システム・リスクの検証

システム・リスクは、より専門性の要求されるリスク・カテゴリーの一つですが、検査においては専門班による深度のある検証を実施しました。13事務年度においては、金融機関の経営統合に際してコンピュータシステム・トラブルが発生する事例もみられましたが、その際には、その発生原因、再発防止策等について厳正に検証を行うため、システム統合リスクを対象とした検査を実施し、事実関係の把握に努めました。

【資料1-6-2 平成13検査事務年度の検査実施件数】

（単位：件）

預金等受入金融機関	310
保険会社	16
証券会社等	110
その他金融機関	363

（注）上記のほか、フォローアップ検査・特別検査を合わせて25件、証券取引所検査を2件実施しています。

検査体制の整備

金融検査の頻度と深度の充実を図る観点から、検査官の増員が図られており、平成14年度（年度末時点）においては金融庁44名、財務省財務局2名の計46名の増員と

なっています(年度末時点での金融検査に従事する職員数は金融庁 404 名、財務局 573 名の合計 977 名)。

検査・監督部門の連携

監督部門においては、日常的なオフサイト・モニタリングを通じて金融機関の経営状況をきめ細かく把握することにより、金融機関の適切な業務運営を促しています。検査部門においては、監督部門からの情報を踏まえつつオンサイトの検査を実施し、金融機関の財務内容や法令遵守状況について深度のある検証を行い、日頃の監督が経営に活かされているか、新たに問題が生じていないかをチェックしています。また、検査で改善等を要するとされた問題に係る情報は監督部門に伝えられ、その後の監督行政に活かされています。このように、検査・監督部門間で連携を図ることにより行政機能を最大限に発揮することが可能となると考えています。

(2) 評価

以上のように、不良債権問題の解決に向けた対応として、主要行に対し「年1回検査」及びフォローアップ検査を実施したほか、「改革先行プログラム」に基づき特別検査を実施しました。これらの検査、なかんずく特別検査は、主要行における不良債権処理の迅速化に相当の効果を上げるとともに、各行における自己査定の高質の全般的な向上に寄与したものと考えます。

また、ペイオフ解禁への対応として、預金保険機構と連携しつつ、名寄せのデータ整備状況等の検証を実施しましたが、金融機関に対し当該検証で把握した問題点を指摘することにより、当該金融機関のペイオフ解禁へ向けた取組みを強く促す効果があったものと考えています。

そのほか、金融機関の経営統合に伴い発生したコンピュータシステム・トラブルについては、システム統合リスク検査の実施により迅速に対応しました。

5. 今後の課題

(1) 金融システムの安定、預金者・投資家の保護及び金融の円滑を図るため、今後とも金融検査の実施に当たっては、金融を取り巻く時々の情勢を踏まえつつ、適切に対処していく必要があると考えています。

また、金融行政を適切に遂行していく上では、金融機関の経営状況等にかかる問題の早期・的確な把握に努め、早め早めの対応により経営改善や効率化につなげていく必要があります。このことはまた、金融機関の経営破綻を未然に防止すること等により、金融システムの運営に係る社会的なコストを最小化するという効果をもたらすだけでなく、経営の改善や効率化を通じ、円滑な金融の担い手としての金融機関の存在意義を高めていくという国民経済的な意味があります。

(2)平成14事務年度における検査の基本方針等は「平成14検査事務年度検査基本方針及び基本計画」に掲げていますが、当該基本方針等においては、特に、以下の課題に重点的に取り組むこととしています。

金融システムのより一層の安定を確保するため、主要銀行グループに対して、より実効性・効率性の高い検査を実施する。(このような観点から、主要銀行グループを一体的に捉えた「通年・専担検査」³を導入しています。)

中小・零細企業等の経営実態の把握向上により、検査の適切な運用を確保する。(このような観点から、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の適切な運用を図るため、検査官に対する研修を広く濃密に実施するほか、その基本的な考え方について、金融機関やその利用者への周知徹底を図っています。)

郵政公社・政策金融機関に対する検査権限の金融庁への一部委任規定が法律上(平成15年4月施行)設けられたことを踏まえ、実効性ある検査の実施に向けて、検査体制の整備等に努める。(このような観点から、公的金融の特性を踏まえた検査のあり方の検討、組織・体制面の整備など、所要の準備を行っているところです。)

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後とも、金融検査の実施に当たっては、金融を取り巻く時々の情勢を踏まえつつ、厳正で実効性のある検査の実施に努めてまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議。

なお、金融検査の実施と金融機関に対する破綻予防効果との関係に着目した分析を可能な範囲で行い、政策評価に活かすべきではないかとの意見もありました。

8. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融機関検査の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

³ 検査部門を主要銀行グループ別に編成し、各部門が専断的に主要銀行グループの中の金融機関を順次検査することにより、当該銀行グループには年間を通じて検査が実施される形となります。

〔使用資料等〕

- ・ 金融機関検査の実施数
- ・ 主要行に対する特別検査の結果について

9. 担当部局

検査局総務課

1. 政策名

生命保険をめぐる諸問題への適切な対応

2. 政策の目標

(目標)

生命保険をめぐる諸問題に適切に対応するため、金融審議会の第二部会から示された「生命保険をめぐる諸問題への対応 今後の進め方」を踏まえ、保険会社の財務基盤の充実や保険契約者からの信頼の向上等に資するよう対応を図る。

(業績指標) 生命保険をめぐる諸問題の対応状況

(説明)

近年の生命保険市場の成熟化やわが国の社会経済環境の変化は、生命保険業に多くの課題を投げかけています。

特に、近年の超低金利の継続は、いわゆる「逆ざや」問題を出現させており、不適切な資産運用と相まって生命保険会社の破綻が相次ぎました(【資料1 - 7 - 1】～【資料1 - 7 - 3】参照)。

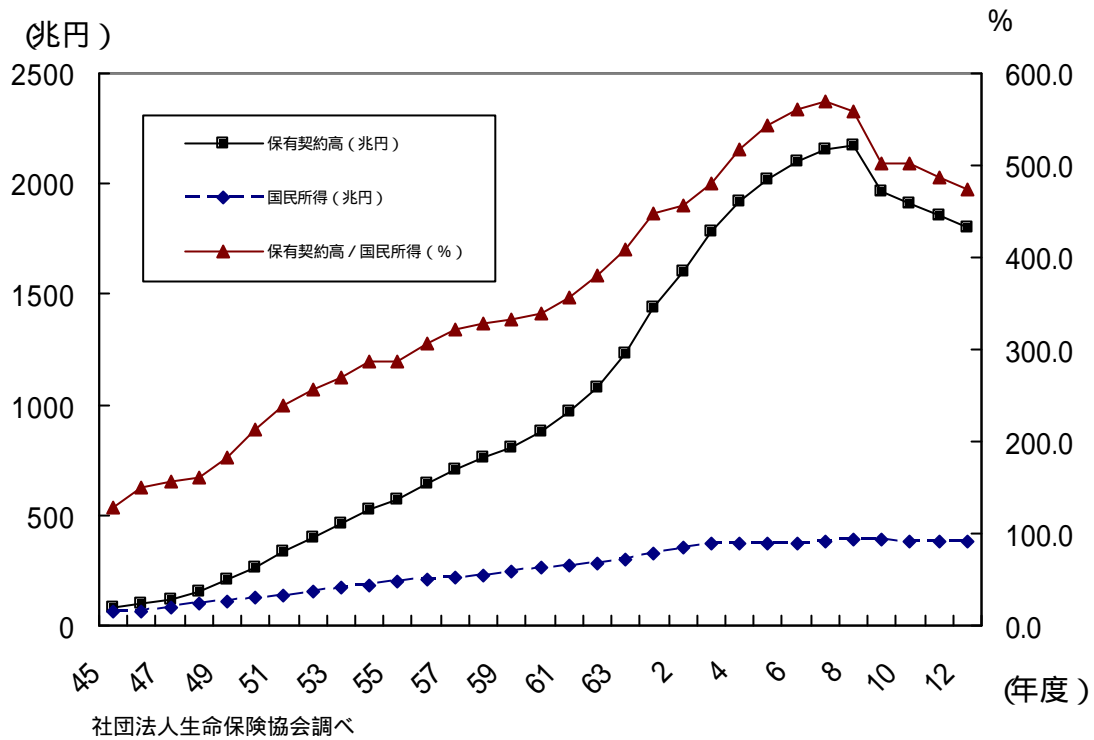
また、こうした厳しい経営環境等を反映して、解約の増加、新規契約の伸び悩みに代表される「生保離れ」等が指摘される中、保険契約者からの信頼の向上が大きな課題となっています。従来の保障性商品については既に相当程度成熟しており、また、貯蓄性商品については他の金融商品との競合がみられるなど、近年の生命保険会社の厳しい経営環境は一時的なものではなく構造的なものであると考えられます。

こうした生命保険をめぐる諸問題に適切に対応するためには、総合的な取組みが必要であるとの認識のもと、金融審議会第二部会において、生命保険会社の財務基盤の充実、保険契約者からの信頼の向上、多様な保険商品開発の促進、監督手法の整備、保険契約の契約条件の変更等の問題について多角的な検討を行い、平成13年6月に「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」が、同年9月に「生命保険をめぐる諸問題への対応 今後の進め方」が取りまとめられました。

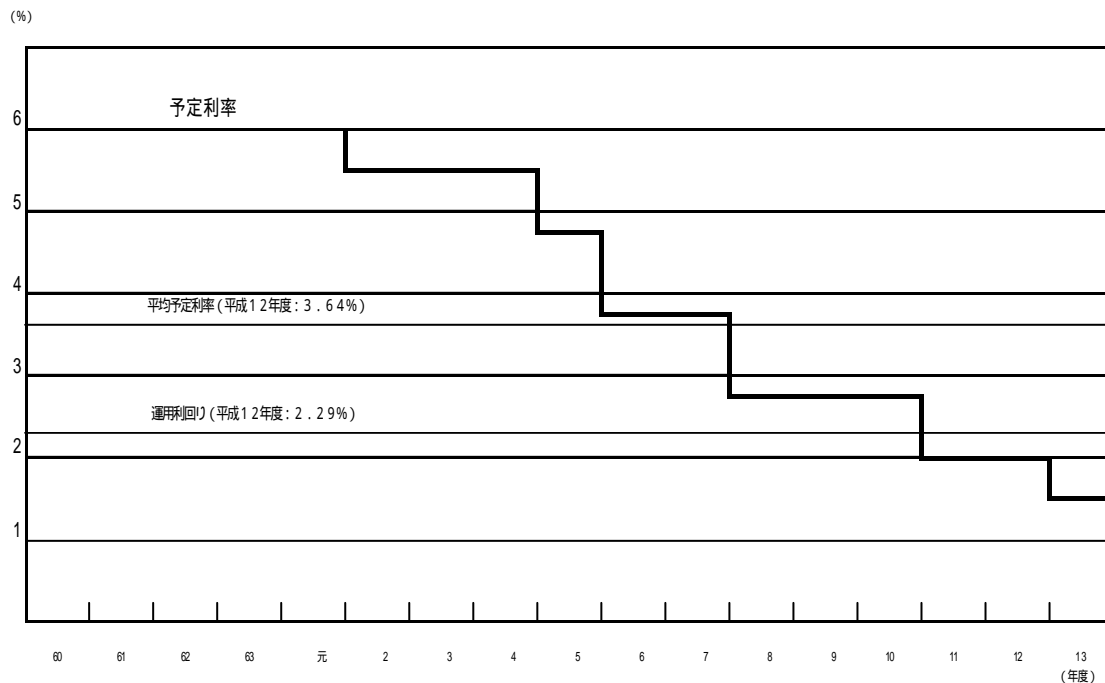
この中で、保険契約の契約条件の変更の制度については、制度導入の環境が整っておらず、まず先に取り組むべき事項が多く存在しており、これらについて各保険会社、行政当局による必要な対応を求めることとされています。

また、損害保険会社にとっても、厳しい経済情勢に加え、自由化を受けた競争激化、契約者ニーズの多様化・複雑化等、著しい環境の変化が生じており、損害保険をめぐる諸問題への各保険会社、行政当局による適切な対応が求められています。

【資料 1 - 7 - 1 生命保険契約高と国民所得】

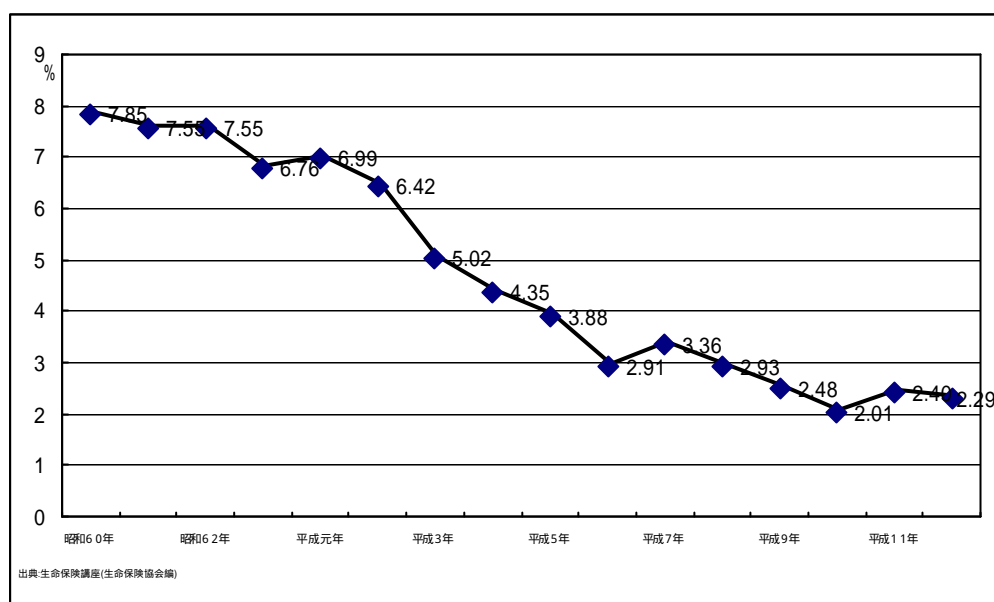


【資料 1 - 7 - 2 生命保険会社の予定利率の推移】



(注1) 昭和60年度～平成元年度の予定利率6%については、保険期間10年超20年以下の養老保険の一般的な水準。
 (注2) 平成2年度～平成4年度の予定利率5.5%については、保険期間10年超の養老保険の一般的な水準。
 (注3) 平成5年度～平成7年度の予定利率4.75%及び3.75%については、養老保険の一般的な水準。
 (注4) 平成8年度以降の予定利率については、標準予定利率(平成8年大蔵省告示第48号)。

【資料 1 - 7 - 3 生命保険会社の運用利回りの推移】



3. 現状分析及び外部要因

保険会社の平成 13 年度決算概要

(1) 生命保険会社（【資料 1 - 7 - 4】参照）

生命保険会社（全 43 社）の平成 13 年度決算の状況は、以下のとおりとなっています。

保有契約の状況

個人保険及び個人年金保険の契約状況をみると、新契約（転換純増¹を含む。）は、一部で新商品の投入効果から前年を上回る会社もみられましたが、全体では引き続き前年度を下回って（ 4.5%）おり、厳しい状況が続いています。また、解約失効高は前年度に比し、増加（ 5.8%）しました。

これらの結果、保有契約高は全体で 1,325 兆円となり、引き続き減少（ 2.9%）しました。

損益の状況

保険料等収入は、保有契約高が減少したものの、各社とも既契約内容の充実等に努めたことから、全体で前年度比微減（ 1.1%）にとどまり、26.2 兆円となりました。

一方、保険金等支払金は、解約失効高が増加したことから、28.4 兆円と前年を上回りました（ 19.1%）。生命保険会社の本業による基礎的な収益を示す基礎

¹ 「転換純増」とは、転換に伴って増加する保険金額の増加分のことであり、例えば、保険金 2000 万円の契約を 3000 万円の契約に転換した場合、増加した部分である 1000 万円のことをいいます。

利益²は、全体で 2.2 兆円とほぼ前年並み（ 0.8%）で、いわゆる「逆ざや」を補った上で、なお利益が出ている状況となっています。

なお、株価の低迷に伴い、多額の減損処理を行ったことなどから、当期利益は 3,853 億円となり、大幅な減益（ 45.5%）となりました。

また、有価証券の含み益は、株価の低迷に伴い大幅に減少（ 41.9%）し、全体で 5.0 兆円となりました。

ソルベンシー・マージン比率の状況

各社のソルベンシー・マージン比率³は、有価証券含み益の減少などにより、多くの会社で低下していますが、いずれの会社においても健全性の基準である 200%を上回りました。

(注) 上記の平成 13 年度決算関係計数は、全 43 社の合計であるが、対前年度は、エイアイジー・スター、ジブラルタ、T & D フィナンシャルの 3 社分を除いて算出しています。

【資料 1 - 7 - 4 生命保険会社の平成 13 年度決算の概要（速報ベース）】

	1 2 年 3 月 期 (= 11 年度 決算)		1 3 年 3 月 期 (= 12 年度 決算)		1 4 年 3 月 期 (= 13 年度 決算)	
	(46 社)	対前年増減率 (%)	(45 社)	対前年増減率 (%)	(43 社)	既存社ベース (注1) 対前年増減率 (%)
新契約 + 転換純増 (兆円)	137	2.3	133	3.2	130	4.5
解約失効高 (兆円)	141	0.3	123	12.7	144	5.8
保有契約高 (兆円)	1,442	3.2	1,315	8.8	1,325	2.9
基礎利益 (億円)	-	-	22,147	-	22,611	0.8
当期利益 (億円)	9,256	167.9	6,663	28.0	3,853	45.5
総資産 (兆円)	190	0.9	183	3.6	184	2.8
有価証券含み損益 (億円)	112,085	57.6	86,426	22.9	50,723	41.9

(注 1) 「既存社ベース」とは、2 期比較可能社ベースで集計したものであり、エイアイジー・スター、ジブラルタ、ティ・アンド・ディ生命を除いている。

(注 2) 新契約 + 転換純増、解約失効高、保有契約高は、個人保険及び個人年金保険の合計。

(注 3) 「公表逆ざや額」は以下のとおり（11 年度公表 26 社、12 年度、13 年度は全社ヒアリングベース）。なお、14 年 3 月期より算出方法が業界において統一されている。
「逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金残高」

公表逆ざや額 (億円)	16,154	-	14,191	-	13,658	-
---------------	--------	---	--------	---	--------	---

² 「基礎利益」とは、生命保険会社の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の営業利益や銀行の業務純益に近いものです。基礎利益 = 経常利益 - 臨時損益 - キャピタル損益で表されます。

³ 「ソルベンシー・マージン比率」とは、通常の予測を超えて発生するリスクに対し、どの程度の支払余力を有しているかを示す指標のことをいいます。

(2) 損害保険会社(【資料1-7-5】参照)

損害保険会社(国内社32社)の平成13年度決算の状況は、以下のとおりとなっています。

元受契約の状況

元受正味保険料は前年度に比し、積立保険を含んだベースで減少(2.2%)しているものの、積立保険を除いたベースでは、前年度に引き続き増加(0.6%)となりました。

損益の状況

正味収入保険料は、6.8兆円と前年度に引き続き増加(0.4%)となりました。

一方、米国テロ等の影響により保険引受費用(支払備金⁴)が増加したことに加え、株式相場下落の影響を受け、減損処理による有価証券評価損が大幅に増加した結果、経常利益は、1,265億円の赤字となりました。

ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、米国テロや株式相場下落等を背景に一部の会社において低下したものの、いずれの会社も健全性の基準である200%を大きく上回りました。

【資料1-7-5 損害保険の平成13年度決算の概要(速報)(損害保険会社国内社ベース)】

(単位:億円、%)

	11年度 (=12年3月期)		12年度 (=13年3月期)		13年度 (=14年3月期)	
		対前年 増減率		対前年 増減率		対前年 増減率
元受正味保険料 (積立保険料含む)	92,018	2.8	91,151	0.9	87,935	2.2
元受正味保険料 (積立保険料除く)	73,412	0.0	74,378	1.3	73,892	0.6
正味収入保険料	68,330	0.3	68,973	0.9	68,388	0.4
正味支払保険金	37,251	3.0	37,780	1.4	37,114	0.6
経常利益	3,197	13.4	3,343	4.6	1,265	-
総資産	302,252	2.7	347,828	15.1	331,900	3.4

注1) 11年度は36社(第一火災を除く)ベース、12年度は37社(第一火災を除く)ベース、13年度は32社(大成火災を除く)ベース。

注2) 11年度の対前年増減率は、10年度の計数から第一火災を除いたものに対する増減率。13年度の対前年増減率は、12年度の計数から大成火災を除いたものに対する増減率。

⁴ 「支払備金」とは、支払義務が発生している保険金等のうち、決算期末時点で未払いとなっているものについて、支払いに備えて積み立てが義務付けられている準備金です。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成13事務年度における本政策に係る措置については、平成13年9月の「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」に盛り込まれた

生命保険会社の財務基盤の充実

ディスクロージャーの改善

保険会社におけるガバナンスの強化、

等の事項について、当庁において、行政上必要な制度整備につき検討を行い、その検討結果について、平成14年1月に「生命保険をめぐる対応策」として、次のような項目を内容とする報告を金融審議会第二部会に行いました。

社員配当ルール（いわゆる80%ルール）の弾力化

基金⁵の調達手続の弾力化

ディスクロージャーの充実

総代会制度の改善

企業向け商品の届出制への移行、等

その後、パブリックコメントを経て、同年3月に必要な府令改正・事務ガイドライン改正を行いました。なお、パブリックコメントにおいては、更なるディスクロージャーの充実など、10件のご意見をいただきました。

【保険業法施行規則の改正】

保険相互会社の社員配当ルールの弾力化（第29条）

厳しい経営環境に対応した内部留保の確保を一層促す観点から、保険相互会社の剰余金に対する配当割合の下限を、現行の生命保険会社では80%、損害保険会社では60%から、ともに20%に引き下げました。

ディスクロージャーの充実

イ. 責任準備金⁶の内訳（第59条の2、別表）

(イ)生命保険会社

昨今のいわゆる「逆ざや」等の経営環境も踏まえ、生命保険会社の負債面のディスクロージャーを一層拡充する観点から、責任準備金の内訳の開示（契約時期別に予定利率のレンジとともに開示）を義務付けました。

⁵ 「基金」とは、相互会社における株式会社の資本金に当たるものです。

⁶ 「責任準備金」とは、将来の保険金等の支払いに備えて積み立てが義務付けられている準備金です。

(ロ)損害保険会社

保険種目別の責任準備金の内訳の開示を義務付けました。

ロ. ソルベンシー・マージンの内訳（第 59 条の 2、別表）

保険会社のソルベンシー・マージン比率について、その水準のみならず、その内容及び質が重視されてきていることに鑑み、その分子・分母の内訳の開示を義務づけました。

事業報告書（営業報告書）への記載事項の追加（別紙様式 12 号など）

総代会（株式総会）への報告・説明事項の充実するため、事業報告書（営業報告書）の記載事項として、以下の事項を追加しました。

イ. 生命保険会社

(イ) 保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移

(ロ) 責任準備金の状況及び推移

ロ. 損害保険会社

(イ) 正味損害率及び正味事業費率⁷の状況及び推移

(ロ) 保険引受収益（又は保険引受損益）の推移

保険商品の届出制への移行（第 83 条、164 条、189 条）

認可制となっている保険商品のうち、保険契約者保護等の観点から問題のない確定給付年金保険、確定拠出年金保険及び個人向けの火災保険について、届出制に移行させました。

【事務ガイドラインの改正関係】

総代の選出

総代の数、選考方法等の見直しを促す観点から、それらに関する考え方について説明書類に記載するとともに、総代会において説明することを求めることとしました。

総代会

総代会を充実する観点から、責任準備金残高、ソルベンシー・マージン比率、基礎利益等について総代会において説明すること、総代会の傍聴を希望する社員に傍聴の機会を付与すること、総代会の議事録をインターネットで開示すること等を求めることとしました。

⁷ 「正味損害率及び正味事業費率」

正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) / 正味収入保険料 × 100

正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 営業費及び一般管理費) / 正味収入保険料 × 100

契約者懇談会等

現在、総代会の後に開催されている契約者懇談会の開催時期について、総代会の前にすることとし、契約者懇談会での契約者の意見を総代会に報告することを求めることとしました。(平成 15 年 4 月 1 日以降に開催される定時総代会について適用。)

情報開示

社員配当と資本基盤充実のための方策を説明書類に記載することを求めることとしました。

基金の再募集

相互会社の基金の調達について、現在の実務では、総代会決議と基金の引受・払込がほぼ連続して行われ、1~2ヶ月以内に全ての手続が完了していますが、現行法制度でもより弾力的な運用が可能であることを明確化しました。具体的には、期間を定めた複数の時期に金額を分割して募集することを総代会において意思決定された場合の定款変更の認可や、実際の基金の増額を行う際の届出を受理する際の留意事項を定めることとし、基金の再募集について、総代会で意思決定が行われたものか、基金利息の支払が社員の権利保護に欠けるものではないか、次期総代会までに全ての基金募集を行うこととなっているか等のチェック項目を規定しました。

相互会社の社員の権利義務に関する説明

保険募集人が、保険募集する際に、総代会の制度や社員としての権利義務を説明することを求めることとしました。

将来収支分析について

生命保険会社の責任準備金の積み立てに関する将来収支分析⁸の結果は、保険計理人の意見書として取締役会に提出されるとともに、その写しが当局に提出されることとなっていますが、意見書に関して保険計理人や経営者から説明を聴取する際の着眼点を規定しました。具体的には、実務基準に則って将来収支分析が行われているか、基本シナリオと異なるシナリオを使用している場合の合理性、責任準備金の積立不足が見込まれるが経営政策の変更により積み立てを要しないこととした場合等のチェック項目を規定しました。

⁸ 「将来収支分析」とは、保険会社の保険計理人が、金融庁長官が認定した基準に基づき、将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果、現在の責任準備金の積立水準が将来的にも十分であるか、または、保険業の継続が困難とならないかについて確認を行うための分析手法です。

保険商品の認可・届出の短縮

定型化された簡易なものや他社の既存の商品と同等の内容のものについては、60日以内に審査を終えるものとなりました。

(2) 評価

生命保険会社の財務基盤の充実を図るため、保険相互会社の社員配当ルールの弾力化を実施しました。これにより全社が定款を変更するなど、各社において、社員自治に基づき、適正な配当及び内部留保水準を定めることができる体制作りが進みました。

ディスクロージャーの改善を図るため、責任準備金及びソルベンシー・マージン比率の内訳の開示等を行い、保険契約者は、より詳細な情報に基づき契約することが可能となりました。

保険会社におけるガバナンスの強化を図るため、以下のような総代会制度の改善を行い、総代会の運営の一層の透明化が図られるようになりました。

総代の選出に関する考え方の説明書類への記載及び総代会における説明

総代会の傍聴機会の付与及び議事録のインターネットでの開示、等

このように13事務年度に行った施策は、保険会社の財務基盤の充実や保険契約者からの信頼の向上に寄与しているものと考えます。

5. 今後の課題

(1) 生命保険会社を取り巻く状況は、生命保険市場の成熟化に加え、超低金利の長期化や株価の低迷など、構造的に厳しいものとなっております。また、損害保険会社においては、株価の低迷や米国テロに伴う巨額の保険金支払いなどにより、近年、厳しい経営環境にあります。さらに、保険会社全体をみても、規制緩和の進展と相まって、生保・損保の各業態内の競争に加え、生損保間の競争、さらには他の金融分野との競争も激しさを増している状況にあります。

こうした中で、各保険会社においては、財務基盤の一層の強化やリスク管理能力の向上等を図りつつ、最適の経営戦略を選択し、着実に実行していくことが、保険契約者等の信頼を向上させる上でも、今後ますます重要な課題となっております。

(2) こうした認識の下、金融庁においては、平成13事務年度の政策目標にかかる制度整備を着実に実施してきたところでありますが、現下の保険会社を取り巻く状況を踏まえると、更なる取組みが必要となっております。金融庁としては、保険会社の経営状況を引き続き注視しつつ、保険会社の経営の安定や保険システム全体に対する信頼性の確保といった観点から、セーフティネットの見直し等の制度整備を適時・適切に進めていくことが重要であると考えています。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述 4 . (2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、現下の保険会社を取り巻く状況や取組みの有効性等を踏まえ、セーフティネットの見直し等の制度整備を適時・適切に進めてまいります。

7 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、保険会社の財務基盤の充実や保険契約者からの信頼の向上等に向けた制度整備の実施状況等により、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 規定の整備状況
- ・ パブリックコメントの意見
- ・ 保険会社の決算・業務関係資料

9 . 担当部局

総務企画局信用課保険企画室、監督局保険課

1. 政策名

市場ルール・インフラの整備

2. 政策の目標

(目標)

証券市場の構造改革を進め、個人投資家の積極的な市場参加のために環境整備を図り、証券市場による直接金融の機能を高める。

(業績指標) 市場ルール・インフラ整備の実施状況

(証券市場への信頼向上のためのインフラ整備、魅力ある投資信託の実現、証券税制の改革)

(説明)

証券市場の構造改革は、我が国経済の再生に必要不可欠な構造改革の重要な政策課題として位置付けられています。小泉総理の所信表明演説(平成13年5月7日)でその旨表明されたのに続いて、「骨太の方針」(「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」平成13年6月26日閣議決定)においても、「個人投資家の市場参加が戦略的に重要であるとの観点から、その拡大を図るために、貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替えなどを踏まえ、税制を含めた関連する諸制度における対応について検討を行う。」とされたところです。

金融庁としては、貯蓄尊重から投資重視への政策の力点の置換えなどを踏まえ、抜本的かつ総合的な証券市場の構造改革を進め、個人投資家の積極的な市場参加を促すための環境整備を図り、証券市場による直接金融の機能を高めることが喫緊の課題であると認識しています。

このような認識の下、平成13事務年度においては、個人投資家が主役の証券市場を構築するため、証券市場への信頼向上のためのインフラ整備、魅力ある投資信託の実現、証券税制の改革等の施策を中心に、市場ルール・インフラの整備など証券市場の構造改革を着実に実施していくこととしました。

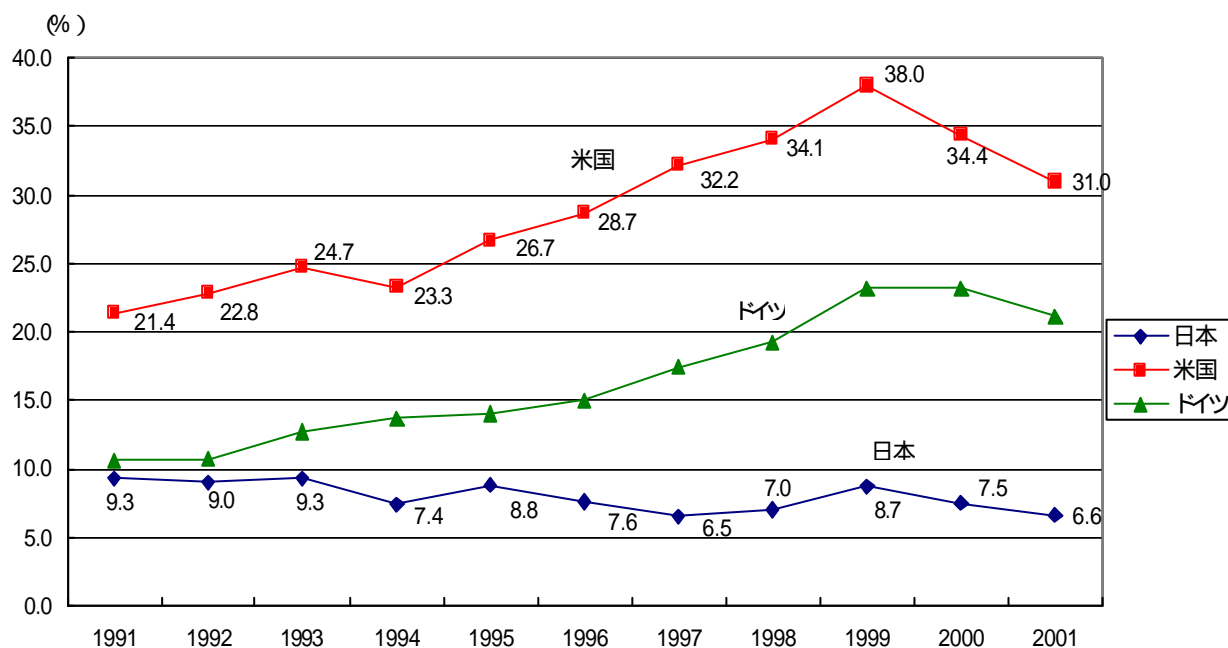
3. 現状分析及び外部要因

我が国の今後の金融システムは、有効な価格メカニズムの下でリスクが適切に管理・配分される市場機能を中核としたものとなっていくことが必要です。

しかしながら、証券ビッグバンを始めとするこれまでの証券市場改革により、市場における競争の促進の効果が現れてきているものの、実体経済の停滞があるとはいえ、証券市場は依然として活力に乏しく、市場機能を中核とした我が国の金融システムの将来を担うに十分なものとはなっていない状況です。

また、個人金融資産に占める株式・投信の割合は、アメリカでは31%（2001年）、ドイツでは23%（2000年）であるのに対し、日本では6.6%（2001年）にとどまっており、個人投資家の積極的な参加を促していく必要があります。（【資料1 - 8 - 1】参照）

【資料1 - 8 - 1 個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比（日・米・独）】



（各国資金循環統計より）

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成13事務年度においては、平成13年8月8日に公表した「証券市場の構造改革プログラム」に盛り込まれた具体的施策を実施することとしたところであり、本政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

証券市場への信頼向上のためのインフラ整備

個人投資家の市場参加を阻害している要因として、証券市場への信頼の欠如(証券会社の営業姿勢への不信、発行企業の株主重視の経営姿勢の欠如等)及び市場インフラ(ルール)の不備が挙げられています。当該要因を取り除き、個人投資家の積極的な市場参加を促すため、以下のような方策を講じました。

イ. 証券会社の営業姿勢の転換に向けた方策

証券会社の行為規制違反に係る全ての行政処分の公表を行うとともに(13年8月より実施)証券会社が不必要な乗換勧誘を行わないよう、株式投信の乗換えの勧誘行為の改善に向けたルールの導入(府令改正、日本証券業協会規則改正)を実施しております。

ロ. 行政による市場の監視の強化

行政による市場監視の強化を図るため、証券取引等監視委員会の定員について、平成14年度要求において大幅な増員を求め、財務局監視官部門の増員を含め、99名の増員が行われ、人員の増強を図りました。(13年度265名 14年度364名)

ハ. 市場インフラの整備

(イ) ディスクロージャーの充実・強化

・ EDINETの充実

個人投資家にとって便利で分かり易いディスクロージャーを進めるため、インターネットによる電子開示(EDINET)に係る「証券取引法施行令」等の関係法令等を整備・改正いたしました(14年5月22日公布。6月1日施行)。

・ 目論見書の電子交付の促進

投資家に対する目論見書の交付方法の多様化を図るため、電子的手段による交付に係る「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を行いました(13年9月25日公布、10月1日施行)。

(ロ)不公正取引に対するルールの明確化

金庫株解禁に伴う自己株式取得の際の相場操縦防止等のため、自己株式取得の際の買付価格など遵守すべき具体的要件を規定する「上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令」を制定いたしました(13年9月21日公布、10月1日施行)。

(ハ)IT化等に即した市場インフラの整備

社債、国債等のペーパーレス化・決済期間短縮化のため、証券決済システム改革法を整備しました(14年6月12日公布、15年1月6日施行)。

(ニ)株式の投資単位の引下げの具体化

個人投資家の株式市場への参入を促進するため、株式の投資単位の引下げの推進を証券取引所等に対し要請し、証券取引所等では、上場企業を対象に「投資単位の水準が50万円未満とする努力義務を課すとともに、必要と認めるときは引下げの勧告、公表ができる旨」等を規定する規則改正を実施しました(13年10月1日施行)。

二．自主規制機関による市場監視の強化

日本証券業協会に対し、自主規制機関による市場監視の強化を図るよう要請し、同協会として、

(イ)証券外務員等の処分の公表の実施

(ロ)苦情処理・紛争解決内容の積極的公表

などを内容とする「証券会社の信頼性向上に向けたアクション・プログラム」を公表しました(13年9月10日)。

ホ．発行企業の株主重視の経営姿勢の確立

(イ)発行企業の株主重視の経営姿勢の確立のため、証券取引所等による対応を要請し、証券取引所等は以下の対応を行いました。

- ・ 発行企業の決算短信等におけるROE(株主資本利益率)等の目標設定及びその向上に向けた具体的な施策の公表
- ・ 発行企業の決算短信等におけるコーポレート・ガバナンスの充実にに関する施策の公表の強化
- ・ 発行企業の四半期短信等による経営情報開示の促進

(ロ)「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月24日閣議決定)に沿って、四半期開示に向けた取り組みを強化するよう、証券取引所等に要請し、証券取引所等は、平成15年4月以降に開始する事業年度から「四半期業績の概況」の開示を、平成16年4月以降に開始する事業年度から「四半期財務・業績報告」の開示を求める「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」を公表しました(14年6月27日)。

へ. 空売り¹への総合的な取組み

信頼される価格形成の確保のため、以下のとおり空売り規制等の措置を講じました。

(イ)「空売りへの総合的な取組み」(13年12月21日発表)

日本証券業協会を通じ、空売り規制の遵守の徹底・点検を図るとともに、信用取引に対しても空売り規制(明示・確認義務)を適用するよう内閣府令を改正いたしました(14年1月25日公布、2月20日施行)。

(ロ)「信用・貸借取引に係る制度の見直しについて」(14年2月1日発表)

取引所、証券金融会社に対し、信用・貸借取引の利用状況が、投資家、証券会社に適切に注意喚起されるよう要請し、その要請を受け、日々公表銘柄指定、注意喚起銘柄通知の機動的発動などが実施されました。

(ハ)「空売り規制の見直しについて」(14年2月8日発表)

空売りについては、直近公表価格未満での売り付けが禁止されていましたが、空売りが相場操縦的行為に利用されることを防止するとの観点から、これを原則として直近公表価格以下での売り付けを禁止するよう、証券取引法施行令を改正いたしました(14年3月1日公布、3月6日施行)。

(ニ)「空売り規制の遵守状況に関する総点検結果等を踏まえた対応について」(14年2月26日発表)

空売り規制の遵守状況を踏まえ、信用・貸借取引に係る制度の更なる見直し(証券金融会社等の貸出条件の見直し等)を行うとともに、監視委員会による空売り規制違反に対する監視の一層の強化を行いました。

¹ 空売りとは、証券取引法第162条第1項に規定されているもので、有価証券を有しないで若しくは有価証券を借り入れてその売付けをすることを言う。

魅力ある投資信託の実現

- イ．投資家にとってより分かりやすい投資信託目論見書の実現に関し、金融審議会
で審議し、そのとりまとめ(13年11月29日)を踏まえ、「特定有価証券の内容等の開
示に関する内閣府令」の改正等を実施しました(14年1月30日公布、4月1日施行)。
- ロ．ETF²の商品の多様化を図る観点から、14年3月12日業種別株価指数等、4月1
日にダウ平均等の外国株指数等を新たに指定し、ETFの範囲を拡大しました。

証券税制の改革

- イ．金融庁では、13年8月末に、個人投資家によるリスクキャピタル供給を図る観点
から、平成14年度税制改正要望として、

- (イ)株式譲渡益課税の抜本的改革(株式譲渡損失の損失繰越制度の創設、税率の引
下げ(26%→10%)、長期保有上場株式等に対する優遇策の拡充(100万円→200
万円)・恒久化、申告不要制度の創設、取得価額が不明な株式への経過措置等)
- (ロ)配当課税の改善(少額配当申告者制度の限度額の引上げ等)
- (ハ)株式投資信託の税制改正(株式との損益通算制度の創設、損失繰越制度の創設、
長期保有株式投資信託の少額収益分配金特別控除制度の創設)

などの要望を関係当局へ提出しました。

- ロ．この結果、第153回臨時国会において、3年を限度とする繰越控除制度、長期保
有上場株式等に係る暫定税率(10%)の導入や緊急投資優遇措置の創設、長期保
有上場株式等に係る100万円の特別控除の2年間の延長(平成17年末まで)を内容
とする租税特別措置法等の改正法が、13年11月26日に成立したところです。

- ハ．また、第154回通常国会においては、株式譲渡益について、申告分離課税一本化
に伴う投資家の負担を軽減するための申告不要制度の創設等を内容とする、租税
特別措置法等の改正法が14年3月29日に成立し、株式譲渡益課税の改革が行われた
ところです。

² ETFとは、特定の株価指数の構成銘柄と同様の現物株式を集めて受益証券を取得し、また、一定口数の受益証券と現物株式の交換を行うことが可能な投資信託のことです。

(2) 評価

証券市場への信頼向上のためのインフラ整備

- 「個人投資家の積極的な市場参加のための環境整備」を政策目標に掲げ、13年8月に公表した「証券市場の構造改革プログラム」に盛り込まれた内容について着実に実施し、平成13年度株式分布状況調査(全国証券取引所調)によると、13年度末現在の個人株主数(延べ人数)は、前年度末比136万人増の3,351万人(4.3%増)、個人の株式保有比率(市場価格ベース)は0.2ポイント増の19.7%となっております。

また、プログラムに盛り込まれた施策のうち、「株式の投資単位の引下げの具体化」について、平成13年度中に株式投資単位の引き下げを行った上場会社数は全国上場会社数約2,600社のうち、127社(前年は108社)であり、その取組みの結果、13年度末現在投資単位50万円未満の上場会社は2,057社、前年度比7.4ポイント増の77.2%となり、上記個人株主数の増加に貢献したものと考えます。

しかしながら、13年中の全国証券取引所における株式売買状況を見てみると、売買高は、前年比218億株増の2,179億株(11.1%増)となっているものの、売買代金が、前年比65兆円減の225兆円(22.4%減)となっているなど、実体経済の停滞があるとはいえ、証券市場は依然活力に乏しいものとなっています。この原因としては、投資家が投資しやすい市場の整備が行われていない、市場メカニズムの担い手である発行体企業、仲介機関、市場開設者については市場メカニズム自体について国民の十分な信頼が得られていないといった問題があり、また、市場の安定性や効率性を支えるインフラ面でもさらに整備を進めるべき分野が残っていることなどが考えられます。

- 今回の空売り規制等の強化については、市場における取引の透明性向上及び「市場への注意喚起」、株券調達コストの見直し、空売りの価格規制の見直しが主たる内容となっておりますが、これらの措置は、市場における不公正な取引を防止し、もって公正な価格形成を確保するとの観点から必要と判断し、実施したものです。金融庁としては、今回の空売り規制等の強化が不公正な取引の防止に一定の役割を果たしたと考えていますが、引き続き市場において不公正な取引が行われていないかどうか、市場の取引状況等を十分監視してまいります。

なお、空売り規制の強化等が行われた2月下旬以降の株式売買動向を見る限りにおいて、流動性が損なわれたといった事実はないと考えています。

魅力ある投資信託の実現

- 13年7月から取引を開始したETFについて、14年3月業種別株価指数等、4月にダウ平均等の外国株指数等を新たに指定し、商品の多様化を図りました。14年6月末現在の信託元本の額は、取引開始時の額(約1,728億円)と比較して約9.8倍の

16,941億円となっています。

証券税制の改革

- ・ 今回の税制改正においては、株式譲渡益課税の申告分離課税一本化への移行が円滑に行われるよう特定口座制度の導入やみなし取得価額の設定などが行われたほか、譲渡益課税に対する優遇措置の延長や創設が行われたところですが、これらの制度について、一部、適用要件やその仕組みなどが複雑でわかりにくいとの指摘が個人投資家や証券会社などから寄せられたところです。

こうしたご指摘に応え、証券市場への幅広い国民の積極的な参加を実現するため、簡素でわかりやすく、将来にわたり安定的で、投資を優遇する証券税制へと改善していく必要があると考えています。

このように、13事務年度に行った施策は個人投資家の積極的な参加や直接金融の機能強化に寄与したものと考えます。

5. 今後の課題

- (1) 証券市場の構造改革については、13年8月に公表した「証券市場の構造改革プログラム」に盛り込まれた内容については着実に実施してきたところですが、实体经济の停滞があるとはいえ、証券市場は依然活力に乏しく、市場機能を中核とした我が国金融システムの将来を担うに十分なものとなっていない状況です。
- (2) このような状況を踏まえ、証券市場を巡る様々な論点について、有識者や市場仲介者等からヒアリングを行い、引き続き幅広い視点から証券市場全般の抜本的な見直しを行い、発行体である企業、市場仲介者、市場開設者、投資家に関する制度について包括的な取組みを実施することを内容とした「証券市場の改革促進プログラム」(証券市場の構造改革第二弾)を14年8月6日に発表しました。
- (3) このプログラムは、改革の基本的な柱として、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家が安心して投資できる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築を掲げており、この視点に基づいて具体的な施策が盛り込まれています。こうした施策を、スピード感をもって着実に実施することにより、証券市場が、幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとなるよう、証券市場の構造改革を一層推進してまいります。

6．当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、実体経済の停滞があるとはいえ、証券市場は依然活力に乏しく、市場機能を中核とした我が国金融システムの将来を担うに十分なものとなっていない状況です。このような状況を踏まえ、14年8月に「証券市場の改革促進プログラム」を発表し、今年度以降本プログラムを着実に実施していくことにより、証券市場の構造改革を一層推進してまいります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、市場ルール・インフラ整備の実施状況及び株式分布状況調査等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 規定の整備状況
- ・ 個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比（日・米・独）
- ・ 株式分布状況調査（全国証券取引所調）

9．担当部局

総務企画局市場課、監督局証券課

1. 政策名

証券市場等における取引の公正の確保

2. 政策の目標

(目標)

金庫株の解禁や新たな金融商品の発売等、証券市場における環境変化に的確に対応し、証券市場における投資家の保護及び取引の公正性の確保といった観点から、厳正かつ的確な市場監視及び証券会社等検査を実施する。

犯則の疑いがあるものに対しては徹底した調査を行い、取引の公正を害する行為が認められた場合には厳正に対処する。

検査基本計画に従い検査を実施することに加え、市場の公正性を害すると疑われるような事例等に対し、適宜、機動的な検査を行う。

自主規制機関との連携を図り、株式市場に対する監視活動を通じて特定銘柄における株価の急騰・急落及び、重要事実の発表等に際し、不正が行われていないかを厳正かつ的確に審査する。

(業績指標)

告発件数

検査実施件数

取引審査実施件数

(説明)

監視委員会は、監督行政部門から独立したルール遵守の監視役として、取引の公正を害する犯則事件の調査、証券会社等に関する検査及び日常的な市場監視を通じて、公正かつ透明で健全な市場構築のための中核的な役割を果たしていくことを任務としており、具体的には以下のような活動を行っています。

(1) 犯則事件の調査・告発

公正な証券市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対して厳正な処罰を課すことにより、証券市場が適切に運営されているという投資者の信頼感を醸成することが重要です。犯則事件の調査の目的は、市場の公正性を確保し、投資者保護を図るため、証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることにあります。

金融システム改革の進展に伴い、透明で信頼できる市場への要請が高まっている中、

市場の公正性・透明性の確保という監視委員会に課せられた責務はますます重要なものとなっており、監視委員会としては、証券市場を含めた市場参加者に対する徹底した監視活動を行い、犯則の疑いのあるものについては、予断を持つことなく調査を進め、取引の公正を害する悪質な行為に対しては厳正に対処していくこととしています。

(2) 検査

市場ルール等の遵守の徹底を図っていくためには、証券市場等の仲介者である証券会社等が市場ルール等に則って行動することが要請されます。そのため、監視委員会は、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図ることを目的として、証券取引法等により金融庁長官から委任された権限に基づき、証券取引法等の遵守状況を点検するために、証券会社等に対する検査を実施しています。検査の範囲は政令により定められており、例えば、証券会社については、証券会社とその役員又は使用人の禁止行為（取引一任勘定取引の契約の締結、断定的判断を提供した勧誘、特別の利益提供を約した勧誘等）損失保証・損失補てんの禁止、相場操縦の禁止、内部者取引の禁止等についての規定に関するものを検査することとされています。

平成 13 検査事務年度においては、証券会社等に対する検査を「平成 13 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」において以下のとおり計画しました。

【資料 1 - 9 - 1 平成 13 検査事務年度の検査基本計画】

証券会社等検査

(単位：社)

区 分	計画件数	摘 要
国内証券会社	81	うち財務局長等が行うもの73 社
外国証券会社	11	
登録金融機関	9	うち財務局長等が行うもの7 社

(注 1) 上記検査以外に、別途、機動的な検査等を実施する。

(注 2) 国内証券会社については、上記のほかに、財務局長等が行う支店のみを対象とした検査を26支店実施することとする。

金融先物取引業者等検査

金融先物取引業者等	原則として、証券会社等検査の際併せて実施する。
-----------	-------------------------

(3) 取引審査

証券市場では日々膨大な数量の取引が行われています。この中から不公正な取引を時期を失せずに発見するためには、証券市場に関する様々な情報を効果的に収集し、的確に分析することが不可欠です。そのため、監視委員会は、犯則事件の調査、証券会社等の検査のほか、日常的な市場監視活動として取引審査を行っています。これは、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図ることを目的として、証券取引法等により金融

庁長官から委任された権限に基づき、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取するなどして、証券取引等を審査するものです。

具体的には、

株価が急騰・急落した銘柄

株価が一定期間、固定的に推移している銘柄

対当売買¹執行前後の株価動向

投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が発生した銘柄

インターネットやダイヤルQ²などの情報

一般から寄せられる様々な情報

などに着目し、

市場仲介者として一般の投資者より重い責務を負う証券会社等がどのように関与していたか

それらの取引の中に証券取引法等の法令に触れる疑いのあるものはなかったか

証券取引所等の自主規制機関が有効に市場監視の機能を果たしているか

などを重要なポイントとして実施していきます。

また、自主規制機関である証券取引所、日本証券業協会等の市場監視部門とは、定期的又は随時に必要な情報交換を行うなど緊密な連携を図っていきます。

3. 現状分析及び外部要因

(1) 証券会社は投資家と市場をつなぐ市場仲介者として、証券市場において極めて重要な役割を担っていますが、残念なことに、証券会社やその役職員による法令違反行為は跡を絶たず、監視委員会の検査において同じような違反行為が繰り返し指摘されています(【資料1-9-3 検査結果の状況】参照)。内閣府が平成14年5月に調査した「証券投資に関する世論調査」においても、「証券会社は信頼できるか」との質問に対して、42.9%の者が「そう思わない」と回答しているように、市場仲介者である証券会社やその役職員に対しては不信感があるように思われます。

さらに、同調査において、「個人投資家はプロの投資家と比べて不利だと思うか」との質問に対して、59.8%の者が「不利だと思う」と回答しています。不利だと思う理由の中には、「証券を発行している企業が、特定の証券会社や機関投資家などプロの投資家に、会社の情報を詳しく伝えているから」(22.6%)、「証券市場において、一部のプロの投資家が不透明・不公正なことをしていると思うから」(19.2%)などの回答がされているように、一部の市場参加者に対する不信感もあると思われます。

¹ 対当売買とは、同一銘柄について同量の売り注文と買い注文を証券取引所に出し売買を行うこと。

【資料 1 - 9 - 2 内閣府「証券投資に関する世論調査」(平成 14 年)】

1. 証券投資全般について

? 個人投資家はプロの投資家と比べて不利だと思うか

個人投資家が証券投資を行うにあたって、機関投資家などプロの投資家と比べて不利だと思うか

- ・ 不利だと思う 59.8% (不利だと思う 38.2% + どちらかというと不利だと思う 21.6%)
- ・ 不利だと思わない 8.9% (どちらかというと不利だと思わない 3.7% + 不利だと思わない 5.2%)
- ・ わからない 31.3%

? 個人投資家が不利だと思う理由

「不利だと思う」とする者(1,286人)に不利だと考える理由は何か

- ・ 個人投資家は知識、経験の面で機関投資家などプロの投資家よりも劣るから 79.6%
- ・ 個人投資家は機関投資家などプロの投資家に比べて証券投資の金額が少ないから 24.1%
- ・ 証券を発行している企業が、特定の証券会社や機関投資家などプロの投資家に、会社の情報を詳しく伝えているから 22.6%
- ・ 証券市場において、一部のプロの投資家が不透明・不公正なことをしていると思うから 19.2%

2. 証券会社等について

? 証券会社に対するイメージ

証券会社は信頼できるか

- ・ そう思う 12.1% (そう思う 3.1% + ある程度そう思う 9.1%)
- ・ そう思わない 42.9% (あまりそう思わない 19.3% + そう思わない 23.6%)
- ・ どちらとも言えない 28.5%
- ・ わからない 16.5%

? 証券会社の利用

ア これまでの証券会社の法令遵守に対する問題の有無

「証券会社を利用している」と答えた者(184人)にこれまで証券会社の法令遵守に問題があったと思うか

- ・ 問題があった 37.0% (問題があった 16.8% + どちらかといえば問題があった 20.1%)
- ・ 問題はなかった 50.0% (どちらかといえば問題はなかった 11.4% + 問題はなかった 38.6%)
- ・ わからない 13.0%

イ 以前に比べた証券会社の法令遵守の点での変化

「証券会社を利用している」と答えた者(184人)に以前に比べて証券会社の法令遵守の点で変化はあったと思うか

- ・ 良くなった 28.3% (良くなった 9.8% + どちらかといえば良くなった 18.5%)
- ・ 悪くなった 8.2% (どちらかといえば悪くなった 4.9% + 悪くなった 3.3%)
- ・ あまり変わらない 47.3%
- ・ わからない 16.3%

【資料 1 - 9 - 3 検査結果の状況】

(単位：社、機関)

	9年7月～ 10年6月	10年7月～ 11年6月	11年7月～ 12年6月	12年7月～ 13年6月	13年7月～ 14年6月
検査終了会社及び機関	97	78	94	97	90
証券会社	96	76	94	95	83
登録金融機関	1	-	-	2	7
金融先物取引業者	-	1	-	-	-
自主規制機関	-	1	-	-	-
問題点が認められた 会社及び機関数	74	70	80	62	57
市場ルール等関係	73	63	72	53	39
営業姿勢関係	11	19	28	10	5
内部管理体制関係	48	50	57	42	43
その他	-	1	-	-	-

(注) 1. 「検査終了会社及び機関」とは、当該検査年度中に検査結果通知書を交付し、検査が終了した会社・機関の数をいう(前検査事務年度着手分を含む)。

2. 「登録金融機関」とは、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関である。

3. 「自主規制機関」とは、日本証券業協会、証券取引所、金融先物取引業協会及び東京金融先物取引所である。

4. 「問題点が認められた会社及び機関数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社・機関の数をいう。

5. 「市場ルール等関係」、「営業姿勢関係」、「内部管理体制関係」及び「その他」とは、各々の項目で問題点が認められた会社・機関の数をいう。したがって、各項目で重複する会社・機関があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社及び機関数」の数値とは一致しない。

(2) 平成13年8月8日に公表された「証券市場の構造改革プログラム」において、個人投資家の市場参加を阻害している要因として、証券市場への信頼の欠如(証券会社の営業姿勢への不信、発行企業の株主重視の経営姿勢の欠如等)及び市場インフラ(ルール)の不備が挙げられ、当該要因を取り除き、個人投資家の積極的な市場参加を促すため、行政による市場監視の強化(証券取引等監視委員会等による個人投資家重視の行政の展開、証券取引等監視委員会の体制・機能強化、コングロマリット化等に対応した検査局と証券取引等監視委員会の連携強化)を図ることとされました。

(3) 平成13年9月に起きた米国同時多発テロ以降の我が国市場の不安定な状況の中、一部の証券会社において空売り規制違反が把握され、平成14年2月に公表された「早急に取り組むべきデフレ対応策」においては、「投資家の証券市場への信頼向上を図るため、最近の累次にわたる取組みに引き続き、空売り等への規制・監督・監視上の対応を

徹底・強化する」とされました。

(4) 以上のように、証券市場の活性化に向けて様々な施策が講じられる中で、監視委員会に対しては、証券市場の監視の強化が求められています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成13事務年度における本政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

犯則事件の調査・告発

平成13事務年度の告発件数及び告発人数は以下のとおりです。

【資料1-9-4 平成13事務年度告発件数及び告発人数】

(単位：件、人)

区 分	告発件数	告発人数
有価証券報告書の虚偽記載	3	16
相場操縦	1	3
インサイダー取引	3	5
合 計	7	24

これら事件の告発に当たって、監視委員会では、常日頃から証券市場における様々な動きに対して監視をしてきたところであり、また、個人投資家に調査などの端緒となる情報の提供を呼びかけたり、監視委員会のホームページ上においても、情報受付コーナーを設けるなど積極的な情報収集を行いました。これらにより、取引の公正を害する事実が認められたものについて、当該事実を迅速に解明するよう努めてきたところです。

【資料1-9-5 情報の受付状況】

(単位：件)

	9年7月～ 10年6月	10年7月～ 11年6月	11年7月～ 12年6月	12年7月～ 13年6月	13年7月～ 14年6月
インターネット	0	49	359	606	1,282
電 話	145	77	198	390	406
文 書	107	55	156	205	291
来 訪	45	21	19	64	60
財務局等から回付	44	39	57	91	142

(注) インターネットによる情報の受付は平成11年4月から開始した。

情報の内訳

	9年7月～ 10年6月	10年7月～ 11年6月	11年7月～ 12年6月	12年7月～ 13年6月	13年7月～ 14年6月
個別銘柄に関する情報	181	147	385	671	1,208
相場操縦の疑い	63	51	162	317	601
風説の流布の疑い	0	32	68	124	294
内部者取引の疑い	32	11	90	122	195
有価証券報告書等の 虚偽記載の疑い	15	10	39	85	90
損失保証・損失補て んの疑い	15	29	15	8	9
その他	56	14	11	15	19
証券会社の営業姿勢に 関する情報	109	66	200	356	498
無断売買	29	15	16	35	65
断定的判断を提供し た勧誘	10	5	7	35	49
顧客の知識に照らし て不当な勧誘	3	3	21	17	13
取引一任勘定取引契 約の締結	4	7	6	49	27
大量推奨販売	1	2	3	5	1
その他	62	34	147	215	343
その他意見等	51	28	204	329	475
合　　計	341	241	789	1,356	2,181

検査

13事務年度の検査実施件数は以下のとおりです。

【資料1 - 9 - 6 平成13検査事務年度の検査実施件数】

(単位：社)

区　　分	検査実施件数	年度当初計画数
国内証券会社	82	81
外国証券会社	14	11
登録金融機関	7	9
自主規制機関	2	-

(注)上記のほかに、財務局長等が単独で支店のみの
検査を実施したものが21支店あります。

また、13事務年度における1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員(臨店期間分)
は、以下のとおりとなっています。

【資料 1 - 9 - 7 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員】

(単位：人・日)

区 分	平均延べ検査投入人員
国内証券会社	102
外国証券会社	94
登録金融機関	28
自主規制機関	106

さらに、検査基本計画に従い、以下の取組みを行いました。

イ．機動的検査の一層の推進

監視委員会に寄せられる各種情報等を有効に活用し、弾力的に検査計画の見直しを行い、市場の公正性を害すると疑われるような事例等に対する機動的な検査を4社実施するなど効率的な事務運営に努めました。

ロ．金融庁検査局等との連携強化による効果的な検査の実施

金融庁検査局との同時検査の拡充などによる連携強化に努め、相互の機能の有効活用により効率的かつ効果的な検査を実施しました。具体的には、金融庁検査局との証券会社に対する同時検査13社、登録金融機関(銀行)に対する同時検査2社、自主規制機関に対する同時検査2社を実施しました。

ハ．登録金融機関に対する検査への業務量の投入

登録金融機関における証券投資信託の取扱量が増加しているなど証券業務の比重が増していることから、登録金融機関に対する検査について相応の人員・期間を充当するなど効率的な資源配分を行いました。検査実施件数は、前年度の2社から7社に増加しました。

【資料 1 - 9 - 8 契約型公募・私募投資信託合計の販売体別純資産残高の状況】

(単位：百万円)

販売体 年(月)末	証券会社		銀行等 (登録金融機関)		直 販 (投資信託会社)		合 計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
平成 11 年	47,045,182	89.0	3,340,080	6.3	2,512,506	4.7	52,897,768	100.0
平成 12 年	43,851,664	82.6	7,180,452	13.5	2,060,112	3.9	53,092,228	100.0
平成 13 年	38,633,025	75.2	11,109,760	21.6	1,644,682	3.2	51,387,467	100.0
平成 14 年 6 月	33,477,156	72.5	11,399,665	24.7	1,273,217	2.8	46,150,038	100.0

(社団法人投資信託協会「投資信託」2002.10 NO.504 より)

二．E B (他社株券償還特約付社債券)等の新たな金融商品に関する証券会社等の法令遵守状況、営業姿勢についての重点的な点検

商品の設定条件が顧客にとって著しく不利となっているにもかかわらず、商品の勧誘時において、投資商品としての経済合理性等を適切に説明せずに、投資家に誤解をさせるような表示を行った事案について、金融庁長官等に行政処分を求める勧告（2件）を行いました。

ホ．インターネット等の高度情報通信技術を利用した取引に係る取引実態の精査

インターネット専門証券会社2社、PTS（私設取引システム）²運営業者1社の検査を実施し、取引実態の精査を行いました。

ヘ．検査の専門性の向上

新たな金融商品・証券業務等に関して効率的で的確な検査を実施するため、民間の専門家13人を職員に登用しました。

ト．その他

証券検査マニュアルの活用及び証券総合システムの活用等により効率的な検査を実施したほか、検査における被検査法人からの意見申出制度の導入（平成13年10月1日導入）により、検査の質的水準の向上及び手続きの透明性の確保に努めました。

取引審査

イ．株価形成に関しては、株価が急騰するなど不自然な動きをしたものを中心に112件（株価が急騰したもの108件、株価が維持・固定されたもの3件など）の審査を行いました。審査の対象とした株価が急騰した銘柄の中には、特定委託者グループにより株価が引き上げられたのではないかと疑われる売買が認められました。

ロ．内部者取引に関しては、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすと思われる情報を公開することにより株価が大きく変動したものを中心に249件（業績予想の下方修正63件、業績予想の上方修正29件、新株等の発行等25件など）の審査を行いました。審査の結果、内部者取引の疑いが認められた者には、発行会社の役職員のほか、発行会社の取引先及びその役職員も含まれていました。

ハ．その他風説の流布等に関しては、インターネットの書込みに着目した審査など31件の審査を行いました。

（2）評価

犯則事件の調査・告発については、7件、24人の告発を行い、虚偽の有価証券報告書提出について、当該会社の監査証明に従事していた公認会計士を初めて告発するに至

² PTS（Proprietary Trading System：私設取引システム）とは、証券取引所外において、電子的技術を利用して、同時に多数の者を相手に、有価証券の売買又はその媒介等を集团的・組織的に行うもので、証券取引法における証券業として位置付けられている（証券取引法第2条第8項第7号）。

ったことなど、監視委員会の最も重要な責務の一つである犯則事件の調査を着実に果たしてきていると考えています。

検査については、証券会社等 105 社に対して検査を実施しました。特に E B (他社株券償還特約付社債券)等の新たな金融商品に関する証券会社等の法令遵守状況、営業姿勢について重点的な点検を行い、投資家に誤解をさせるような表示を行った事案について、金融庁長官等に行政処分を求める勧告を 2 件行ったほか、市場の公正性を害すると疑われるような事例等に対する機動的な検査を 4 社実施するなど、上記(1) のとおり、効率的・効果的な事務運営に努めました。

取引審査については、上記(1) のとおり、合計 392 件の審査を実施しました。その結果、問題が把握され、更に解明を必要とする事案については、犯則事件の調査担当部門及び証券会社等の検査担当部門に情報を提供し、一層の問題の究明に努めました。これらを通じて証券市場に対する日常的な市場監視は、不公正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力としても機能していると考えられます。

以上を踏まえれば、監視委員会の活動は証券市場等における取引の公正の確保に寄与しているものと考えます。

5. 今後の課題

金融技術の発展や市場の国際化になど証券市場の活性化が進み、証券市場を取巻く環境が大きく変化する中で、信頼できる市場への要請がますます高まっているところであり、監視委員会としては、さらに情報収集能力、分析能力の向上を図り、市場における様々な動きに迅速かつ的確に対応し、効果的な犯則事件の調査、証券会社等に対する検査及び日常的な市場監視を実施していくことが不可欠であると考えています。

政府の方針として掲げている、昨年の「緊急経済対策」や「骨太の方針」等においては、証券市場の活性化や構造改革のために、市場監視体制の強化が重要であり、監視委員会の体制強化を図ることが必要であるとされました。監視委員会としては、市場監視体制の充実・強化を図るため以下の取組みを行ったところです。

平成 14 年度の機構・定員において、平成 13 年度末の定員(122 人)に対して、犯則事件の調査を担当する 22 人を始め 61 人の大幅な増員が認められ、監視委員会の平成 14 年度末の定員は 182 人となりました。

平成 14 事務年度から、検査班の編成方式として業態の特色に対応した部門制を採用し、的確かつ効果的で、更に専門性の高い検査を実施することとしました。

具体的には、被検査法人を業態別に区分し、国内大手証券会社、国内準大手証券会社とインターネット取引専門の証券会社、外国証券会社の 3 部門に分けた検査体制とし、各部門に民間専門家を配置して検査を行うこととし、これとは別に、問題が発生した場

合に機動的に対処するため機動部門を設置しました。

平成 14 事務年度から新たに市場分析審査室を設置しました。市場分析審査室は、従来の取引審査部門と総括部門の情報処理係を合体して人員も大幅に増員したものです。

その上で、取引審査の担当者を情報班、機動班、株価班、内部者取引班の 4 つのグループに編成替えし、それぞれが専門的に業務を行うことにより、効率的かつ機動的な審査を行うことを可能としました。更に、情報処理係を加えたことにより、情報収集分析・審査体制をより一層強化しました。

平成 13 事務年度においては、民間企業等での勤務経験を有する者 30 人を採用し、証券取引に関する専門能力を活用するとともに、各種の研修や実際の実務を通じて職員の能力向上に努めました。

また、平成 14 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」において、デフレ対応をはじめとする当面の経済運営として「個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備等の証券市場の構造改革の推進」が示されました。平成 14 年 8 月 6 日には、金融庁において、証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとしていくため、「証券市場の改革促進プログラム」を取りまとめ、そのなかで、「証券市場の公正を歪めるようなディスクロージャー違反に対する監視を強化するとともに、悪質な市場仲介者等に対する検査・調査を充実する。このため、証券取引等監視委員会の人員を含めた体制・機能の強化を図る。」こととしています。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述 4 . (2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、金融技術の発展や市場の国際化に加え、証券市場の活性化や構造改革を通じた証券市場を取巻く環境の変化に的確に対応するために、市場監視体制の充実・強化を更に図るなど取り組みの充実や改善等を行ってまいります。

7 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、犯則事件の告発状況、検査実施状況、取引審査実施状況等を参考にしつつ、

把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 犯則事件の告発実績
- ・ 検査実績
- ・ 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員
- ・ 取引審査実績
- ・ 情報の受付状況
- ・ 内閣府「証券投資に関する世論調査」(平成14年)
- ・ 契約型公募・私募投資信託合計の販売体別純資産残高の状況

9. 担当部局

証券取引等監視委員会事務局

(総務検査課証券取引検査官室、市場分析審査室、特別調査課)

政策 1-10

1. 政策名

投資知識の普及・情報の提供

2. 政策の目標

(目標)

個人投資家等が自己責任に基づいて主体的に金融商品を選択し、取引が行えることに資するため、金融庁ホームページを活用した金融・証券に関する情報のネットワークの構築や、各種金融関係団体が行う学校教育支援のための事業の紹介を行うなど、個人投資家等への情報の提供等に努める。

(業績指標) ホームページの充実状況

(説明)

平成 12 年 6 月の金融審議会答申において、「今後、金融庁を中心とする関係当局は金融分野における消費者教育に積極的に取り組むべきであり、そのための具体的対応の検討が期待される」と施策の必要性について指摘されているように、個人投資家等が自らの判断と責任で金融商品の取引を行うためには、金融商品の仕組みやリスクとリターンの関係などについての知識が必要であり、金融庁においても、金融・証券に関する知識の普及・情報の提供の充実を図り、金融商品や金融取引についての国民の理解を増進する必要があると考えます。

また、平成 13 年 6 月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に示された、貯蓄優遇から投資優遇の金融の在り方への切り替えなどを踏まえると、金融・証券に関する知識の普及・情報の提供は一層重要なものとなっています。

これらを踏まえ、金融庁としては、金融庁ホームページを活用した金融・証券に関する情報のネットワークの構築や、各種金融関係団体が行う学校教育支援のための事業の紹介を行うこととしました。

3. 現状分析及び外部要因

平成 10 年 12 月の金融システム改革法の施行等による、いわゆる日本版金融ビッグバ

ン等を受けて、金融の分野においては、様々な金融商品・サービス等が提供され、その提供方法もインターネットを始め多様化してきています。また、14年4月からは、いわゆるペイオフが解禁されました。

こうした金融環境の変化の中で、国民が自らの判断と責任で主体的に金融商品・サービス等を選択し、そのメリットを享受していくためには、金融商品の仕組みやリスクとリターンの関係、取引ルール等に対する知識・理解を深めていくことが求められています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成13事務年度においては、平成13年8月に公表した「証券市場の構造改革プログラム」や同年9月の政府の「改革工程表」において盛り込まれた事項等を含め、

- ① 金融庁のホームページを活用した情報ネットワークの構築
- ② 学校における投資知識の普及への取組みの支援（金融庁のホームページにおける学校教育支援事業サイトの新設）
- ③ 個人投資家との直接対話を目的とした意見交換会の開催
- ④ 投資家向けQ & Aの拡充 等

を実施することとしたところであり、当該政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

① 金融庁ホームページ上の「消費者情報コーナー」の充実

ホームページを通じた情報提供は、少ない経費・時間で広く国民の皆さんにお知らせするには極めて効率的であり、投資知識の普及・情報の提供等の観点から、金融庁ホームページ上の「消費者情報コーナー」において、

イ. 「金融早わかりQ & A」を改訂し、「証券Q & A」欄を新設し、証券関係のQ & Aをまとめて整理し、国民のみなさんが見やすいようにしました。（13年9月）

ロ. 金融商品等情報のネットワークを構築し、また、「学校教育支援事業のご紹介」コーナーを新設しました。（13年10月）

ハ. 金融庁ホームページのトップページのレイアウトを変更し、国民が「消費者情報コーナー」を容易に見つけることができるようにし、利用の促進を図りました。（13年10月）

なお、金融商品等情報のネットワークの構築では、「金融商品等の基礎知識」コーナーを拡充し、関連情報を提供する各金融・証券関係団体等のホームページとのネットワークを構築し、国民の皆さんが、自分の閲覧したい金融商品等に関する情報を容

易に、かつ、一覧的に入手できるようにしました。

また、「学校教育支援事業のご紹介」コーナーでは、各金融・証券関係団体等が行う、教材の提供、講師派遣等の学校教育支援の事業に関する情報を紹介し、一覧的に、かつ、効率的に入手できるようにしました。

○ 「消費者情報コーナー」の内容

[改訂前]	[改訂後]
イ 消費者保護制度等の解説 ロ 金融商品に関する基礎知識 ハ その他の消費者情報	イ <u>金融商品等に関する情報</u> ・改訂・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者保護制度の概要 ・ <u>金融商品等に関する基礎知識</u> ・ その他の消費者情報
	ロ <u>学校教育支援事業のご紹介</u> ・新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>教材等の提供</u> ・ <u>講師の派遣</u> ・ <u>各種セミナー・見学等</u>
ニ 金融に係る講演会等の関係	ハ 免許・登録等を受けている業者一覧(注) ニ 金融に係る講演会等のご案内
ホ 苦情相談窓口について	ホ <u>金融早わかりQ&A</u> ・改訂・充実 ヘ 苦情相談窓口について

(注)本改訂に併せて他のコーナーより移転したもの。

② 投資コンファレンスの開催

平成 13 年 11 月、個人投資家との直接対話の機会を図るため、金融庁、日本証券業協会及び(株)東京証券取引所と共催して投資コンファレンスを、東京で開催しました。

本コンファレンスには、約 157 名の参加があり、一般投資家等から意見等を聞かせていただく貴重な機会となり有意義なものとなりました。

③ 金融庁では、これらのほか、

- イ. 金融商品等に関する情報提供のためのパンフレット、金融商品の販売に関する法律を解説したパンフレット等各種パンフレット類を配布するとともに、
- ロ. これらのパンフレットを活用して、財務(支)局及び財務事務所の職員による一般消費者を対象とした講演会を実施(13 事務年度 77 回)する、などを通じて金融・証券に関する知識の普及・啓発に努めました。

【資料 1-10-1 財務局における金融に関する講演会開催状況】

(単位：回)

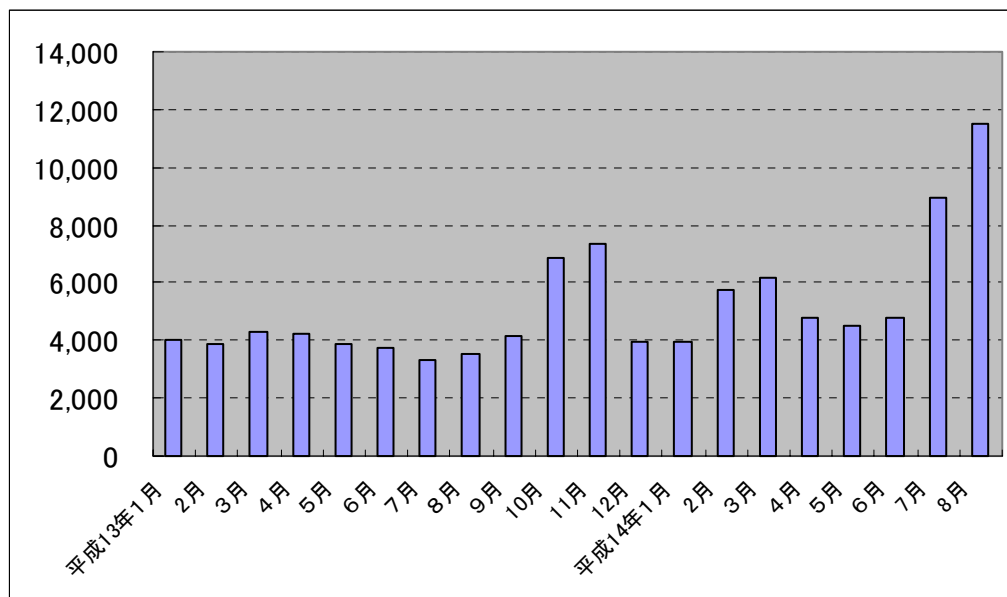
	13. 1～13. 6	13. 7～14. 6
開催回数	46	77

(2) 評価

平成 13 事務年度においては、前述のように、金融庁ホームページ上の「消費者情報コーナー」を充実したこともあり、同コーナーの利用件数は、13 年 10 月～14 年 6 月までの月間平均で 5,341 件となり、従前（13 年 1 月～9 月の月間平均 3,900 件）に比べて 36.9%増加しました。

【資料 1-10-2 消費者情報コーナーへのアクセス件数】

(単位：件)



また、平成 13 年 11 月に開催した前述の投資コンファレンスについては、参加者に対するアンケート調査では、「役に立つと思う」が 79.0%、「理解できた」が 95.7%でした。

【資料 1-10-3 投資コンファレンス参加者に対するアンケート結果】

投資コンファレンスの感想	大変おもしろかった、大変役に立つと思う	まあまあおもしろかった、少しは役に立つと思う	計
回答率	17.9%	61.1%	79.0%
講演の内容	大変分かりやすかった、よく理解できた	分かりやすかった、概ね理解できた	計
回答率	36.8%	58.9%	95.7%

上記を踏まえると、国民に対する金融・証券に関する知識の普及や情報の提供の充実に寄与したものと考えます。

5. 今後の課題

- (1) 「消費者情報コーナー」（平成 14 年 7 月から「金融・証券情報コーナー」）の内容の充実により、本コーナーへのアクセスは着実に増加しているものの、更なる利用の促進を図るため、本コーナーの一層の拡充が必要であると考えます。
- (2) 金融・証券に関する知識の普及・啓発活動は、即効性のあるものではありませんが、本年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」で示された「貯蓄優遇から投資優遇へのあり方の転換を踏まえた直接金融へのシフトに向けて、証券市場の構造改革を一層推進していく」等の観点から、継続して行うことが重要であり、引き続き積極的に取り組んでいく必要があります。
- (3) また、14 年 5 月に、内閣府が実施した「証券投資に関する世論調査」によると、学校において金融・証券に関する基本的知識・理解を深めることについて、回答者の 66%の方が必要と答えており、金融・証券に関する知識の普及の必要性が指摘されています。
- (4) したがって、金融庁としては、今後、学校教育での金融・証券に関する教育を行い易くするための教員への支援等を含む、国民に対する金融・証券に関する知識の普及・啓発活動のより一層の充実が重要な課題であると考えます。
このため、14 事務年度においては、金融庁ホームページ（「金融・証券情報コーナー」）を一層拡充するため、金融・証券関係団体等が行っている一般消費者向けの金融・証券知識の普及活動を一覧的に紹介するサイトの新設を行うとしているほか、15 年度予算において、中学・高校向けの副教材の開発のための予算要求を行ったところです。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、学校教育を含め国民各層の金融・証券に関する知識の普及に向け、今後より一層の改善・充実を図ってまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融庁ホームページの充実状況、「消費者情報コーナー(平成14年7月から「金融・証券情報コーナー」)」へのアクセス件数、投資コンファレンスに係るアンケート調査結果、財務局における金融に関する講演会の開催状況等を参考としつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 「消費者情報コーナー」へのアクセス件数
- ・ 投資コンファレンスに係るアンケート調査
- ・ 財務局における金融に関する講演会の開催実績

9. 担当部局

総務企画局政策課

1. 政策名

証券決済システムの改革

2. 政策の目標

(目標)

金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」及び証券決済システム改革ワーキンググループ報告書「21世紀に向けた証券決済改革について」等を踏まえ、関係省庁と連携を図りつつ、証券決済システムの改革を図る法制整備に向けた検討を行う。

(業績指標) 証券決済システムの改革に向けた制度整備の実施状況

(説明)

平成12年6月の金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、

従来は株式、社債、国債それぞれにつき異なる法律に基づき決済が行われており、これに伴って有価証券ごとに別々の決済機関が存在しているため、これらの各種有価証券につき統一的、横断的制度を導入することにより、別々に行われる投資の一本化を図ることができ、決済事務も統一できるため効率化を図ることができること

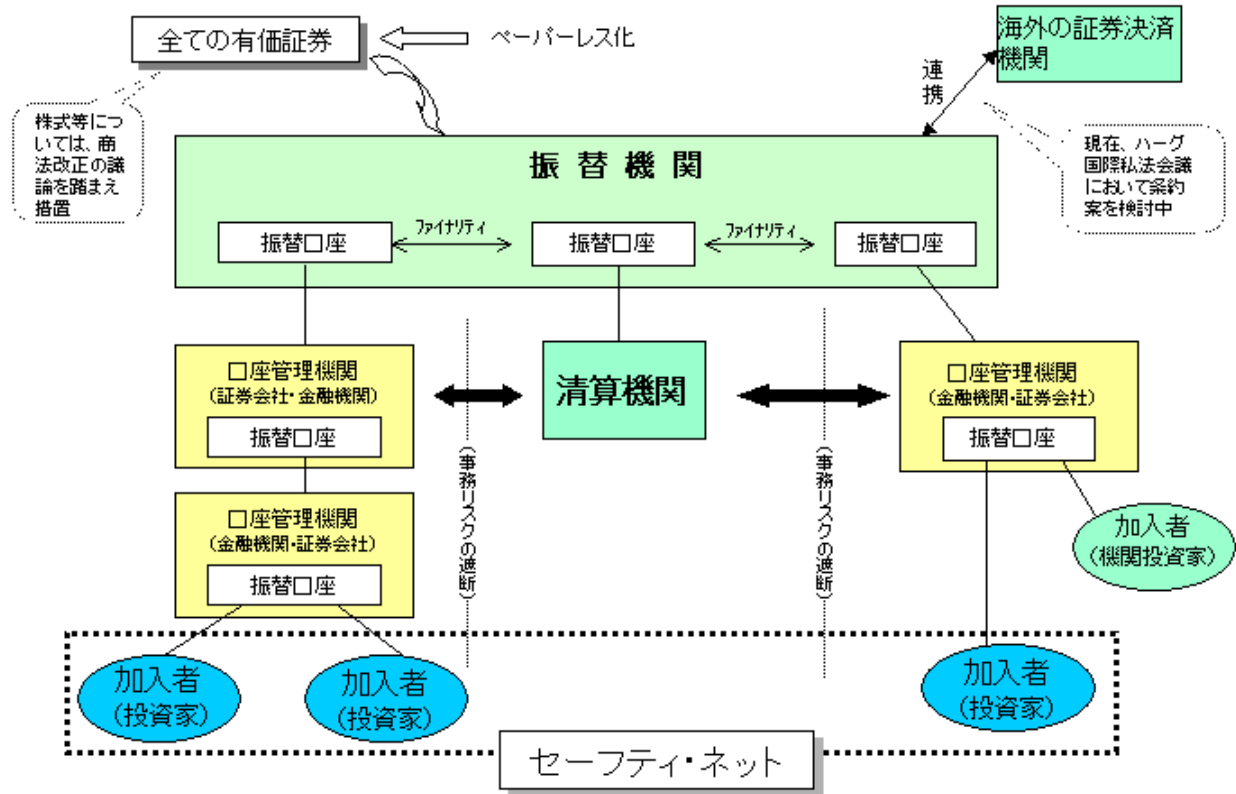
有価証券の無券面化を可能とする法制の整備により、有価証券の作成・保管に伴うコストの排除が可能なこと

などから、「統一的な証券決済法制や無券面化を可能とする法制等の整備を図るため、金融行政当局においては、立法化に必要な検討を早急に進めるべきである」と施策の必要性についての指摘がなされています。

また、同審議会の証券決済システム改革ワーキンググループの報告書「21世紀に向けた証券決済改革について」において「統一的な証券決済法制の整備については、先に述べたとおり、既存の制度からの円滑な移行に配慮しつつ、関連する諸制度との関係を整理しながら、可能な方式・有価証券から法制整備を行っていくことが適当であると考えられる」と施策の進め方について提言が行われております。

これらを受け、金融庁においては、証券決済システムの改革を図る法制整備を行っていくこととしており、引き続き所要の法制整備に取り組むこととしました。

【資料 2 - 1 - 1 目指すべき証券決済システム】



3. 現状分析及び外部要因

証券決済システムは証券市場の国際競争力を左右する制度的基盤であり、証券取引のグローバル化の下で、この証券決済システムをより安全で効率性の高いものに改革していくことが重要です。金融庁は、法務省をはじめとする関係省庁や市場関係者とともに証券決済システムの改革に取り組み、可能なものから早急に対応するべく、平成 13 年 6 月には「短期社債等の振替に関する法律」(新規立法)及び「株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律」(ともに法務省と共管)によりコマーシャルペーパー(CP)¹のペーパーレス化及びCPに係る振替制度の創設と、保管振替機関を株式会社形態に変更する法整備を行ったところです。

¹ コマーシャルペーパー(CP)とは、企業が公開市場で割引形式で発行する無担保の約束手形のことです。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 13 事務年度において、金融庁は、証券市場の構造改革の一環として、平成 13 年 9 月の政府の「改革工程表」や同年 10 月の「改革先行プログラム」において証券決済システムの改革を掲げ、具体的施策として、社債、国債等の証券決済システムについて振替制度を創設するため、所要の法案を遅くとも平成 14 年通常国会に提出する旨の目標を掲げました。

当該政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

平成 12 事務年度における上記の法整備に引き続き、包括的な証券決済法制の整備に向け検討を行い、

イ．券面を必要としない統一的な証券決済法制の対象を C P から社債、国債等へ拡大し、

ロ．単層構造の仕組みを発展させて、一般投資家が証券会社・銀行等に口座を開設することを可能とする多層構造の振替決済制度を創設し、

ハ．安全かつ効率的な決済を行うためにより有効な清算を可能とするための制度整備

を行うなど、決済の迅速化・確実化をはじめとする証券市場の整備のための所要の改正を行う「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案」(法務省・財務省と共管)を平成 14 年 3 月 15 日に国会に提出しました。同法案は、5 月 21 日に衆議院で可決され、6 月 5 日に参議院で可決され、成立したところです。(6 月 12 日公布)

上記法律の概要は以下の通りです。

イ．振替制度の対象となる権利を短期社債等から社債一般、国債等に拡大

振替制度の対象を、短期社債等(C P)から社債、国債等に拡大することとし、所要の規定を整備しました。具体的には、振替が行われる権利の帰属、券面の不発行、振替制度において社債等の権利の記録がなされる振替口座簿の記録事項、社債等の発行局面における新規記録手続、社債等の流通局面における振替手続、振替の効果等の規定を整備しました。

ロ．振替制度の多層構造化に伴う所要の整備

振替制度の対象を社債等へ拡大することに伴い、振替制度を幅広い利用者に対応したものとするため、振替機関だけでなく銀行や証券会社等の金融機関にも振替口座を開設することができるよう、所要の規定を整備しました。具体的には、振替口座を開設することができる機関である口座管理機関について新たに規定し、口座管理機関となることができる者や口座管理機関の業務等の規定を整備しました。なお、従来の、振替機関 加入者という単層の振替制度（単層構造）に対し、振替機関 口座管理機関（複数層存在可能） 加入者という多層の振替制度となることから、これを多層構造と呼んでいます。

また、振替口座簿について、自己口座（口座管理機関自身が有する社債等を記録）と顧客口座（顧客が有する社債等を記録）とに区分することや、振替機関等の誤記載等により善意取得が生じた場合に振替機関等が負う義務の調整等、振替制度の多層構造化に伴う所要の規定を整備しています。

ハ．効率的な決済を可能とする清算機関制度の整備

証券取引法又は金融先物取引法においては、D V P（Delivery Versus Payment：証券決済において、証券の引渡しと資金の支払とが相互に条件付けられて行われる仕組み。）の導入を促進する観点から、その重要なインフラとなる清算機関に関連する制度を整備しています。

具体的には、証券取引清算機関又は金融先物清算機関について法律上の根拠を明確化し、かつリスク管理の徹底を図るための必要な監督規定を置いています。また、より効率的な清算システムを構築するため、証券会社、外国証券会社又は登録金融機関が証券取引清算機関に清算業務を取り次ぐための有価証券等清算取次ぎに関する規定の整備を行っています。

ニ．その他

一般投資者保護のための仕組みや国債に関する所要の措置等を行っています。

- a 一般投資家がその所有する振替社債等に対し受けた損害を補償する加入者保護信託制度の創設
- b 国債につき、新たな商品性を有するストリップス債²の導入

² ストリップス債とは、債券の元本部分と利札部分を切り離し、別個の債券として売買流通させるものです。元本部分も利札部分も額面で割り引いて売買され、満期時には額面で償還されます。

(2) 評価

13 事務年度は、13 年 6 月に成立した「短期社債等の振替に関する法律」を受けて、関係政省令の策定を行ったほか、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」が成立したことから、これを受けて関係政省令の規定の整備等を行っているところです。また、市場関係者とともに、社債等振替制度に係るシステム対応、ペーパーレス CP、国債等に関する振替制度の円滑な稼働、統一清算機関の設立等、着実な改革の実施に向けた準備が進められているところです。

このため現時点では成果の発現は予定されていませんが、今後速やかに成果が発現されるよう取り組んでいく必要があります。

5. 今後の課題

上記「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」を施行するために、関係政省令の整備を行う必要があります。

また、証券市場の国際競争力の維持・向上のためには、その制度的基盤である統一的証券決済法制の完成に向けて、株式及び国際間の証券決済に係る制度整備等、証券決済システムの改善を引き続き進めることが必要です。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述 4.(2) のとおり、現時点では成果の発現は予定されていませんが、13 事務年度は、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、これを受けて関係政省令の規定の整備等を行っているところです。今後も関係政省令の整備を行うとともに、株式及び国際間の証券決済に係る制度整備等、引き続きこれまでの取り組みを進めてまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔使用資料等〕

- ・ 規定の整備状況

9. 担当部局

総務企画局市場課

1. 政策名

証券取引法に基づく企業内容等のディスクロージャーの充実

2. 政策の目標

(目標)

有価証券届出書等の開示書類の電子化を実施するため、証券取引法施行令、関係内閣府令等の改正をし、併せて電子開示システム(EDINET)の整備を図る。

(業績指標) 証券取引法施行令等の整備状況
電子開示システムの整備状況

(説明)

有価証券報告書等の企業内容等の開示制度は、有価証券の投資判断資料の提供という証券取引の根幹を成すものであり、その効率的な運営は公正で透明な証券市場の維持と幅広い投資者の保護のためには必要不可欠なものです。

更に、当該開示制度の電子化の推進は、発行体企業における開示手続、投資家等への企業情報の提供等の迅速化・効率化に繋がり、ひいては証券市場の活性化にも資するものであり、その必要性・公益性は極めて高いものです。

特に、平成13年6月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に示されたように、従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資等の投資優遇へといった金融のあり方の転換が求められているなか、企業情報へのアクセスの簡易性、迅速性を高め、有価証券発行会社への投資を一層活性化することは、日本経済の構造改革と早期再生を推進するための、基本的なインフラ整備として重要なものと考えます。

これらを踏まえ、平成13事務年度においては、更なる基盤整備推進を目標として、有価証券届出書・発行登録書・公開買付届出書等の開示書類の提出について、EDINETを利用した電子媒体による提出を可能とするよう、前事務年度に引き続き証券取引法施行令等の一部改正等法令の整備及びEDINETシステムの構築に鋭意取り組むこととしました。

3. 現状分析及び外部要因

平成9年6月の証券取引審議会の報告書において、「ディスクロージャー情報へのアクセスの改善(ディスクロージャー情報は、何よりも、投資家に利用され、理解されなけれ

ば、適切な投資判断に貢献しない。ディスクロージャー情報へのアクセスを容易にし、市場に関連する各種の情報産業・情報サービスを育成するとの観点からは、ディスクロージャーの電子化、インターネットによる情報の提供などを実施するべきである。これらについては、システム設計のための準備が進められており、今後とも、早期実現に向けて対応を進めるべきである。)として提言されました。

また、平成 11 年 3 月の「規制緩和推進 3 か年計画(改定)」において、「有価証券報告書等のディスクロージャー制度の電子化を行うこととし、具体化に向けた検討を行い、結論を得る。」との閣議決定が行われたほか、更には、平成 11 年 12 月の金融審議会第一部会の中間整理において、「政府において検討が進められている有価証券報告書等の開示書類の電子化は、投資家等の企業情報への容易かつ迅速なアクセスを可能とすること等を通じて、証券市場の活性化、効率化等に資するものと考えられ、その実現のための早期の法制化を期待する。」との提言がなされました。

その後、平成 12 年 5 月の「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」の成立により、企業内容等の開示制度の電子化が平成 13 年 6 月より順次実施されることを踏まえ、平成 12 事務年度においては、企業内容等の開示制度の電子化の第一段階として、有価証券報告書・半期報告書等の開示書類の提出について、E D I N E T を利用した電子媒体による提出を可能とするよう、関係政令・内閣府令等の整備及び E D I N E T システムの構築を図りました。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

証券取引法施行令等の整備

有価証券届出書・発行登録書・公開買付届出書等の開示書類の電子化について、平成 14 年 6 月 1 日より E D I N E T による開示手続の対象とするため、「証券取引法施行令」及び「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令」や「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の関係政令・内閣府令及びガイドラインの制定又は改正を行いました。

また、E D I N E T を使用して開示手続を行う場合の入出力装置の技術的基準設定のほか、通信回線の故障等により、E D I N E T を用いて開示手続を行うことができない場合に使用する磁気ディスクの技術的基準を規定した金融庁告示等を発出しました。

電子開示システムの整備

有価証券届出書・発行登録書・公開買付届出書等の開示書類について、E D I N E T を利用した電子媒体による提出が可能となるよう、当該提出に係る E D I N E T

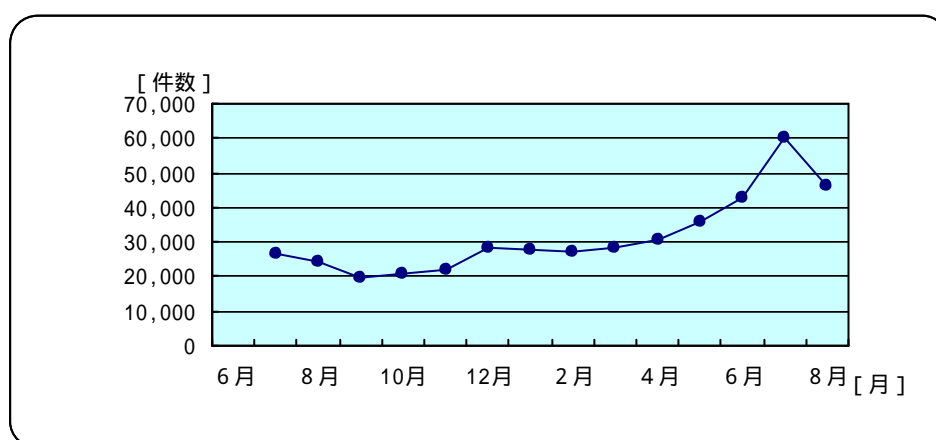
システムの整備を行い、更には、投資者等に対する情報提供の利便性の向上を目的に、E D I N E Tにより提出された開示書類の検索をより自在に行えるよう検索機能の拡張を行うなどの開発・整備に取り組みました。

(2) 評価

平成 13 事務年度においては、上述のとおり、有価証券届出書・発行登録書・公開買付届出書等の開示書類に関する電子化の適用時期を平成 14 年 6 月からと定め、関係政令・内閣府令等の制定又は改正を行ったほか、システム整備及び機能拡張に取り組んだことにより、それ以後、当該開示書類等に係る電子手続が行われています。

また、平成 13 年 6 月の開示書類電子化の適用開始当初における E D I N E T による開示書類等の提出会社数は、平成 13 年 6 月末で約 500 社であったものの、平成 14 年 8 月末では約 1,500 社に増加しているほか、インターネットを通じた情報公開サーバーへのアクセス件数も平成 14 年 7 月末では 60,000 件を超えるアクセス（平成 13 年 7 月～平成 14 年 8 月の月平均・約 32,000 件）を記録するなど、その状況に鑑みると、ディスクロージャーの充実に寄与しているものと考えます。

【資料 2 - 2 - 1 インターネットによるアクセス件数】



5. 今後の課題

(1) 企業内容等の開示書類の電子化という証券市場のインフラ整備を行い、企業情報の迅速かつ簡易で安全な提供を行うことにより、企業情報へのアクセスの増加・投資機会の飛躍的向上、投資拡大による発行体企業の資金調達の効率化向上が見込まれ、ひいては日本経済の活性化にも繋がるものと期待されることから、今後も企業内容等の開示書類の電子化を積極的に推進する必要があると考えます。

(2) 従って金融庁としては、今後、平成15年6月までには大量保有報告書等の電子化が予定されているほか、平成16年6月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、証券取引法関係法令等の整備を随時行っていくとともに、システム面においても、法令改正に伴う対応や利便性の向上等更なる基盤整備を推進する必要があることから、これらに係る開発のため、平成14年度に引き続き、平成15年度予算の要求を行ったところです。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていくほか、平成16年6月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、更なる基盤整備を推進してまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、企業内容等の開示書類の提出をEDINETにより行った企業数の推移、行政サービスの一環として行われているインターネットによるEDINET情報の提供に対するアクセス件数、証券取引法施行令等の整備状況、電子開示システムの整備状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 企業内容等の開示書類の提出をEDINETにより行った企業数の推移
- ・ 行政サービスの一環として行われているインターネットによるEDINET情報の提供に対するアクセス件数
- ・ 規定の整備状況

9. 担当部局

総務企画局 市場課 企業開示参事官室

政策 2 - 3

1. 政策名

会計基準の整備・改善

2. 政策の目標

(目標)

企業の経営の多角化、金融・証券市場のグローバル化、情報技術の進展等に適切に対応し、自己責任原則の下で、投資者に対する適切な情報開示に資するため、国際的な調和の観点等も踏まえ、会計基準及び監査基準の整備・改善を図る。

(業績指標)

会計基準及び監査基準の整備状況

(説明)

金融技術等の発達に伴い、一層高度かつ複雑な経済取引の拡大が急速に進展しているほか、情報技術等の急速な発展により、大量の資金がより利便性の高い市場を求めて瞬時に国境を超えて移動するようになり、かつ国外の企業活動・市場・経済の動向と自国における経済活動がより密接に関連するようになっていきます。

このような状況を踏まえ、我が国会計基準は、企業会計審議会においてここ数年精力的に改訂がなされ、諸外国に比べても遜色のないものとなってきていますが、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応しつつ着実な基準整備を行っていくことが一層求められています。

また、平成13年1月に国際会計基準委員会（IASB）が組織改革を行い、国際会計基準審議会を発足させ、同年4月からは新体制下における理事会が開催され、活動の本格化とともに議論も活発化し、そのような動向に的確に対応する必要性が生じています。

さらに、国際会計基準審議会の発足に呼応して、同年7月に（財）財務会計基準機構が設立され、同財団内に企業会計基準委員会が発足しました。同委員会ではテーマごとに各専門委員会を設置し、会計基準の開発・審議等を行うと共に、国際対応専門委員会を設置し、国際会計基準審議会等における国際的な会計基準の議論に対しても、意見を発信するため必要な論議が行われているところです。

こうした環境の変化の中で、投資家に対する適切な情報開示に資するため、国際的な調和の観点も踏まえた我が国会計基準の整備・改善を図ることが一層重要となっています。

3．現状分析及び外部要因

企業会計審議会においては、これまでに、退職給付会計、税効果会計、金融商品に係る会計基準等数多くの会計基準等の整備を行っており、第一部会において「企業結合会計」、第二部会において「監査基準等の一層の充実」、固定資産部会において「固定資産の会計処理」、企画調整部会において新たな課題の把握、対処方針の検討等の審議が行われてきたところです。

一方、上述のとおり国際的には、国際会計基準委員会（IASB）の組織改革が行われ、平成13年4月から新体制下における理事会が開催されており、活動の本格化とともに議論も活発化しています。

また、平成13年7月に財団法人財務会計基準機構が設立され、同財団内に企業会計基準委員会が発足しました。同委員会では、独立した機関として企業会計基準の調査研究・開発等を実施する論議が行われているところです。

4．事務運営についての報告及び評価

（1）事務運営についての報告

平成13事務年度においては、次のような取組を行うこととしました。

企業会計審議会における審議

企業会計審議会における会計基準及び監査基準の検討及び設定並びに議事録及び意見書等のインターネット上での公表

国際会計基準への対応

国際会計基準審議会（IASB）の議論の動向等の調査分析、これに対する迅速・的確な対応

（財）財務会計基準機構との連携

（財）財務会計基準機構・企業会計基準委員会における会計基準の整備・改善に係る検討過程にオブザーバーとして参加し、財団から公表された会計基準の証券取引法における取扱を公表

当該政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

企業会計審議会における審議状況

イ．第一部会

国際的動向も踏まえ、プーリング法とパーチェス法¹を使い分ける考え方とパーチェス法に一元化する考え方について議論を行い、それぞれの問題点を整理して13年7月に論点整理という形で公表しました。

ロ．第二部会

不正発見の姿勢の強化、継続企業の前提（ゴーイング・コンサーン）に関する注記の導入、リスクアプローチへの徹底等国際的な動向も踏まえた議論を行い、監査基準の改訂に関する意見書（平成15年3月期の財務諸表の決算監査から実施を予定）を公表しました。

ハ．固定資産部会

投資者に的確な情報を提供するとともに、会計基準の国際的調和を図る等の観点から、固定資産の減損について適切な会計処理の導入の議論を行い、固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する公開草案を公表しました。

（14年8月に意見書（平成17年度から完全実施を予定）を公表しました。）

なお、意見書等並びに会議の議事録については、金融庁のホームページに掲載しています。（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top.html）

平成13事務年度の企業会計審議会の開催状況

第一部会

第7回（平成13年4月6日開催）～第20回（平成14年6月7日開催）合計14回

第二部会

第16回（平成13年4月6日開催）～第30回（平成14年6月7日開催）合計15回

固定資産部会

第7回（平成13年4月6日開催）～第25回（平成14年6月7日開催）合計19回

企画調整部会

第5回（平成13年7月27日開催）～第7回（平成14年2月22日開催）合計3回

総会

平成14年1月25日開催

企業会計基準委員会を通じた国際会計基準への対応

イ．企業会計基準委員会を通じて国際会計基準審議会の諸会議の傍聴を行うと共に（13年9月以降）

ロ．国際会計基準審議会会議の前週に開催される国際対応専門委員会に出席して（13年10月以降）

¹「プーリング法とパーチェス法」とは、共に企業結合の会計処理方法の考え方で、プーリング法は、被結合会社の資産、負債及び資本を帳簿価額のまま受け入れる考え方です。一方パーチェス法とは、被結合会社の資産と負債を公正価値で評価し、資本との差額をのれんとして計上する考え方です。

国際会計基準審議会の議論の動向等を調査分析し、対応すべき事項の検討に役立てました。

平成 13 事務年度の国際会計基準審議会の開催状況

毎月開催（8月を除く。）

平成 13 事務年度の企業会計基準委員会の開催状況

第 1 回（平成 13 年 8 月 7 日開催）～第 15 回（平成 14 年 6 月 7 日開催）合計 15 回
（一株当たり利益専門委員会、実務対応専門委員会等の各専門委員会を随時開催）

（財）財務会計基準機構が公表した会計基準の承認

（財）財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表された、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」を証券取引法における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として取扱うこととしました。

（2）評価

平成 13 事務年度は、企業会計審議会において企業結合会計に関する論点整理、監査基準の改訂に関する意見書（平成 15 年 3 月期の財務諸表の決算監査から実施を予定）及び固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書（平成 17 年度から完全実施を予定）を公表しました。14 事務年度は、引き続き、企業結合会計に係る公開草案、中間監査基準の改訂に関する意見書の公表に向け会計基準及び監査基準の整備を行っているところです。

このため現時点では成果の発現は予定されていませんが、今後、速やかに成果が発現されるよう、財務諸表規則の整備等に取り組んでいく必要があります。

5. 今後の課題

（1）企業会計審議会における審議としまして

第一部会

企業結合会計について平成 13 年 7 月の論点整理、その後のパブリック・コメントを踏まえ具体的審議を行い、企業結合会計に係る整備を図りたいと考えます。

第二部会

中間監査基準²について審議を行い、中間監査基準に係る整備を図りたいと考えます。

（2）国際対応専門委員会への出席等により国際会計基準審議会の議論の動向等の把握、

² 中間監査基準とは、証券取引法に基づく中間決算に対する監査制度を前提とした監査の規範を定めた基準です。

調査分析は、着実にやってきたところですが、今後とも、これに対して迅速・的確に対応していく必要があります。

(3)(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会及び同委員会の専門委員会として設置されている一株当たり利益(EPS)専門委員会等の各専門委員会へオブザーバーとして出席し、会計基準の整備を図りたいと考えます。

(4)企業会計審議会及び(財)財務会計基準機構において会計基準の整備・改善を行う際には、我が国に相応しい会計制度はどうあるべきであるかを踏まえ、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対応していきたいと考えます。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、現時点では成果の発現は予定されていませんが、平成13事務年度には、企業結合会計に関する論点整理、監査基準の改訂に関する意見書等を公表するなど、会計基準及び監査基準の整備を行っているところです。これらについては、平成14事務年度以降に実施に移されることから、今後速やかに成果が発現されるよう、引き続きこれまでの取組みを進めてまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記(政策効果把握方法又は評価に使用した資料等)

〔使用資料等〕

- ・ 平成13事務年度の企業会計審議会の開催状況
- ・ 平成13事務年度の国際会計基準審議会の開催状況
- ・ 平成13事務年度の企業会計基準委員会の開催状況

9. 担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室

1. 政策名

公認会計士監査制度の整備・改善

2. 政策の目標

(目標)

金融審議会公認会計士制度部会において監査・試験制度の見直しについて検討を進め、その審議結果を踏まえ、公認会計士監査の充実強化等のための諸施策を実施する。

(業績指標)

監査・試験制度の整備状況

(説明)

公認会計士監査は財務諸表の信頼性を担保するための制度として、適正なディスクロージャーを確保するための重要なインフラストラクチャーであり、公認会計士監査制度の一層の充実・強化及び環境の変化に適合した公認会計士制度の整備は非常に重要になってきています。

証券市場がその市場機能を有効に発揮するための基礎となるディスクロージャーの適正性を確保するためには、公認会計士監査を一層充実させ、厳格な監査を実施することが必要であるとの認識が従来以上に社会に浸透してきていること、とりわけ、資本市場の国際的な一体化の進展等を背景として、企業のディスクロージャーに対する国際的な信頼を高め、ひいてはわが国企業の国内外における円滑な資金調達等を図る観点からも、公認会計士監査制度を充実・強化し、その国際的な信頼の向上を図っていくことが強く求められてきています。従ってこのような観点から公認会計士監査制度を見直す必要があります。

また、公認会計士監査に対するニーズの量的拡大、公認会計士の監査以外の業務に対する社会の要請の拡大・多様化により、監査法人や公認会計士事務所に所属する公認会計士ばかりでなく、企業内等においても、公認会計士に対する需要が増大していること、また、国際的な調和を踏まえた会計基準の導入等により、公認会計士がより実質的かつ高度な判断を求められる局面が多くなっていること等から、高い資質を持った公認会計士が十分な規模で存在することが必要になってきています。従って、このような観点から公認会計士試験制度を見直す必要があります。

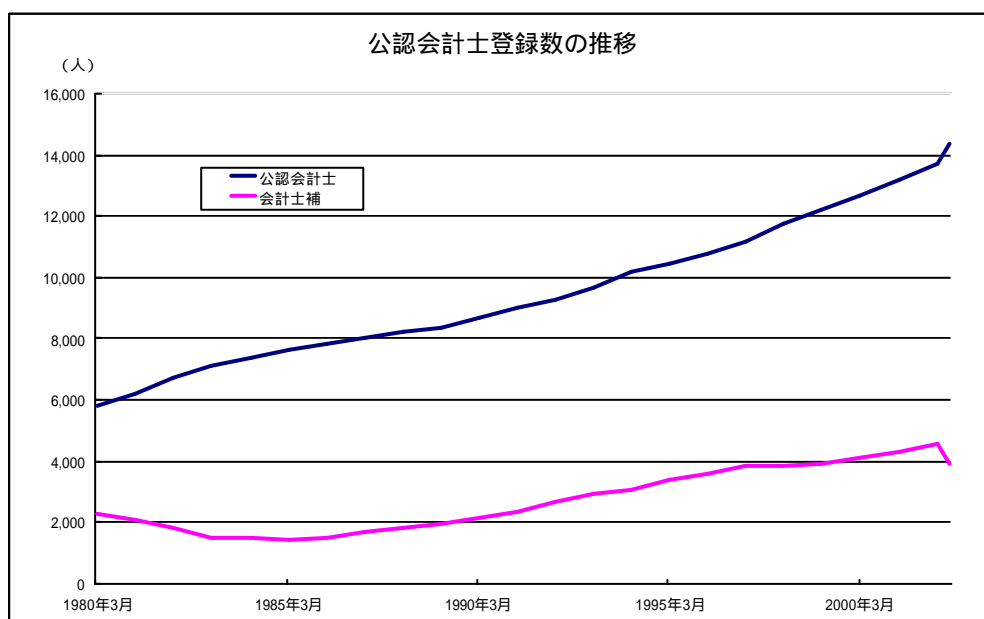
これらを踏まえ、金融庁では、公認会計士監査制度の見直しを行うこととしました。

3. 現状分析及び外部要因

監査制度及び試験制度に関しては、公認会計士審査会において審議が行われ、平成 12 年 6 月、「監査制度を巡る問題点と改革の方向～公認会計士監査の信頼の向上に向けて～」及び「公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理」を公表し、公認会計士監査制度に係る諸制度について具体的な問題点を指摘するとともに、解決の方向性が示されました。

さらに、平成 13 年 1 月、金融審議会総会において、内閣総理大臣及び金融庁長官から、「公認会計士制度を取り巻く環境の変化を見据え、公認会計士監査の一層の充実強化及び環境の変化に適合した公認会計士制度の整備に向けて、公認会計士制度の改善に関する事項について、審議を求める。」との諮問を受けて、公認会計士制度部会が設置され、平成 13 年 10 月、より実務的かつ専門的な観点から調査・検討を行う必要があるとの認識の下に監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループが設置されました。ワーキンググループでは、平成 12 年 6 月の中間取りまとめに盛り込まれた事項も参考に、新たに審議すべき事項を含め、幅広い見地から議論が行われています。

【資料 2 - 4 - 1 公認会計士登録数の推移】



出所；日本公認会計士協会

4．事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

監査制度ワーキンググループにおいては、米国の監査制度を巡る動きを踏まえつつ、求められる監査制度、監査制度の充実等について討議を行い、また、試験制度ワーキンググループにおいては、各国の公認会計士試験制度及び国内の他土業の試験制度等を参考にしつつ、求められる公認会計士のあり方等について討議しています。

平成 13 事務年度の実施状況

- ・ 公認会計士制度部会
第 1 回（平成 13 年 10 月 23 日）開催
- ・ 監査制度ワーキンググループ
第 1 回（平成 13 年 11 月 22 日開催）～第 4 回（平成 14 年 6 月 11 日開催）
- ・ 試験制度ワーキンググループ
第 1 回（平成 13 年 11 月 30 日開催）～第 4 回（平成 14 年 6 月 11 日開催）

(2) 評価

13 事務年度は、公認会計士制度部会の下に設置された監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループにおいて、公認会計士監査制度の充実・強化のための諸施策について討議を行っているところです。

このため現時点では、成果の発現は予定されていませんが、今後速やかに成果が発現されるよう取り組んでいく必要があります。

5．今後の課題

ワーキンググループにおいて、求められる公認会計士監査制度のあり方についてコンセンサスを得ることが必要であるとの前提のもとに、引き続き幅広い観点から審議をすることが必要であると考えます。

また、金融庁が平成 14 年 8 月に公表しました「証券市場の改革促進プログラム」において、「投資家の信頼が得られる市場の確立」として、米国の不正会計事件をふまえた会計・監査の充実・強化が掲げられ、監査法人等に対する監督の強化、公認会計士のあり方の見直しについて、早急に結論を出すべく審議・検討を行い、公認会計士監査の充実・強化等のための諸施策を実施することにしました。

6．当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、現時点では成果の発現は予定されていませんが、平成13事務年度は監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループにおいて、公認会計士監査制度の充実・強化のための諸施策について討議を行いました。平成14事務年度は、米国の不正会計事件への対応策等を教訓として、わが国の会計・監査の一層の充実・強化が必要であるとの観点から、審議・検討を継続し、公認会計士監査制度の充実・強化のための諸施策が実施できるよう、引き続きこれまでの取り組みを行います。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔使用資料等〕

- ・ 公認会計士制度部会の開催実績
- ・ 監査制度ワーキンググループの開催実績
- ・ 試験制度ワーキンググループの開催実績
- ・ 公認会計士登録数の推移

9．担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室

1. 政策名

金融分野における個人情報の保護

2. 政策の目標

(目標)

金融分野における個人情報保護等について金融審議会にて検討を進め、その審議結果を踏まえ、必要な諸施策を実施する。

(業績指標)

金融分野における個人情報保護等の制度整備等の実施状況

(説明)

個人情報一般の保護については、よりよい IT 社会を実現し、国民が安心して IT 社会の便益が受けられるようにするための制度的基盤の一つとして、個人情報の適正な取扱いのルールを定め、個人情報の保護のための仕組みを整備することを目的とする「個人情報の保護に関する法律案」(以下「基本法案」という。)が平成 13 年 3 月に第 151 回国会に提出され、第 154 回国会(平成 14 年 1 月 21 日～平成 14 年 7 月 31 日)において継続審議とされました。その後、第 155 回国会(平成 14 年 10 月 18 日～平成 14 年 12 月 13 日)の会期末をもって基本法案は廃案とされ、基本法案の政府原案に所要の修正を加えた法案が、次期国会に再提出されることになっています。

基本法案においては、保護の必要性の高い分野については「保護のため格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」とこととされています。

金融分野における個人情報は、

金融取引に伴い収集・発生する個人情報は私生活をトータルにカバーしており、リテールビジネス全般にとってマーケティング目的での利用価値があること、
一定の金融取引では、個人情報の活用が適正な契約の締結に不可欠となっており、個人情報の提供が契約締結の条件として事実上強制されていること、
金融機関等は、その業務の性格上、業務遂行の過程で個人情報を継続的に知り得る立場にあるが、契約の安全・確実な履行という第一義的な利用目的以外にこれを多目的に活用し得る余地があること、
特定個人の金融取引に関する個人情報を複数の事業者が持ち寄り加工処理することにより、その精度が高まり情報自体の経済的価値が向上する一方で、漏洩等の不

正な取扱いの発生による社会的影響が増大すること、から、保護の重要性が大きいと考えられます。

このような状況を踏まえ、金融庁においては、今後の金融分野の個人情報保護のあり方について、個人情報保護の基本的な枠組みを規定する基本法案の国会での審議状況を注視しつつ検討を進め、その審議結果を踏まえ、必要な諸施策を実施することとしています。

3．現状分析及び外部要因

金融分野を含む個人情報一般の保護に関しては、基本法案が平成13年3月に第151回国会に提出されており、国会において集中的に審議が行われたものの、第154回国会において継続審議とされました。その後、第155回国会の会期末をもって基本法案は廃案とされ、基本法案の政府原案に所要の修正を加えた法案が、次期国会に再提出されることになっています。

平成12事務年度においては、基本法案の国会提出を踏まえ、金融審議会特別部会を平成13年3月28日以降5回にわたって開催し、主要検討分野についての論点整理を行いました。

4．事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成13事務年度においては、金融審議会特別部会において引き続き議論を行い、また海外現地調査を行うなど、国会における基本法案の審議状況を注視しつつ検討を行いました。

(海外現地調査の実施状況)

期 間：平成13年7月11日～22日

訪問国：アメリカ、イギリス、フランス

(金融審議会特別部会の開催状況)

開催日：平成13年10月5日(第6回)

議 題：金融分野における個人情報保護に係る海外現地調査報告

(2) 評価

前述(1)のとおり、13事務年度においては、前事務年度に引き続き金融審議会特別部会において議論を行い、また海外現地調査を行うなど、国会における基本法案の審議状況を注視しつつ検討を行いました。なお、基本法案は第155回国会の会期末をもって廃案とされ、基本法案の政府原案に所要の修正を加えた法案が、次期国会に再提出されることになっています。

金融分野における個人情報の保護に関する制度整備等については、基本法案の国会での審議状況を勘案しつつ検討する必要がある、現時点においてその成果の発現が予定されているものではありません。

5. 今後の課題

金融分野における個人情報の保護に関しては、今後、業態を問わず、個人と金融仲介機関との関わりにおいて、個人情報の取扱いが重要な論点になるものと考えられます。従って、基本法案の審議状況を勘案しつつ、金融分野における個人情報の取扱いについて、引き続き検討していくことが必要です。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、現時点においては成果の発現は予定されていませんが、13事務年度においては、国会における基本法案の審議状況を注視しつつ、金融審議会特別部会における議論や海外現地調査の実施など政策の達成に向け検討を行っており、今後も基本法案の審議状況を勘案しながら検討を進めてまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

[使用資料等]

- ・ 金融審議会の開催実績

9. 担当部局

総務企画局企画課

政策 3 - 2

1. 政策名

預金者、保険契約者、投資者等の保護

2. 政策の目標

(目標)

預金者、保険契約者、投資家等の保護に資するため、適時・適切な行政処分の実施などを行なう。

(業績指標)

行政処分の実施等

(説明)

預金者、保険契約者、投資家等を保護するためには、金融機関等に対し、業務に関連する諸法令等を遵守させることにより、業務運営の適切性、健全性の確保を図ることが必要です。このため、金融庁では、立入検査、報告の徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には、業務改善命令・業務停止命令の行政処分を行う等により、法令遵守を促しています。

3. 現状分析及び外部要因

金融取引が高度化・複雑化し、また、市場の変動が激しい中で、預金者、保険契約者、投資家等の保護のためには、金融サービスに関わる業者の厳正な法令遵守が求められています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 13 事務年度における本政策目標に関する事務運営の状況は以下のとおりです。

金融庁が行う行政処分としては、法令違反等が認められたものと、金融機関が破綻した場合の資産劣化防止等を含むその他のものがあります。

なお、自己資本比率等に基づく早期是正措置も行政処分に含まれますが、これについ

ては、1 - 3「金融機関の健全性確保に向けた適切な対応」に記載しています。

法令違反等に対する行政処分

イ．預金取扱金融機関

顧客の意図的な決算調整に利用されるおそれのある不適切な取引を組成・実行していたこと等、法令順守態勢等に問題が認められたほか、経営管理態勢やリスク管理態勢等の内部管理態勢が不十分であった金融機関に対し、1週間の一部業務の停止、金融機関の業務に係る組織・運営面の抜本的改革及びそれに対する経営陣の認識の徹底、法令遵守態勢の整備等を内容とする業務改善を命ずる処分（業務改善計画の提出を含む）を行ったほか、検査忌避及び虚偽答弁を行うなどの法令違反等が認められた3金融機関に対して業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

ロ．保険会社

保険料の割引、割戻し等特別利益の提供に関する法令違反が認められた保険会社に対して、1週間の一部業務停止や、役員、使用人、生命保険募集人に対する法令等遵守に係る教育等の充実や法令等遵守体制の整備などを内容とする業務改善を命ずる処分を行ったほか、保険契約者等に誤解させるおそれのある資料を作成し、配布・提示して募集を行うなどの法令違反等が認められた5社に対して、業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

ハ．証券会社

空売り規制違反、取引一任勘定取引契約の締結、作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引等の法令違反等が認められた23社に対して、3日間から5週間の一部又は全部の業務停止や内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定等を内容とする業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

ニ．貸金業者等

契約書面未交付等の法令違反が認められた貸金業者のうち、4社に対して、業務停止を命ずる処分を実施し、再発防止のための業務改善計画の提出を命じ、1社に対して、登録の取消を行いました。

また、商品券等の発行者については、法定報告の虚偽記載及び発行保証金の供託不足が認められた発行者1社につき、登録取消、商品券等購入者の使用促進措置を図ること、及び期限を定め供託不足分の解消を図ることについて業務改善を命じたものの、期限内に供託不足を解消しえなかったことから、再度、使用促進

と供託不足の解消について業務改善を命じました。

その他の処分

破綻金融機関の資産劣化防止等のために、銀行 2 行、信用金庫 13 金庫、信用組合 32 組合に対して行政処分を行いました。これは、金融機関がその財産を持って債務を完済することができない等の事態に陥ったことに対し、破綻金融機関の適切な業務運営の確保を図るため「与信審査体制の充実・強化を図ること」、「不良債権の管理・回収の強化を図ること」、「資産内容の悪化を招く貸出の実行、著しく高金利の預金の受け入れなど資産内容の一層の悪化を招く行為は行わないこと」等を内容とする業務改善を命ずる処分を行ったものであります。

さらに、上記の処分理由以外の行政処分を、銀行 2 行、貸金業者 2 社に対して行いました。

【資料 3 - 2 - 1 行政処分の実施状況】

	法令違反等に対する処分	その他の処分	計
銀行	3	4	7
信用金庫	0	13	13
信用組合	1	32	33
保険	6	0	6
証券	23	0	23
貸金業者	5	2	7
前払式証券 発行業者	3	0	3
計	41	51	92

(2) 評価

預金取扱金融機関

行政処分を受けた金融機関においては、法令遵守態勢に係る組織体制の見直しや、内部管理体制の強化に向けた取組みが行われました。

しかしながら、今後とも金融機関に対し、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に対し厳正に対処することが必要と考えています。

保険会社

行政処分を受けた保険会社においては、法令等遵守に係る組織体制の独立性確保や内部監査態勢の充実・強化、保険の募集・契約にかかる点検・確認態勢の整備といった取組みが行われました。

しかしながら、保険商品が多様化している中で、今後とも、保険契約者保護の観点

から、法令違反等に厳正に対処することが必要と考えています。

証券会社

行政処分を受けた証券会社においては、社内規程の整備、各種研修の実施、法令等遵守部門や検査部門の機能強化等、業務運営の適切性の向上に向けた取組みが行われました。

しかしながら、多様な投資家の幅広い市場参加を促す観点から投資者の保護、市場の公正性の確保が強く求められているところであり、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反行為に対しては、引き続き厳正な行政処分を行っていく必要があると考えています。

なお、個人投資家の証券市場に対する信頼を確固たるものとするため、市場監視機能の強化を図ることが必要となっています。

貸金業者等

業務停止を命ずる処分を受けた貸金業者においては、社員研修の実施、内部検査の強化といった取組みが行われ、法令遵守向上に向けた体制が整備されました。

しかしながら、貸金業者に関する監督部局（都道府県及び各財務局）への苦情は平成 13 年度には 48 千件に達しています。また、高金利等の法令違反による捜査当局の検挙件数も増加傾向にあることから、今後とも法令に基づき、法令違反行為が確認された場合には厳正な行政処分を行うこととしたいと考えています。

また、前述の商品券等の発行者においては、平成 14 年 9 月末現在では商品券等購入者による使用促進により、商品券等の未使用残高が減少し、法定供託義務の不履行状態は解消し、購入者保護上の問題も解消されました。

しかしながら、平成 13 年度のデフレ状況下において、発行者の破産から発行保証金の還付手続きを行った事例が 5 社発生する等、問題のある発行者が増加傾向にあるので、適切な行政処分等を行うことにより、今後も購入者保護を図ってまいりたいと考えています。

以上のように、立入検査、報告の徴求等により法令遵守態勢等に問題が認められたものや空売り規制違反や、契約書面未交付等の法令違反等が認められたものに対して、厳正な行政処分を行うことなどにより、法令遵守を促しており、預金者、保険契約者、個人投資家等の保護が図られているものと考えます。

5 . 今後の課題

金融取引が高度化・複雑化し、また、市場の変動が激しい中で、金融機関等による法令違反等は、今後様々な形で行われるおそれもあるので、立入検査等を的確に実施し実態把握に努めた上で、厳正な行政処分を行う必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述 4 . (2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、立入検査等を的確に実施し実態把握に努めた上で、厳正な行政処分を行うなどにより業務運営の適切性等を確保し、預金者、保険契約者、個人投資家等の保護に努めてまいります。

7 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は使用資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、行政処分の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 行政処分の実績

9 . 担当部局

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第 1 課、銀行第 2 課、銀行第 2 課金融会社室、保険課、証券課

政策 4 - 1

1. 政策名

透明・公正なルールの整備

2. 政策の目標

(目標)

金融審議会を適切に運用すること等により、ルール整備等の方向性を検討・調整するとともに、審議内容の一層の公開を進めることにより、その議論の透明性を確保する。

また、適切な法令審査・法令解釈の実施により、金融庁所管法令の制定改廃等に当たり、透明・公正さを確保する。

(業績指標) 金融審議会の実施状況
法令等審査件数

(説明)

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され(金融庁設置法第7条) 現在その傘下に金融分科会、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会及びその下部機関が設置され、調査審議を行っています。

金融行政に係る適切な判断及び信頼醸成にあたっては、本審議会の適切な運用が重要であり、これにより金融行政における透明・公正なルールの整備・運用を実現していくこととしています。

また、金融庁所管法令の制定・改廃を行う際には、その適切さを確保するため、事前に、法令担当部署に対して第三者的な立場にある審査担当部署において、他の法令との一貫性や当該法令内部における他の規定との一貫性の確保、解釈に疑義が生じないよう規定の明確化や表記の統一化・適正化、という観点から、確実なチェックを行うこととしています。

3. 現状分析及び外部要因

我が国の金融システムを取り巻く環境は変化が激しく、新たなルール整備やその改定の必要性は増大しています。これに伴い、金融審議会の適切な運用に係るニーズも高まっています。

金融審議会の運営にあたっては、平成 11 年 4 月 27 日に閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」や、金融審議会令、金融審議会議事規則等、審議会関係諸規定を遵守する必要があります。

また、近年の急速な金融取引の発展及び自由化の要請を背景に、金融制度の自由化や効率化、公正かつ効率的な市場を実現するためのルール作り等、諸制度の変革の必要性を受け、当庁所管法令について新法令の制定や既存法令の改廃を数多く行っていく必要があります。

4 . 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

金融審議会の適切な運営

平成 13 事務年度における金融審議会の主な開催実績は、以下のとおりです。

第一部会 (第 1 回 (平成13年10月 3 日開催) ~ 第 3 回 (平成14年 2 月15日開催))

第一部会においては、証券取引のグローバル化、情報化等に対応した市場のインフラ、取引の枠組み・ルールの整備等といった大きな切り口から議論を深めることとしており、平成13事務年度には、「投資信託目論見書の記載内容の改善についての考え方」及び「証券決済システムの改革及びこれに伴う投資家保護策について」の2つの報告を取りまとめました。

第二部会 (第 8 回 (平成13年 9 月21日開催) ~ 第10回 (平成14年 3 月19日開催))

第二部会においては、銀行・保険会社等の金融仲介機能の在り方に関する事項として、金融機能の向上に関する諸問題、国民のニーズに応えた金融インフラの整備、保険会社をめぐる総合的な検討、国際的な観点も踏まえた金融機関監督などについて議論することとしており、平成13事務年度には、「生命保険をめぐる諸問題への対応 - 今後の進め方 - 」及び「生命保険をめぐる対応策」をとりまとめました。

特別部会 (第 6 回 (平成13年10月 5 日開催))

特別部会においては、金融分野における個人情報保護等の在り方について審議することとしています。現在国会において継続審議中の「個人情報の保護に関する法律案」(以下「基本法」という。)が成立すれば、個人情報保護の基本的枠組みが整備されるものと考えられるため、今後の金融分野の個人情報保護のあり方については、基本法の検討状況を注視しつつ検討を行っています。

金利調整分科会（第1回（平成14年2月25日開催））

金利調整分科会においては、金融機関の金利に関する事項についての調査審議を行っており、平成13事務年度には、平成14年4月のペイオフ解禁を踏まえ、その後も1年間は全額保護される流動性預金について、モラルハザードの発生を抑制するため金利の上限を規制することについての答申を行いました。（平成14年10月8日の竹中金融担当大臣談話において、不良債権処理の加速化に全力で取り組むため、ペイオフ解禁の実施は平成17年4月からとするとされました。）

また、審議会の議事は原則公開とし、また議事録や議事要旨、席上配布資料を金融庁ホームページに掲載する等、その議論の透明性が確保されるよう努めました。

適切な法令審査・法令解釈

平成13事務年度においては、新法令の制定23件（法律4件、政令9件、内閣府令等10件）、既存法令の改定118件（法律7件、政令23件、内閣府令等88件）が行われました。

これらの審査において、とりわけ新法令の制定については、早い段階から担当部局との情報交換を行い、他の法令との一貫性や当該法令内部における他の規定との一貫性の確保、解釈に疑義が生じないよう規定の明確化や表記の統一化・適正化、という観点から、度重なるチェックを行いました。他方、既存法令、とりわけ内閣府令等の改定において、通常の方法に用いられていない金融取引に係る専門的な文言を用いた規定を設ける必要がある場面が多く見られ、できるだけ解釈に疑義が生じないような表記となるよう担当部局と調整しました。

また、規制に係る政省令の制定・改廃については、原則としてパブリックコメント実施前から審査を行うことにより、パブリックコメントの実効性を担保し、政省令の策定過程における透明・公正性の確保にも配慮しました。

（2）評価

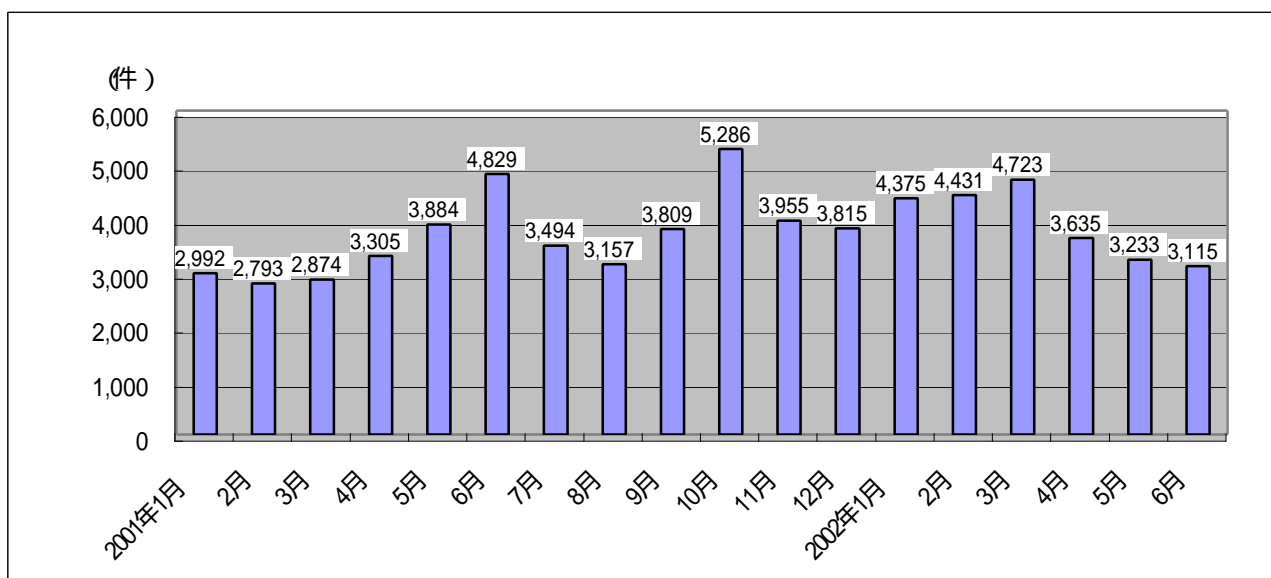
金融審議会の適切な運営

前述（1）のとおり、平成13事務年度においては、国内金融等に関するルール整備等の方向性の検討・調整にあたり金融審議会を機動的に開催したことから（第一部会3回開催、第二部会3回開催、特別部会1回開催、金利調整分科会1回開催等）、審議会を適切かつ積極的に活用できたものと考えます。

また、審議会の議事は原則公開としており、また金融庁ホームページの金融審議会関連ページへのアクセスも13事務年度において月平均で約3,920件に上っている

ことから（金融審議会が現在の体制となった平成 13 年 1 月以降同年 6 月までのアクセス数は月平均で約 3,450 件）、審議会の議論の透明性は相当程度確保されたものと考えます。

【資料 4 - 1 - 1 金融庁ホームページの金融審議会関連ページへのアクセス数の推移】



適切な法令審査・法令解釈

法令審査に関しては、法令の一貫性や規定の明確化・表記の統一化に配慮した審査の実施、原則としてパブリックコメント前からの審査の実施など、政省令の策定過程における透明性・公正性の確保に努めました。

これらを踏まえると、透明・公正なルール整備の確保に寄与しているものと考えます。

5. 今後の課題

今後とも、金融審議会においては、金融に関する国内外の環境の急激な変化に応じた適切な制度改革等の実施のため、十分かつ迅速な審議が必要とされることが想定されますが、その際には、従来にも増して審議会の効率的な審議 運営に努める必要があります。

一方、法令審査につきましては、本年 8 月 6 日に公表した「証券市場の改革促進プログラム」に見られるように、今後、金融を巡る様々な制度の改正を行っていくことが予定されており、それを受けて当庁所管の法令も制定及び改廃を多数行っていく必要があること

が予想されます。

今後は、一層早い段階から担当部局の動向を把握することにより十分な審査時間を確保すること、担当部局との情報・意見の交換を綿密に行い連携の取れた審査体制を確立することの2点に特に留意し、引き続き着実な法令審査を実施していく必要があります。

6．当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、今後も、金融に関する国内外の急激な変化に応じた制度改革等に対応した金融審議会の効率的な審議・運営や、金融をめぐる様々な制度改革に対応した法令審査体制の確立に努めてまいります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果把握方法及び評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融審議会や法令審査の実施状況、及び金融審議会関連ページへのアクセス件数の推移等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・金融審議会の開催実績
- ・金融審議会関連ページへのアクセス件数の推移
- ・法令審査の実績

9．担当部局

総務企画局企画課

1. 政策名

金融行政にかかる広報の充実

2. 政策の目標

(目標)

金融庁の情報発信については内外ともに一層の充実を図る。特に報道発表資料等の英訳の推進など英文ホームページの内容の改善により、海外向け広報の充実に努める。

(業績指標) 英文ホームページの充実状況

(説明)

金融庁は、金融制度に関する企画立案や民間金融機関等に対する検査・監督、証券取引等の監視を通じて、我が国の金融機能の安定性の確保、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護、及び金融の円滑を図ることを任務としており、金融庁の行う行政は、国民経済にとって極めて重要な意義を有しているとともに、広く国民生活全般にかかわるものです。特に金融は、「市場」と「信用」を基礎とするものだけに、タイムリーかつ正確な情報発信によって適切な理解を得ることが行政運営上、不可欠です。

特に近年、金融のグローバル化の進展に伴い日本の金融及びその行政に対する海外の関心も高まり、海外向けの広報活動の重要性が増しています。こうしたことを踏まえ、平成 13 事務年度においては、日本語のホームページの充実はもとより英文のホームページについても、海外に対して金融庁の施策の理解を深めていただくための情報発信ステーションとしての役割をより一層果たしていくという目標の下、報道発表資料等のうち海外にも関心が高いと考えられるものについて外部翻訳委託による掲載情報の拡充を行うこととしました。

3. 現状分析及び外部要因

金融庁においては、平成 12 年 7 月の金融庁への組織変更、平成 13 年 1 月の金融再生委員会の解散に伴う組織変更の際に、それぞれ旧金融監督庁及び大蔵省金融企画局、金融再生委員会のホームページを引継ぎ、それぞれの時点でコンテンツの拡充を行うなど金融行政にかかる広報の充実を図ってきました。また、英文のホームページについても、旧金融監督庁のホームページの立上げと同時に立上げ、海外に向けた広報の一助となるべく現在まで拡充してきたところです。

一方、金融を取り巻く環境をみると、我が国経済のアセット化の進展やいわゆる日本版金融ビッグバン等を受けて、金融商品・サービスの多様化が進み、金融が国民にとってより身近なものとなっております。また、ペイオフ解禁等により、金融商品・サービスの利用者には自己責任が強く求められるようになってきております。そうした中で、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信する金融行政の広報活動の充実の重要性は増しており、特に金融庁のホームページは、金融に関する情報を求める内外の利用者から直接アクセスが可能であるとともに、広く意見を聴取する場としても重要な役割を果たすことがより一層期待されています。

更に、金融のグローバル化が進展する中で国内に対する情報発信はもとより、日本の金融行政に対する海外の関心が高まる中で、正確な情報発信をして海外における日本の金融行政についての理解を深めていくことがより重要となっております。

4．事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 13 事務年度においては、特に英文ホームページの内容の改善により、海外向け広報の充実に努めるとしたところであり、当該政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

金融庁ホームページの拡充については、

- イ．14 年 4 月 1 日のペイオフ解禁に向け、預金保険制度改正についてのコーナーの新設（詳細は、「政策 1 - 5 ペイオフ解禁への適切な対応」を参照。）
- ロ．前月の話題を掲載する「広報コーナー」の内容の充実
- ハ．行政情報の電子的提供を積極的に推進するため、新着情報の自動配信サービスの提供（14 年 6 月 3 日より開始）や検索機能の追加などの機能拡充等を図りました。

英文ホームページについては、海外向けないし国内の外国人に対してタイムリーかつ正確な情報伝達ができ、海外メディア等に対しても極めて効果的であるとの観点から、金融庁英文ホームページ上に、「Press Conferences」「Press Releases」「Topics」等のコーナーを設け、以下の情報のうち海外において関心の高いと思われるものを英訳の上、掲載しました。

Press Conferences

- イ．柳澤金融担当大臣が海外特派員協会における講演内容（13 年 7 月）
- ロ．柳澤金融担当大臣が出張時の講演内容（13 年 9 月）

ハ． 柳澤金融担当大臣及び金融庁長官の記者会見の概要（13年6月から）

Press Releases

イ． 金融庁が発表した案件

Topics

イ． 大臣及び長官談話

ロ． 審議会等の答申及び提出法案の概要

ハ． 検査マニュアル 等

なお、英訳していない部分についても表題を英訳し、日本語版ホームページに直接アクセスできるようリンクを張っています。

具体的な掲載実績は以下のとおりです。

Press Conferences

イ． Presentation

掲載件数..... 3件

うち13事務年度（うち英訳件数）..... 2件（1件）

ロ． Press Conference by the Minister for Financial Service

掲載件数..... 98件

うち13事務年度（うち英訳件数）..... 93件（41件）

ハ． Press Conference by the Commissioner of FSA

掲載件数..... 47件

うち13事務年度（うち英訳件数）..... 44件（34件）

Press Releases

掲載件数..... 242件

うち13事務年度（うち英訳件数）..... 201件（51件）

Topics

掲載件数..... 26件

うち13事務年度（うち英訳件数）..... 13件（7件）

（2）評価

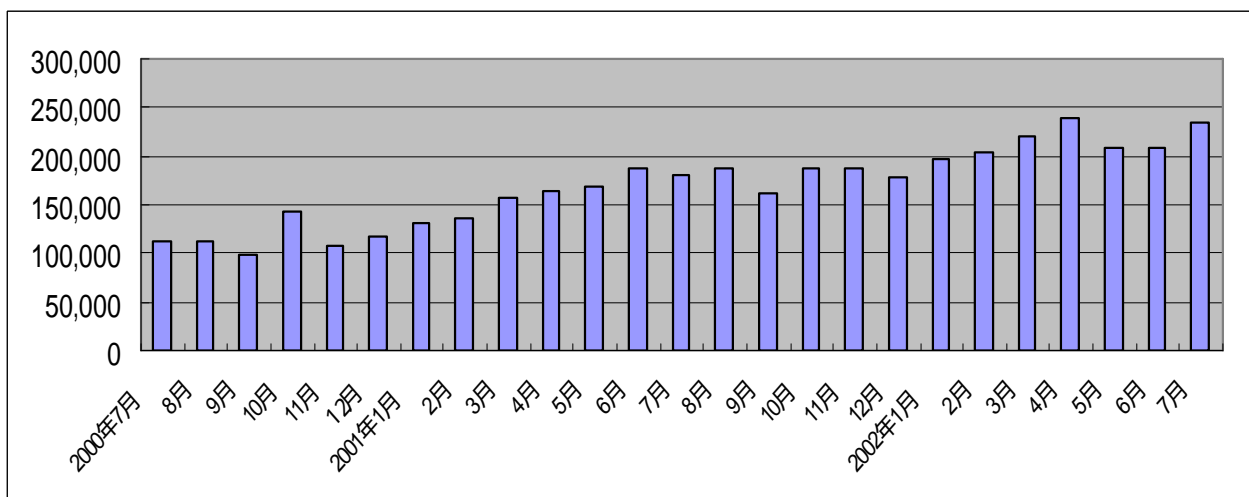
ホームページの拡充状況については、前述のとおり、ペイオフ関連コーナー等の新設や新着情報の自動配信サービスの開始など、内容面・機能面ともに充実を行いました。

その効果もあり、金融庁和文ホームページの利用件数については、13事務年度（13年7月～14年6月）は月間平均196,557件であり、前事務年度（12年7月～13年6月）の月間平均136,561件に比べて43.9%増加しています。また、英文ホームページ

については、月間平均7,238件であり、前事務年度(12年7月～13年6月)の月間平均5,101件に比べて41.9%増加しています。

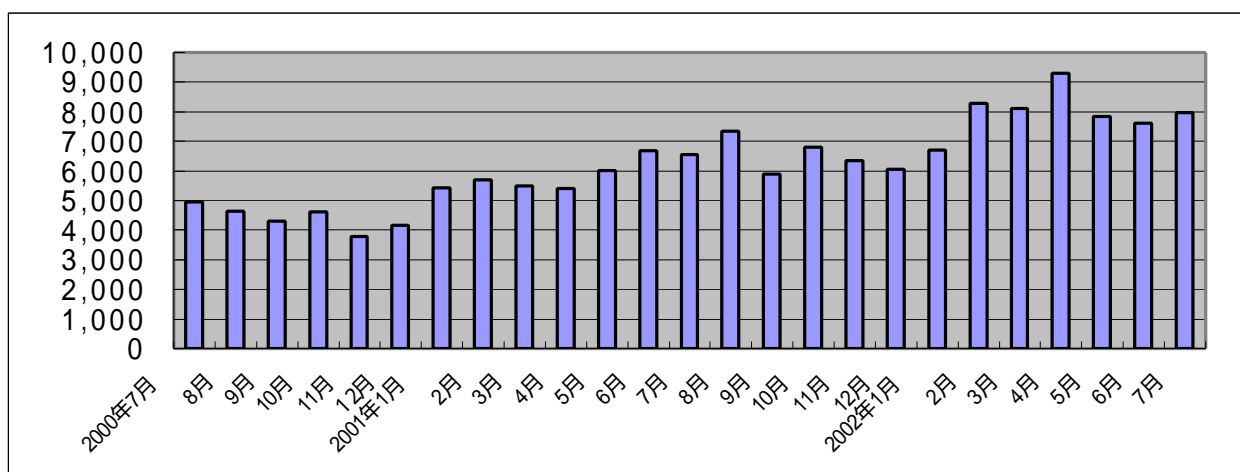
【資料4-2-1 和文ホームページへのアクセス件数】

(単位：件)



【資料4-2-2 英文ホームページへのアクセス状況】

(単位：件)



さらにこれら金融庁からの情報発信だけでなく、独自のメールアカウントをホームページ上に公開し、内外からの意見を受けられるようにしています。

また、ホームページを活用した広報を実施することで、利用者にとって時間的な制約を受けずに膨大な情報を利用することが可能となり、他方、提供側としてもコスト面でより効率的に、かつ、タイムリーに情報提供を行うことが可能となっています。例えば、以下のとおりホームページへの年間アクセス件数を紙の配布物に換算して比較するとコストダウンにつながっているものと考えられます。

- ・ (13年度アクセス数約2,400,000件) ×
[(最低限のページ数1ページ) × (用紙費1枚あたり0.5円) + (郵送費80円)]
= 193,200,000円
- ・ 3,689,000円 (13年度ホームページ関連予算額)

このように、13事務年度に行った施策は金融行政に関する内外の理解の促進に貢献しているものと考えます。

5. 今後の課題

(1) 当庁としては、金融行政について国内外からの理解をより良く得られるようにするためにさらに工夫の余地があると考えており、金融庁ホームページについては、一般国民に対して金融行政についての理解を深めていただくための情報発信ステーションとして、より見やすく分かりやすいホームページを目指してフロントページ及び掲載内容等の改良に努めてまいります。

(2) 特に英文ホームページについては、その内容の充実により、アクセス件数は着実に増加しているものの、更なる利用の促進を図るため、引き続き海外に対して積極的に情報提供等を行うなど、海外向け広報活動の一層の充実を図ることが重要な課題であると考えています。

このため、15年度予算において、14年度に引き続き英文翻訳のための予算要求を行ったところです。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、内外からの金融行政に関する理解の一層の促進を図るため、より見やすく分かりやすいホームページを目指し、掲載内容の改良に努めてまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融庁和文ホームページへのアクセス件数、英文ホームページへのアクセス件数、金融庁ホームページ等の充実状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 金融庁和文ホームページへのアクセス件数
- ・ 金融庁英文ホームページへのアクセス件数

9. 担当部局

総務企画局政策課広報室

1. 政策名

検査マニュアルの整備・公表

2. 政策の目標

(目標)

公正で透明性の高い検査のための制度整備として、「投資信託業者及び投資顧問業者に係る検査マニュアル」の整備を行う。

(業績指標)

検査マニュアルの整備状況

(説明)

金融庁は、発足以来、我が国の金融システムの安定、預金者・投資家等の保護及び金融の円滑化を図るため、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の遂行に努めてきました。金融検査のためのマニュアルを整備・公表することは、監督当局の検査・監督機能の一層の向上及び透明な行政の確立に資するだけでなく、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立につながるものと考えられます。このような考え方にに基づき、投資信託委託業者、投資顧問業者等の自己責任に基づく経営を促し、また顧客への忠実義務や説明義務の遵守状況等について重点的に検証するため、投資信託委託業者、投資顧問業者等に係る検査マニュアル¹を整備することとしました。

また、上記目標には明記されていませんが、中小・零細企業等の経営実態の把握の向上による適切な検査の運用を確保する観点から、現行の預金等受入金融機関に係る金融検査マニュアルの解説及び具体的な適用事例を作成し、マニュアル別冊として公表することとしました。

3. 現状分析及び外部要因

(1) 投資信託委託業者、投資顧問業者等に係る検査マニュアルの作成に至る経緯

金融庁（平成12年6月末までは金融監督庁）においては、検査・監督機能の一層の向

¹ 当該マニュアルの策定については、平成13年7月30日に公表しました「平成13検査事務年度検査基本方針及び基本計画」においてその方針を明らかにしたところです。

上や透明な行政の確立を図るとともに、公正で透明性の高い検査を実施するための制度整備として、法律の専門家、公認会計士及び金融実務家の意見等も踏まえつつ、法制度や会計制度と平仄を合わせながら、これまで「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル(平成11年7月1日)」、「保険会社に係る検査マニュアル(平成12年6月20日)」及び「証券検査マニュアル(平成13年6月14日)」を整備してきました。

そうした中、投資者の証券市場への重要なチャンネルとしての役割を担っている投資信託委託業者、投資顧問業者等についても、その業務の適切な運営を図ることが投資者保護を図る観点から重要となっており、これらを対象とした検査マニュアルの整備の必要性が高まっていました。

(2) 金融検査マニュアル別冊の作成に至る経緯

金融検査マニュアルにおいては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する旨繰り返し明記するとともに、資産査定に当たっては、特に中小・零細企業等について、その特性を総合的に勘案して判断するものとしています。また、検査に当たっては、被検査金融機関が与信を行う際のあらゆる判断材料の把握を行い、中小・零細企業等の債務者の実態に応じた適切な債務者区分の確保に努めるとともに、機械的・画一的な運用に陥らないよう、これまでも種々の施策を通じ指導・徹底を行ってきたところです。

しかしながら、中小・零細企業等の特性を十分勘案することなく機械的・画一的な検査が行われているといった批判や、金融検査マニュアルについて、中小・零細企業等の経営実態を把握する際に勘案すべき事項が抽象的でわかりにくいという意見が多く寄せられました。さらに、政府の「早急に取り組むべきデフレ対応策(平成14年2月28日)」において、「債務者の経営実態の把握向上に資するため、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、金融検査マニュアルの具体的な運用例を作成し、公表する」ことが盛り込まれるなど、金融検査マニュアルの機械的・画一的な運用の防止を図るための施策の充実・強化が求められていたところです。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」の作成
投資信託委託業者、投資顧問業者等に係る検査マニュアルの整備については、検査マニュアルの整備に向けて実務的な検討を行うため、投資信託協会、投資顧問業協会等からオブザーバーの参加を得て、法律の専門家、公認会計士並びに検査局、監督局及び総務企画局の職員をメンバーとする「投信・投資顧問検査マニュアルワーキンググループ」を設置しました。同ワーキンググループでは、検討会を16回開催

し、パブリックコメントをも踏まえて、「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」を作成しました。金融庁では、これを平成 14 年 6 月 21 日付で検査官宛に通達²し、同日公表しました。また、当該検査マニュアルを適切に運用し、精度の高い検査を実施していくため、検査官（金融庁及び財務局）に対し研修を実施するほか、業界団体に対する説明会を開催することとしました。さらに、検査の現場においては、経営陣による経営管理のあり方や顧客への忠実義務・説明義務の遵守状況等について検証するほか、幅広く業務の運営状況を検証していますが、その際、検査マニュアルを積極的に活用し、マニュアル整備の所期の目的に則した運用に努めています。

なお、「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」は、金融庁ホームページに掲載しています。

(<http://www.fsa.go.jp/manual/manual.html>)

「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の作成

中小・零細企業等の経営実態の把握の向上のための検査マニュアルの整備については、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」³をこれまでの金融検査実務をベースに作成し、平成 14 年 6 月 28 日付けで検査官宛に通達し、同日公表しました。また、当該マニュアル別冊を適切に運用し、精度の高い検査を実施していくため、検査官（金融庁及び財務局）に対し様々な研修を実施するほか、被検査金融機関、業界団体等に対する説明会を開催することとしました。更に、借り手と貸し手が共通の認識を持ち、金融機関における円滑な金融仲介機能を確保する観点から、利用者である債務者企業等に対しても、各地の商工団体等を介し、周知徹底を図ることとしているところです。なお、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」は、金融庁ホームページに掲載しています。

(<http://www.fsa.go.jp/manual/manual.html>)

検査の公正確保のための施策

公正で透明性の高い検査を実施していく上で、検査マニュアルの整備は重要な意義を持つものですが、更に、検査の公正さをより万全に確保するため、

- イ． 検査班とは別の検査局幹部が立入検査中に被検査金融機関の経営者から直接意見を聴く「オンサイト検査モニター」、電子メール等により意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」や、

² 本通達については、平成 14 年 10 月 1 日付の施行とし、同日以降を検査実施日とする検査について適用することとしています。

³ 当該マニュアル別冊は金融検査マニュアルのほか、保険会社に係る検査マニュアルにも適用されるものです。

ロ． 立入検査終了時において意見相違が明らかとなった事項について被検査金融機関が当局に意見を述べる「意見申出制度」

が設けられており、それら二重三重のチェックを行うことにより、検査の適切な運用を確保することとしています。

(2) 評価

以上のように、平成 13 事務年度においては、公正で透明性の高い検査のための制度整備の一環として、「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」を整備・公表しました。このほか、中小・零細企業等の経営実態の把握の向上による適切かつきめ細かい検査の運用を確保する観点から、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を作成し、公表しました。

「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」については、平成 14 年 10 月から適用を開始しておりますが、このマニュアルを検査の現場で活用するとともに、今後、投資信託委託業者、投資顧問業者等が、このマニュアルに則して自己責任に基づく経営を行うことが期待されます。一方、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」については、公表後直ちに検査の現場での利用を開始しておりますが、今後、このマニュアル別冊が、中小・零細企業等の経営実態の的確な把握に資するとともに、貸し手と借り手が共通の認識を持つことを通じて、金融機関における円滑な金融仲介機能を確保することにつながることを期待されます。

これまでも、検査・監督機能の一層の向上や透明な行政の確立を図るとともに、公正で透明性の高い検査を実施するための制度整備を図る観点から、各種検査マニュアルを整備してきましたが、上記のように、13 事務年度の目標である「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」の整備・公表については達成されました。

5. 今後の課題

(1) 経済状況が悪化している中で、中小企業金融の円滑化に留意する必要性が高まっており、このような状況下、中小・零細企業等の実態を反映したきめ細かい検査を実施していくことが重要となっています。このため、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を検査の現場で引き続き適切に活用していくほか、利用者である債務者企業等に更なる周知徹底を図る必要があると考えています。

(2) 検査・監督機能の一層の向上や透明な行政の確立を図るとともに、公正で透明性の高い検査を実施するため、今後とも、金融機関の業務の実態等を踏まえつつ、必要に応じマニュアルの整備を図っていく必要があると考えています。

平成 14 事務年度においては、「平成 14 検査事務年度検査基本方針及び基本計画」において明らかにしているように、持株会社方式による経営統合の進展や主要銀行グループに対する「通年・専担検査」の導入を踏まえ、金融持株会社に係る検査マニュアルを作成・公表することとしました。これにより、持株会社によるグループ経営に対して責任ある効果的な経営管理を促すことが期待されます。

また、金融機関の経営統合の進展によるシステム統合リスクの拡大などに、よりの確に対応するための検査マニュアル別冊（チェックリスト）を作成することとしました。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述 4.(2)のとおり、当該政策の主たる施策である「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」及び「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の整備・公表については達成されました。ただし、本政策はこれらマニュアルの整備・公表をもって完了したわけではなく、今後とも、金融機関の業務の実態等を踏まえつつ、必要に応じマニュアルの整備を図っていくなど、これまでの取組みを進めてまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果の把握方法〕

政策効果は、検査マニュアルの整備状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 検査マニュアルの整備状況

9. 担当部局

検査局総務課

政策 4 - 4

1. 政策名

効率的で有効性の高い監督行政の実施

2. 政策の目標

(目標)

金融機関をとりまく様々なリスクが高まる中、オフサイト・モニタリングにより、金融機関の経営の健全性の状況を継続的に把握することの重要性が高まっているため、モニタリングの対象先の拡大やモニタリングシステムの整備を行う。

(業績指標) モニタリング対象先の拡大状況
報告計数にかかる分析等の実施状況
モニタリングシステムの整備状況

(説明)

監督当局としては、検査と検査の間においても金融機関の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、金融機関に対し、継続的に財務会計情報及びリスク情報等について報告を求め、金融機関の経営の健全性の状況を常時把握しています。また、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うとともに、分析結果の金融機関への還元及びヒアリングなどを通じ、経営の健全性の確保に向けた自主的な取組みを促しています。

オフサイト・モニタリングを行うに当たっては、コンピューター・システムの開発・導入により金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うことが極めて有効です。

このため、平成 13 事務年度においては、上記の各業績指標に関し、オフサイト・モニタリングの対象先の拡大を図ること、さまざまなリスク要因の分析を踏まえたタイムリーなモニタリングを行うこと、対象全業態に関するモニタリング業務の更なる整備・高度化を図ることに取り組むこととしました。

3. 現状分析及び外部要因

オフサイト・モニタリングの必要性については、平成 10 年、金融再生トータルプラン第 2 次取りまとめや、緊急経済対策等において指摘されており、国際的にも、バーゼル銀行監督委員会が平成 9 年 9 月にまとめた「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原

則（バーゼル・コア・プリンシプル）」においても提唱されてきました。

金融庁では、平成 11 年度より、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について報告を求めるなど、オフサイト・モニタリングの強化に努めているところであり、これらリスク情報をも含め、金融機関の健全性の状況について継続的・定量的に把握しています。

なお、将来的にも、例えば、バーゼル銀行監督委員会の「自己資本に関する新しいバーゼル合意」により、平成 18 年（2006 年）から、銀行の自己資本の水準を計測するに当たり、新たなリスク管理手法が導入されること等を踏まえて、モニタリング体制の整備・拡張を行っていく必要があります。

（参考）

- ・ 金融再生トータルプラン（第 2 次とりまとめ、平成 10 年 7 月 2 日）抜粋
「検査後における改善状況のフォローアップや財務諸表の継続的な分析などのモニタリングを行い、このために必要なコンピューターシステムの整備を図る」
- ・ 緊急経済対策（平成 10 年 11 月 16 日）抜粋
「金融機関に対し実効性ある監督を行っていくため、（中略）金融機関の財務状況等の継続的把握のためのコンピューターシステムの開発（中略）を図るとともに、（中略）金融機関の財務状況等の把握のための体制整備を図る」
- ・ バーゼル・コア・プリンシプル（平成 9 年 9 月）抜粋
「実効的な銀行監督システムは、何らかの形態のオンサイト及びオフサイトの双方によって構成されるべきである」

4. 事務運営についての報告及び評価

（1）事務運営についての報告

平成 13 事務年度における本政策目標に関する事務運営の状況は以下のとおりです。

モニタリング対象先の拡大状況

現在、各金融機関から報告を求めている情報については、各期における決算状況等の財務会計情報と、市場リスク、流動性リスク、信用リスクといった各種のリスク情報との 2 種類に分けることができます。

このうち、まず財務会計情報については、従来から銀行法 24 条等に基づいて各金融機関から書面での報告を求めていたところですが、こうした情報について逐次電子・データベース化を進めてきたところであり、各金融機関の財務会計情報については、平成 13 事務年度現在、銀行、信用金庫、信用組合、生命保険、損害保険の各業態についてデータベース化が行われています。

【 資料 4 - 4 - 1 財務会計情報に係るデータベース化の状況（決算状況表） 】

	データベース化時点
銀行	昭和 62 年 9 月期
信用金庫	平成 11 年 3 月期
信用組合	平成 13 年 3 月期
生保会社	平成 10 年 3 月期
損保会社	平成 10 年 3 月期

（注）データベース化時点は、当該期よりデータがシステムに登録されていることを表す。

また、金融庁では、従来から徴求している金融機関の財務会計情報に加え、各種のリスク情報についても、週次・月次あるいは四半期毎等で各金融機関から報告を求めています。これらの情報については、平成 11 事務年度における全国銀行、協同組織金融機関の中央機関をはじめとして、平成 12 事務年度には、信用金庫、信用組合、及び保険会社を対象とし、さらに、平成 13 事務年度においては、労働金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び証券会社を対象としたところであり、全業態で合計 1,256 先の金融機関をカバーしています。

【 資料 4 - 4 - 2 モニタリング対象先の拡大状況 】

	報告徴求開始時点	対象機関数
都市銀行	11 年 6 月末	7
信託銀行	11 年 6 月末	5
長期信用銀行	11 年 6 月末	2
協同組織金融機関の中央機関	11 年 6 月末	4
地方銀行	11 年 6 月末	64
第二地方銀行	11 年 6 月末	54
子会社信託	12 年 9 月末	15
外銀信託	12 年 9 月末	9
その他銀行	12 年 9 月末	4
信用金庫	12 年 9 月末	341
信用組合	12 年 9 月末	196
外国銀行在日支店	13 年 4 月末	72
生命保険会社	13 年 4 月末	42
損害保険会社	13 年 4 月末	54
労働金庫	13 年 12 月末	21
信用農業協同組合連合会	13 年 12 月末	46
信用漁業協同組合連合会	13 年 12 月末	33
証券会社	14 年 4 月末	287

- （注）1．協同組織金融機関の中央機関は、しんきん中金、全信組連、労金連、農林中金を表す。
 2．その他銀行は、ネット銀行等を表す。
 3．金融機関数は 14 年 8 月時点（破綻、廃業分を除く）。

報告計数にかかる分析等の実施状況

オフサイト・モニタリングを行うに当たっては、自己資本比率等の財務情報のみならず、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスク等の各種のリスク情報をも踏まえつつ、各金融機関の健全性について総合的かつタイムリーな分析を行う必要があります。

この点について、平成 13 事務年度の主な取組みは以下の通りです。

イ．市場リスク

株式市場の低迷が続く中、株価の変動により金融機関の保有する金融商品の時価が変動するリスクについて、決算期のみならず必要に応じてより緊密なモニタリングを行う等、市場リスク要因の変動が金融機関の経営に与える影響等を把握しました。

ロ．流動性リスク

平成 14 年 2 月 27 日に公表された「早急に取り組むデフレ対応策」において、「ペイオフ実施前後における預金シフト等の動向を的確に把握するため、流動性リスクに関するモニタリング体制を強化する。」こととされていることを受け、状況に応じ、より頻度の高いモニタリングを行い、各金融機関の預金や流動性確保の状況等を把握しました。

ハ．信用リスク

企業の倒産件数は、14 年 8 月の 1 か月で 1,578 件となるなど、依然高水準となっていますが、こうした中、銀行の大口融資等の与信情報についても最新の情報を踏まえたモニタリングを行うことにより、取引先の倒産による債務不履行が金融機関の経営に与える影響等を把握しました。

(注) リスク情報に係る主要な分析指標は、【資料 4 - 4 - 3 オフサイト・モニタリングにおける主要指標 (銀行)】を参照。

こうしたオフサイト・モニタリングの分析結果については、主要行・地域銀行 (132 行)、信用金庫 (341 金庫)、信用組合 (196 組合) 等に対し、月次または四半期毎等の定期的な頻度で還元資料としてフィードバックを行いました。また、各金融機関に係る分析結果を踏まえつつ、各金融機関に対して収益性の改善や健全性の確保に向けた自主的な取組みを促す観点から、業務再構築のためのヒアリング等を実施しています。

なお、各金融機関に対しては、従来からリスク管理態勢等に関するヒアリングを実施していますが、こうしたヒアリングにおいても、オフサイト・モニタリングで把握したリスク情報等を踏まえつつ実施し、必要に応じて、各金融機関が抱える個々のリスクの発生要因やその対応策等について、追加的な報告を求める等の対応を行っています。

【資料4-4-3 オフサイト・モニタリングにおける主要指標（銀行）】

リスクデータの表題		提出頻度	主要指標	
市場 リ ス ク	トレーディング勘定市場関連リスク	週	デルタ・ポジション、VaR	
	バンキング勘定市場関連リスク	月	デルタ・ポジション、VaR	
	投資有価証券内訳	月	時価評価ポジション、等価ポジション	
	バンキング勘定市場リスク	月	金利リスクのギャップ、期前解約率	
	市場取引信用リスク			
	(1) 個別リスク	四半期	金利関連個別リスク、株式関連個別リスク	
	(2) 信用リスク相当額	半期	オフエクスポージャー（グロス、ネット）	
流 動 性 リ ス ク	銀行業務調達・運用	月	コア預金のポジション比率、ホットマネー比率	
	市場取引調達・運用			
		(1) 円貨による市場取引調達・運用	月	円資金調達期間構成
		(2) 外貨による市場取引調達	週	ドル資金調達期間構成
	期間別決済金額	月	決済金額比、決済予定金額	
	大口調達先 20 社	月		
流動性準備	月			
信 用 リ ス ク	業務別信用リスク指標一覧表			
		(1) 業種・格付別基本情報	四半期	与信相当額、与信関連粗利益率
		(2) 全業種格付トータル	四半期	クレジット・リバティブ額、流動化額、信用 VaR
	貸付上位 20 社一覧表	四半期		
	個人与信情報〔貸付種別別〕	四半期	与信相当額、与信関連粗利益率、信用 VaR	
海外与信情報	四半期	与信相当額、与信関連粗利益率、クレジット・リバティブ額、流動化額、信用 VaR		

検査・監督部門の連携

オフサイト・モニタリングにより把握された情報に関しては、検査部門において、これを踏まえつつオンサイトの検査を実施し、金融機関の財務内容や法令遵守状況について深度のある検証を行い、日頃の監督が経営に活かされているか、新たに問題が生じていないかをチェックしています。また、検査で改善等を要するとされた問題に係る情報は、オフサイト・モニタリングを行う監督部門に伝えられ、その後の監督行政に活かしています。

モニタリングシステムの整備状況

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なモニタリング業務を行うため

には、報告・分析の対象となる情報処理をコンピューター・システムで行うことが不可欠です。

金融機関の財務会計情報については、前述の通り、決算状況等に係る情報の書面での徴求等を実施してきましたが、こうした情報については各金融機関から電子媒体による報告徴求を行うとともに、これらの報告計数をデータベース化し、分析するためのシステム構築を逐次行ってきています。平成13事務年度においては、信用金庫・信用組合の決算状況及び経営実態に係る報告について、各機関から電子媒体で提出される情報に関するシステムへの入力方式を改良しました。

一方、リスク情報に関するオフサイト・モニタリング・システムについては、平成13事務年度においては、対象業態すべてのデータの登録・検索が可能となっています。

なお、これまでデータの登録・検索機能に係る開発が中心となってきましたが、当該機能の開発が一通り完了したことから、今後は、財務会計情報及びリスク情報の総合的な分析支援機能についても推進することとしています。具体的には、平成14年4月までに、保険会社及び対象機関数の多い信用金庫・信用組合分の機能開発が完成したところであり、今後、銀行、証券会社等についても、順次拡充を図っていくことにしています。

【資料4-4-4 モニタリングシステムの整備状況】

	システム導入	
	登録・検索	分析支援
都市銀行	11年10月	-
信託銀行	11年10月	-
長期信用銀行	11年10月	-
協同組織金融機関の中央機関	11年10月	-
地方銀行	11年10月	-
第二地方銀行	11年10月	-
子会社信託	12年9月	-
外銀信託	12年9月	-
その他銀行	12年9月	-
信用金庫	13年4月	14年4月
信用組合	13年4月	14年4月
外国銀行在日支店	13年6月	-
生命保険会社	14年4月	14年4月
損害保険会社	14年4月	14年4月
労働金庫	14年4月	-
信用農業協同組合連合会	14年4月	-
信用漁業協同組合連合会	14年4月	-
証券会社	14年4月	-

(注) 1. 協同組織金融機関の中央機関は、しんきん中金、全信組連、労金連、農林中金を表す。

2. その他銀行は、ネット銀行等を表す。

その他

イ．財務局等への展開

平成 13 年 11 月より、財務局等とネットワーク化されたことにより、金融庁のみならず、各財務局等で、直接、管轄金融機関のデータについて分析等を行うことが可能となっています。

ロ．その他の体制整備

上記に加え、金融工学等を駆使した分析手法の更なる高度化、また、個々の監督上の要請を的確に反映させた実用的なシステムの設計・開発等を行うべく、金融機関のリスク管理及びシステム開発・管理のエキスパートを登用しています。

(2) 評価

オフサイト・モニタリング業務においては、従来の財務会計情報に加え、リスク情報の徴求・分析が全業態について可能となる等の進展が見られています。また、これらの情報の分析結果の金融機関への還元及びヒアリング等を通じて、金融機関の経営の健全性の確保に向けた自主的な取組みを促すための働きかけが、監督行政上定着しています。

平成 13 事務年度においては、システム面でも、リスク情報の分析が全業態 1,256 先について可能となったほか、各金融機関から電子媒体で提出される情報について、入力機能の改善等が図られ、よりタイムリーなデータ入力及び活用が可能となりました。

上記を踏まえると、監督業務の効率化や有効性の向上が進んでいるものと考えます。

5．今後の課題

現下の厳しい経済情勢や金融機関の業務の多様化、さらには流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了といった金融環境の変化を踏まえれば、今後、金融機関の健全性について、より迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みが必要であると考えられます。

また、限られた人員・予算の下で、モニタリング業務の多様化、高度化に迅速に対応していくためには、金融機関からの報告・分析の対象となる情報の処理をコンピューター・システムで効率的に行うことが不可欠です。

財務会計情報に係るシステムについては、平成 13 事務年度において、信用金庫、信用組合の決算状況等に係る情報について、データ入力機能の改善が図られました。今後も、こうしたシステム整備を銀行等の他業態について拡充していく必要があります。また、リスク情報の分析資料作成機能については、順次システム化を進めていく必要があります。

こうしたシステム整備のため、平成 15 年度予算について概算要求を行いました。

6．当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、現在の厳しい経済情勢や流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了といった金融環境の変化を踏まえれば、今後も、金融機関の健全性について迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みを継続していくことが必要と考えます。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、モニタリング対象先の拡大状況、報告計数にかかる分析等の実施状況、モニタリングシステムの整備状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 財務会計情報に係るデータベース化の状況（決算状況表）
- ・ モニタリング対象先の拡大状況
- ・ モニタリングシステムの整備状況
- ・ オフサイト・モニタリングにおける主要指標（銀行）

9．担当部局

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、保険課、証券課
総務企画局総務課情報管理官室

1. 政策名

職員に対する専門的研修の実施

2. 政策の目標

(目標)

金融庁の任務の的確な遂行に資するため研修を充実し、専門知識を有する職員の育成を図る観点から、必要な研修コースを設定し、適切な研修を実施する。

(業績指標) 研修の実施状況

(説明)

金融をとりまく環境は情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化等が進展しています。金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、証券投資者等の保護及び金融の円滑化を図り、金融庁の任務の的確な遂行に資するため、専門知識を有する職員育成の必要性が高まっています。

これを踏まえて、職員に対し業務に必要な専門知識等を習得させるため、職員に求められる能力、業務内容及び職務経験に応じた研修計画を策定し、それらを円滑に実施することとしました。

3. 現状分析及び外部要因

金融庁は発足以来2年が経過し、金融システムの健全性・安定性確保、証券市場の構造改革の推進、ペイオフ解禁に向けた環境整備など金融庁の果たす役割も益々高まっております。

具体的には、

- (1) 金融システムの健全性・安定性確保のためには、不良債権問題の抜本的解決、地域金融機関を中心とした合併促進、決済機能の保護、保険を巡る諸問題への適切な対応、B I S規制の見直し作業など国際的ル - ル策定等が喫緊の課題となっております。
- (2) 個人投資家の積極的な市場参加及び信頼性の向上を図る観点から、「証券市場の構造改革プログラム」(13年8月)等を踏まえた証券市場の構造改革を推進していくため、ディスクロ - ジャ - 違反等に対する監視や、不公正取引に対する検査等の強化が求められています。

- (3) ペイオフ解禁に向けた環境整備として、的確な検査・監督を行い金融機関の健全性の確保を図ることが必要です。

こうした中で、検査、監督、監視体制の強化を図るため、平成 13 年度 85 名、平成 14 年度 130 名の定員の増員が認められています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

概況

金融庁においては、平成 13 年 7 月に研究開発室を新設するとともに、既存の開発研修室の機能強化を行い、併せて「金融研究研修センター」を発足させました。

平成 13 事務年度においては、金融環境の著しい変化等に的確に対応し、金融庁の任務の的確な遂行に資するため、一般・基礎・専門研修の各区分に応じ、庁内各局からの意見聴取の結果等を踏まえコースを大幅に増加させるとともに、リスク管理研修を新設するなど、専門研修を中心とした 36 コースの研修計画を策定しました。

当初計画の研修コースについては、一部について、研修対象部署の事務繁忙等から予定どおり実施できなかったものもありましたが、金融を巡るトピック的なテーマについて数次にわたる短期セミナーの開催など、当初計画していたもののほかに必要に応じて研修を追加実施するなど、概ね予定どおり実施することができました。

研修区分ごとの研修実施状況

イ. 一般研修

新任者、転入者を対象とした金融庁の業務等の基本的な知識を習得するための研修のほか、職場の人間関係、セクシャルハラスメント防止策を内容とするメンタルヘルス研修を実施しました。

ロ. 基礎研修

金融庁の業務行政を的確に遂行するための基礎的な事項において必要とされる簿記、英会話について、受講者のレベルに応じたコースを設定して研修を実施しました。

また、他省庁からの転入者を受講者の中心として庁内 LAN 研修及びパソコン研修も実施しました。

八．専門研修

総務企画局、検査局、監督局、証券取引等監視委員会といった検査・監督に直接間接的に携わる職員に対して、各業務ごとに必要とされる専門知識の習得のため、当該業務の担当者を対象とし業務内容別、職員の職務経験別による研修コースを設定するなど、職能レベルに応じたより効果的な研修を実施しました。

また、金融業務の高度化等に対応するためデリバティブ研修及びリスク管理研修等、全職員を対象とした専門性の高い研修を実施しました。

なお、当初計画のほか、新任の総務係長を対象とした総務係長研修や金融を巡るトピック的なテーマについて数次にわたる短期セミナーの開催など当初計画していたもののほかにも必要に応じて研修を実施しました。

(2) 評価

平成 13 事務年度においては、庁内各局からの意見聴取の結果等を踏まえ、リスク管理研修を新設するなど、専門研修を中心とした研修計画を策定するとともに、職能レベルに応じた研修を実施しました。

また、当初計画 36 コースのうち実施出来なかった研修が一部あったものの、短期セミナーなど必要に応じて追加で研修を実施した結果、コース数は平成 12 事務年度の 23 コースから 36 コースに大幅に増加するとともに、受講者数も 843 名から 1,163 名に増加しました。

このように、当庁のニーズに応じた実践的な研修を計画し、また研修の実施に当たっては柔軟な対応に努めたところです。

この結果、研修後に実施したアンケートにおいても、概ね 9 割以上の研修生が受講後の感想として「全般的にみて良かった。」としており、同様に「今後の業務を遂行するうえで効果がある。」と回答していることから、職員の専門知識の育成に役立っているものと考えます。

【資料 5 - 1 - 1 研修の実施状況】

(単位：コース、人)

		12 事務年度	13 事務年度
コ - ス数	一般研修	3	4
	基礎研修	4	4
	専門研修	16	28
	合計	23	36
受講者数		843	1,163

5．今後の課題

業務の必要性や研修内容に関する庁内各局からの意見等を踏まえ、既存研修の見直しや研修カリキュラムの精査を行うなどにより充実を図っていますが、今後も金融業務の高度化等に的確に対応し得るように研修手法を検討し、効果的かつ効率的な研修実施体制の実現に向けた取組みを進めていくことが重要であると考えています。

6．当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も金融環境の変化に的確に対応すべく、引き続き効果的かつ効率的な研修の実施に努めてまいります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は使用資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、研修の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 研修の実施状況

9．担当部局

総務企画局政策課開発研修室

1. 政策名

行政実務に即した専門性の高い調査研究の実施

2. 政策の目標

(目標)

金融の急激な高度化、複雑化に対応するため、金融に関する諸問題について調査研究を行う体制の整備を図り、理論的、学術的観点から行政実務に即した専門性の高い調査研究を実施するとともに、その成果を関係部局にフィードバックする。

(業績指標) 研究体制の整備状況

研究の実施状況

研究結果の関係部局へのフィードバックの状況

(説明)

金融をとりまく環境は情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化等が進展してきており、このような金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な行政運営を確保していくためには、不断に職員の専門性・先見性向上に取り組んでいくことが必要であり、このため行政実務に即した専門性の高い調査研究を行うことが重要となっています。

これを踏まえて、金融庁における研究と研修を効果的に連携させることを目的とした金融研究研修センターの設立をはじめ、研究を円滑に遂行しうる体制整備を行うとともに、関係部局との連携を保ちつつ行政実務に即した研究の実施、研究結果のフィードバックを目標としました。

3. 現状分析及び外部要因

金融庁においては、多数の制度整備が求められる一方、国際的に制度の整合性を図る必要から、的確な現状把握や制度調査を踏まえて企画立案を行うことが重要であり、これまで主に国内外の金融制度等の調査や経済金融情勢の調査を行ってきました。

しかしながら、最近の金融をめぐる情勢の変化をみると、情報通信技術の発達による金融取引の多様化、更には業態の垣根を越えた金融コングロマリットや証券化等の技術を利用したハイブリッドな金融商品の出現といったように、より急激に高度化、複雑化、国際化を遂げており、専門性の高い調査研究の必要性がますます高まっています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

研究体制の整備状況

平成 13 年 7 月、金融庁は従来の開発研修室に、新設された研究開発室及び研究官を設置し、金融研究研修センターを発足させました。研究部門は新設のため、センター準備委員会を設置し、取り組む研究テーマや研究者の選定等を進め、以下のように研究官等として採用・委嘱しました。

- ・ 公募により大学や民間シンクタンク等から研究官（常勤）3 名を採用、
- ・ 外部の研究者 4 名を特別研究員として委嘱、
- ・ 特別研究員のアシスタントとして専門研究員（非常勤）2 名を採用、
- ・ 海外の研究者を客員研究員として委嘱

客員研究員は平成 14 年 1 月まで委嘱。

平成 14 年度は研究官 1 名が増員されます。

研究の実施状況

イ. 研究官による研究

(イ) 金融コングロマリット活動と規制

グローバル化の進展及び金融技術の洗練に伴い、金融コングロマリットの行動が深化し、また、業態を越えた金融取引が拡大している状況を踏まえ、これらに係る問題点につき、我が国の現状ならびに将来ビジョンに照らして整理を行うとの観点から、「金融コングロマリット活動と規制」をテーマとする研究を実施しています。本研究の一環として、センターに「金融コングロマリット研究会」を設置、平成 14 年 6 月に第 1 回会合を開催し、今年 8 月末で第 3 回を数えています。

(ロ) 電子金融取引への対応

電子金融取引が着実に拡大し、新たなビジネス・モデルの登場や IT 技術の発展等に係る専門性の高い問題が顕在化してきている現状を踏まえ、これらに係る問題点につき総合的な整理を行うとの観点から、「電子金融取引への対応」をテーマとする研究を実施しています。本研究の一環として、センターに「電子金融研究会」を設置、平成 14 年 6 月に第 1 回会合を開催し、今年 8 月末で第 3 回を数えています。

(八) 諸外国の金融制度等

我が国に限らず、諸外国においても、金融を巡る環境及び金融に係る監督体制等が急速な変化を続けている現状に鑑み、「諸外国の金融制度等」をテーマとし、企画課調査室と共同で、諸外国、特に米国、英国、ドイツ、フランスの金融に係る監督・検査制度、市場制度、破綻処理制度等について網羅的な調査、研究を実施しています。

ロ．特別研究員・専門研究員による研究

(イ) 金融工学理論による分析・研究

市場リスクについて、株式ポートフォリオに対し株価指数先物を売り建てることによるリスク・ヘッジの有効性に係る研究等を、また、信用リスクについて、統計的アプローチによる中小企業の信用リスクの計測に係る研究を実施しています。

(ロ) 信託制度に係る研究

信託業法を中心とする現行の信託法制の問題点を洗い出すとの観点から、『信託研究会』を8回開催(終了)し、外部の有識者を交えたヒアリングや議論を行う等の手法を用いて、信託制度に係る研究を実施しています。

ハ．客員研究員による研究

日本とスイスの銀行監督制度、及びマーケット・リスクの管理手法の比較をテーマとする研究を実施しました。(平成13年7月～平成14年1月)

研究成果の関係部局へのフィードバックの状況

イ．研究官による研究

(イ) 論文『金融システムと銀行』を取りまとめて、金融審議会金融の基本問題に関するスタディグループ主宰のシンポジウムで発表し、21世紀の金融システムのあり方について議論されました。

(平成13年12月、池尾和人慶応大教授との共同執筆)

(ロ) ドイツにおける銀行の資金調達に関する調査資料を提供し、金融審第二部会金融機能の向上に関するワーキンググループにおいて、銀行社債の発行手続のあり方を検討するにあたり、主要国との比較が行われました。

(平成14年4月～5月)

(ハ) 主要国の金融検査・監督制度の調査結果を取りまとめました。
(平成13年12月、企画課調査室と共同、研究官は独・EUを担当)

(ニ) 研究の効率化を図るため、外部委託を活用しました。
・米国・英国・独の預金保険制度等について取りまとめました。
(平成14年3月~5月、米・英は専門家に委託、研究官は独を担当)
・手形・小切手の電子化に関する調査を委託しました。(平成14年3月)

(ホ) 研究官による研究は、いずれも中長期の視点から取り組んでおり、最終的な成果の取りまとめは平成15年度を目処にしているところですが、金融コングロマリット研究会及び電子金融研究会は庁内にオープンとすることで、最先端の金融情勢の紹介や、議論・検討に参画する場を提供しました。

ロ．特別研究員・専門研究員による研究

(イ) 国際会議等における議論・交渉の際の理論的バックボーンとして用いるため、株価指数先物を利用したリスクヘッジの日本市場における効果や、EDF(推定倒産確率)を規準とした銀行格付の内部格差についての研究結果を要請元にフィードバックしました。(平成14年4月~6月)

(ロ) 信託制度に係る研究は、『金融審第二部会信託に関するWG』に特別研究員が幹事として参画しており、今後成果が反映されていきます。(平成14年6月~)

ハ．客員研究員による研究

日本とスイスの銀行監督制度についての研究結果を取りまとめ、庁内関係者を集めて『金融研究研修センターワークショップ』を開催しました。(平成14年1月)

二．その他フィードバックの状況等

(イ) 国際課と連携を取りながら研究官が各種国際会議に出席し、その識見を活かしました。

- ・バーゼル銀行監督委員会リサーチタスクフォース
(自己資本比率規制が経済に与えた影響等の調査研究)
- ・APEC(アジア太平洋経済協力会議)電子金融取引

(ロ) 必要に応じ研究官等と関係部局とがミーティングを行い専門的知識、技術の提供に努めました。

(八)『金融研究研修センター情報』として庁内にトピックを配信しました。
(平成 13 年 8 月第 1 号～平成 14 年 6 月第 14 号)

(二)『金融研究研修センターワークショップ』を開催し、海外の金融情勢について
庁内に発信しました。(4 回開催)

(2) 評価

平成 13 事務年度は金融研究研修センター発足初年度であり、研究官による研究、特別研究員・専門研究員による研究は論文形式での対外公表には至っていません。なお、研究官による研究は、いずれも中長期の視点から取り組んでおり、最終的な研究成果の取りまとめは平成 15 年度を目処にしているところです。

しかしながら、庁内各課からの調査・研究要請に対しては、研究成果を金融審議会や国際会議への協力等を通じて随時関係部局へフィードバックしました。

このように、研究成果は関係部局の行政実務に一部貢献しているもののより一層の取組みが必要であると考えます。

5. 今後の課題

(1) 対外発信

研究をより有益・有効性のあるものへと高め、関係部局に良質な研究成果をフィードバックしていくには、金融庁内外を問わず広い範囲で議論を喚起することが重要と考えます。平成 13 事務年度では対外公表に至りませんでした。平成 14 事務年度は特別研究員等による研究成果を論文形式に取りまとめ、積極的に対外公表につとめるほか、研究機関としての認知度・存在感を高める取組みも必要と考えられることから、外部で開催されるコンファレンスに参加するなど機会を捉えて様々な形で情報発信をしていくことが必要であると考えます。

(2) 関係部局との相互交流の一層の促進

行政部局のニーズを的確に吸い上げ、金融行政への円滑なフィードバックを促すため、相互交流の場を積極的に提供していくことが必要と考えます。

例) 研究成果を活用した勉強会など

(3) 体制拡充

顕在化している課題は銀行・保険・証券・会計といった各分野における高度かつ技術的なものから業際の問題まで広範にわたっていることから、より多面的・総合的な研究を行うことはとても重要なものとなっており、体制を拡充していく必要があると

考えます。

当面は研究官（常勤）を5名、アシスタントとして専門研究員（非常勤）4名を配置する体制とすべく、平成14年度に研究官1名の増員が認められたのに引き続き、平成15年度は研究官1名の定員増と専門研究員2名分の予算要求を行っています。

例）保険・証券等研究対象分野の拡充

6．当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、研究をより有益・有効性のあるものへと高め、かつ的確に研究成果をフィードバックしていく観点から、対外発信の充実や関係部局との相互交流の一層の促進に努めてまいります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、研究体制の整備状況、研究の実施状況、研究結果の関係部局へのフィードバックの状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 研究成果の取りまとめ実績
- ・ 各種会合の参加・開催実績
- ・ 金融研究研修センター情報の配信実績

9．担当部局

総務企画局政策課研究開発室

1. 政策名

テロ資金対策の取組みへの積極的な参加

2. 政策の目標

(目標)

テロ撲滅に向けて、政府一体としてテロ資金対策に取り組むため政府に設置された「テロ資金情報・対策作業部会」における、情報交換の在り方や法整備に関する検討に、積極的に参画する。

(業績指標)

同作業部会における、テロ資金対策の具体策策定に向けた検討への参画状況
同作業部会において策定されたテロ資金対策の実施への貢献状況

(説明)

テロ行為は、国際社会において、平和と安全に対する脅威であり、いかなる動機、形態であろうとも正当化することができないと認識されており、また、テロ行為はテロリストが手に入れた資金に支えられていることから、テロ資金対策は国際社会にとって重大な課題となっています。

そして、平成 13 年 9 月 11 日の米国における同時多発テロ後、わが国も、テロ撲滅に向けて、国際社会と協力して政府一体としてテロ資金対策に取り組むために、テロ資金情報・対策作業部会を設置し、特にテロ資金に関する情報交換及びテロ資金対策を進展させるに当たっての立法面での検討のため、随時、本作業部会を開催し、鋭意検討を進めることとなり、金融庁としても積極的に参画することとしました。

3. 現状分析及び外部要因

G7 財務大臣・中央銀行総裁会議は、平成 13 年 10 月 6 日に、「テロ資金供与に対し闘うための G7 行動計画」を発表し、それを受け、FATF (金融活動作業部会) の特別会合が開催され、FATF は、同月 31 日、テロ資金供与に関する特別勧告を発出しており、国際的にテロ資金対策の強化が求められています。

この特別勧告では、テロ資金供与防止条約の批准、テロ資金供与防止に関する国連決議の履行、テロ資金供与の犯罪化、テロリストの資産凍結、テロリズムに関係する疑わしい取引の当局への届出、テロ資金供与に関する調査等における国際協力等が求められ

ています。

4．事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

金融庁は、テロ資金情報・対策作業部会に参加して積極的に提言を行い、テロ資金対策の強化に努めました。金融庁の具体的な参画、貢献状況は以下のとおりです。

テロ資金対策立法

同作業部会ではテロ資金供与防止条約・国連安保理決議履行に伴う国内法上の対応措置について検討が行われ、関係省庁が必要な法整備に向けた作業を行うこととされました。金融庁は、金融機関等による顧客等の本人確認及び本人確認記録・取引記録の保存についての立法に向けた作業を行う（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（平成 14 年 4 月 26 日公布））とともに、テロ資金の疑いのある取引についても「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」で定められている疑わしい取引の届出の対象とすることについての法制度整備に関する議論に積極的に参画しました（平成 14 年 6 月に、法務省提出の「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」が成立し、同法の施行（同年 7 月 2 日）に伴い、組織的犯罪処罰法が一部改正され、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても疑わしい取引の届出対象となりました。）

テロ資金情報等の交換

同作業部会ではテロ資金情報やタリバーン関係者等に関する情報の国内関係機関間での情報交換及び外国当局との間の情報交換について検討が行われ、金融庁は、主要国の FIU（マネー・ローンダリング情報の受理・分析及び提供を行う政府機関）との間における情報交換の円滑化に向けての提言を行いました。さらに、金融庁は、外国 FIU との情報交換取決めの締結に向けて、関係省庁や外国 FIU と協議を行いました。

テロリスト等の資産凍結

テロ資金対策立法の一環としての外国為替及び外国貿易法の一部改正に基づき、資産凍結措置の対象となるテロリスト等を特定するため「テロリスト等に対する資産凍結等に係る関係省庁連絡会議」が設置され、金融庁は、その構成員となり、資産凍結措置の対象となるテロリスト等の特定作業に協力しました。

(2) 評価

主な施策であるテロ資金対策に関する法整備について、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が制定・公布され、また、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の一部改正の議論にも積極的に参画しました。

「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」、同法施行令及び施行規則は平成15年1月6日から施行されますが、同法制度が施行されることによって金融機関等により顧客情報や取引情報が確保され、捜査機関等に対してこれらの情報が利用可能となることは、捜査機関等による資金トレースに資し、テロ行為などの犯罪の抑止、検挙に役立つことが期待されます。また、金融機関等によるこれらの情報の確保が犯罪抑止・検挙に役立つことは、犯罪を行おうとする者に対し、当該金融機関等を犯罪に利用することを予め困難にすることを意味することから、当該金融機関等が犯罪に利用されるリスクを減じることも期待できます。

このように、当該政策の主たる施策であり、13事務年度の目標であるテロ資金対策に関する法整備が行われたところであり、施行後、一定の効果が得られるものと考えます。

5. 今後の課題

テロ資金供与防止条約の受諾等の国際協力の観点から緊急に要請される課題については、所要の国内法制の整備を行ったところであり、今後は、関係法令が適正に運用されるよう注視していきたいと考えています。また、外国 FIU との情報交換については、マネー・ローンダリングに関する情報交換の枠組みとあわせて継続して進めてまいります。

6. 端的な結論

前述4.(2)のとおり当該政策の主たる施策であるテロ資金対策に関する法整備については達成されました。今後はその履行状態等を注視し、適正な指導・監督等を行ってまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、「テロ資金情報・対策作業部会」におけるテロ資金対策の具体策策定に向けた参画状況、策定されたテロ資金対策の実施への貢献状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・法令の整備状況
- ・作業部会への参画状況

9 . 担当部局

総務企画局総務課特定金融情報室、国際課、企画課

1. 政策名

マネー・ローンダリング対策の強化

2. 政策の目標

(目標)

当庁提供の情報を端緒にして、法執行当局において刑事事件の捜査又は犯則事件の調査が始まることを目標に、

金融機関から、より質の高い届出情報が届け出られるように金融機関に働きかけていく。

法執行当局による提供情報の活用促進を図るため、法執行当局との連絡を強化する。

また、国際的なマネー・ローンダリングの監視体制を強化することを目標に国際的な連携を強化する。

(業績指標)

各業界との意見交換会の開催状況

法執行当局との意見交換会の開催状況

外国の機関との連携や国際会議における連携・協力の実施状況

(説明)

マネー・ローンダリング(資金洗浄)とは、犯罪で得た収益(犯罪収益)を、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかけるため、その出所を隠したりすることです。このような行為を放置しておく、犯罪収益が将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大のために使われたり、事業活動に使われて合法的な経済活動に悪影響を及ぼすおそれがあることから、マネー・ローンダリングを防止する必要があります。

マネー・ローンダリング対策の一つとして、金融機関等に対し犯罪収益やマネー・ローンダリングに関係すると疑われる取引の届出を義務づける「疑わしい取引の届出制度」があります。我が国においても、この制度に基づき、金融機関等から金融庁に届出が行われ、金融庁はこれらの情報を整理・分析して、刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると判断した場合には、捜査機関等に情報を提供しています。

また、マネー・ローンダリングは、規制の強い国を避け、規制の緩い国で行われる傾向があることから、国際的な取り組みが必要であると考えられています。

このようなことから、金融庁では、金融機関等に対しより質の高い情報の届出を求め

るとともに、捜査機関等法執行当局との連絡を強化し、さらにマネー・ローンダリング対策における国際的な連携を強化することとしています。

3．現状分析及び外部要因

我が国では、平成4年に「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正取引を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」により金融機関等に薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出を義務付けましたが、平成12年2月には「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(組織的犯罪処罰法)が施行され、疑わしい取引の届出の対象が従来の薬物犯罪収益に係る取引から200を超える重大犯罪の収益に係る取引にまで拡大されました。

また、マネー・ローンダリングに関する情報の受理、分析及び捜査機関等への提供を行う政府機関は、国際的にはFIU(Financial Intelligence Unit)と呼ばれていますが、組織的犯罪処罰法施行に伴い、日本版FIUとして金融庁に特定金融情報室が設置されました。

その後、金融庁においては、金融機関等が疑わしい取引か否かを判断する際に参考となる疑わしい取引の参考事例を改訂して公表し、さらに金融機関への説明会を行うなど金融機関等への広報、啓蒙活動を行ったところ、組織的犯罪処罰法が施行されて以降、疑わしい取引の届出は大幅に増加し、年間(各年1月から12月まで)の届出件数は、平成10年まで年間10件程度であったものが、平成12年には7,242件、平成13年には12,372件に達しました。

なお、金融庁は、平成13年に金融機関等から届け出られた12,372件の届出のうちの6,752件の届出に含まれる情報を捜査機関等に提供しており、これらの情報は捜査機関等において活用されています。

マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、FATF(金融活動作業部会)、APG(アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ)などの政府間機関やフォーラムがあり、金融庁も、これらの主要な会議に参加しています。また、組織的犯罪処罰法の施行により、金融庁と外国FIUとの間で疑わしい取引に関する情報の交換ができることになりましたので、金融庁は、疑わしい取引に関する情報の交換を円滑に行うための枠組みについて主要国のFIUとの間で協議を行っています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 13 事務年度における本政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

各業界との意見交換会の開催状況

金融機関等からより質の高い情報の届出が行われることを目的に、平成 14 年 3 月から 4 月にかけて、全国各地において、金融機関を対象に「疑わしい取引の届出の研修会」を実施し、疑わしい取引の発見の端緒や改訂をした参考事例の説明を行ったほか、随時、金融機関等と意見交換を行いました。

法執行当局との意見交換会の開催状況

捜査機関等の法執行当局に対してより有益な情報を提供して提供情報の活用促進を図ることを目的に、平成 14 年 5 月、「疑わしい取引の届出制度関係機関協議会」（法執行当局との意見交換会）を開催して意見交換を行ったほか、随時、法執行当局と意見交換を行いました。

外国の機関との連携や国際会議における連携・協力の実施状況

国際的なマネー・ロンダリング監視体制を強化するため、F A T F における 40 の勧告（F A T F が策定したマネー・ロンダリング対策の国際的な基本的枠組み）の実施状況の監視や 40 の勧告の改訂作業等に積極的に関与するとともに、A P G におけるアジア・太平洋地域のマネー・ロンダリング対策の強化の議論に参加しました。

また、外国 F I U との情報交換を円滑に行うために、外国 F I U と情報交換の枠組みについて協議を行いました。

(2) 評価

金融機関を対象とする「疑わしい取引の届出の研修会」を各地で実施することにより、疑わしい取引の発見についての金融機関の意識向上に努めたこともあり、金融機関からの届出件数も増加しており、また、情報の質も一定の向上が見られるところです。また、より有効な情報提供を行うために捜査機関等の法執行当局と有意義な意見交換を行いました。

さらに、国際会議における議論に積極的に参加するなどし、外国の機関と連携して国際的なマネー・ロンダリング監視体制の強化に貢献しました。

このように 13 事務年度に行った各施策は、マネー・ロンダリング対策の強化に貢献しているものと考えます。

5 . 今後の課題

- (1) 疑わしい取引の年間届出件数は年々急増していますが、疑わしい取引に関する情報をより多く犯罪捜査等に結びつけるためには、より質の高い情報がより多く届け出られる必要があります。このような届出が行われるためには、金融機関等が疑わしい取引を的確に発見することが必要であり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように意見交換会及び研修会等を通じて積極的な意見交換をしていく必要があると考えます。
- (2) また、このような大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、金融庁の疑わしい取引に関する情報の整理・分析能力を強化する必要があるとともに、捜査機関等がどのような情報が捜査に役立つと考えているのかを知る必要がありますので、捜査機関等法執行当局との意見交換を積極的に行っていかなければなりません。このため、14 年度に引き続き、15 年度予算において、マネー・ローンダリングシステムの維持、開発経費等の予算要求を行ったところであります。
- (3) さらに、マネー・ローンダリング対策は国際的にも重要な課題であり、我が国も諸外国と協調して取り組む必要があります。そのため、今後も FATF 等の国際会議に積極的に参加するとともに、より多くの外国 FIU との情報交換の枠組みを合意して、情報交換を進める必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述 4 . (2) のとおり、政策の達成に向け成果が上がっており、今後も金融機関等からより質の高い情報を得て、犯罪捜査に有益な情報をより多く捜査機関等に提供するため、引き続きこれまでの取組みを進めてまいります。

7 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策把握方法〕

政策効果は、金融機関等との意見交換会の開催状況、法執行当局との意見交換会の

開催状況、外国の機関との連携や国際会議における連携・協力の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・各業界との意見交換会の開催状況
- ・法執行当局との意見交換会の開催状況
- ・外国の機関との連携や国際会議における連携・協力の実施状況

9 . 担当部局

総務企画局総務課特定金融情報室

1. 政策名

国際的な金融監督基準及び金融サービス貿易のルール策定への積極的な貢献

2. 政策の目標

(目標)

自己資本比率に関するバーゼル合意(いわゆるB I S規制)の見直しの最終案の策定など、国際的なフォーラム等における金融監督基準の策定及び金融サービスの自由化・円滑化に関する国際ルール策定に積極的に貢献する。

(業績指標)

各国際機関等における各種ルール策定への参画状況

(説明)

近年世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中で、国際的な取組みを通じて、各国の金融システムの安定を図ることは、国際金融システムの安定と発展にとり不可欠であると共に、我が国の金融システムの一層の安定化にも繋がる重要な施策であると考えています。

また、近年世界の多くの国で金融サービスの自由化や規制緩和への取組みが行われる中、国際的な金融サービス貿易のルール策定を通じて、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、新興市場国の経済発展に資すると共に、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えています。

3. 現状分析及び外部要因

金融庁が参加する主な国際的なフォーラム等の概要は以下のとおりです。

(1) バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)

バーゼル銀行監督委員会は、1974年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、G10中央銀行総裁会議によって1975年に設立されました。

活動目的としては、特定の銀行監督問題に関する話し合いの場の提供、国際的に活動する銀行に対する監督の有効性を確保するための銀行の海外拠点に関する各国当局間の監督責任の分担の調整、国際的な銀行業務の健全性と安定性を強化するための

共通の監督基準の設定が挙げられます。

銀行の自己資本比率に関するバーゼル合意（いわゆる B I S 規制）は、国際的に活動を行っている銀行に対する最低基準として、銀行システムの健全性及び銀行間の競争条件の公平性の確保の観点から 1988 年にバーゼル銀行監督委員会において合意されたものです。これまで、金融機関の状況変化に応じて、マーケットリスク規制の導入（1998 年 3 月期～）などの改訂が行われてきましたが、現行の B I S 規制は、近年の金融技術の進展等から、必ずしも現在の金融機関の状況に適合しなくなってきたことから、同委員会では、1998 年に B I S 規制の抜本的見直しについて検討を開始しています。

(2) 証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions (I O S C O))

I O S C O は、1974 年に設立された加盟メンバー 177 (2002 年 5 月末現在) に及ぶ各国の証券・先物監督当局、市場関係者等から成る国際機関です。

活動の柱としては、公正、効率的、健全な市場環境を維持するため、高い水準の規制を促進するため協力すること、国内市場の発展を促進するため各々の経験に関する情報を交換すること、国際的な証券取引に係る基準及び効果的なサーベイランスを確立するため、努力を結集すること、基準の厳格な適用と違反に対する効果的な強制力をもって市場の健全性を促進するための相互支援を行うこと、の 4 つが挙げられます。

(3) 保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors (I A I S))

I A I S は、金融市場のグローバル化の進展の下、世界の保険監督者が集い討議する場を創設する機運が NAIC (National Association of Insurance Commissioners : 全米保険監督官協会) 会合において高まったことを背景に 1993 年に設立され、現在、世界の各国、地域、国際機関から 110 以上の保険監督当局がメンバーとして参加しています (2002 年 3 月現在) 。

活動目的としては、保険監督者間の協調、連携の強化、国際保険監督基準の策定、加盟国 (特に新興市場国) における監督基準に則った保険制度確立の支援、他の金融分野の監督機関との協調、連携の強化が挙げられます。

(4) ジョイント・フォーラム (Joint Forum)

ジョイント・フォーラムは、バーゼル銀行監督委員会、I O S C O 及び I A I S を母体として設立され、金融コングロマリットの監督上の諸問題、銀行・証券・保険の各分野に共通する監督上の諸問題を検討する合同会合です。メンバーは、各分野を代表する主要な監督者で構成され、我が国を含む 13 ヶ国の関係監督当局の代表が参加し

ています。

(5) 世界貿易機関 (World Trade Organization (WTO))

WTOは世界の自由貿易体制の維持・強化のために中心的な役割を担ってきたGATT体制を発展させる形で1995年に設立され、現在約140か国が加盟しています。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分の一部であるGATS (General Agreement on Trade in Services) に規定されており、最恵国待遇 (MFN)、各国が提出した「約束表」に記載されている分野についての市場アクセス (他の加盟国に対する参入制限等をしないこと) 及び内国民待遇 (内外無差別) を保障する義務を負うという規律の枠組み等を定めています。GATS第19条では、漸進的に一層高い水準の自由化を達成するため、協定発効日から5年以内にサービス交渉のラウンドを開始し、その後も定期的に行う旨定められており、この規定に従い、2000年2月から我が国を含む加盟国による自由化交渉が始められています。

4 . 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

13年事務年度における本政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

バーゼル銀行監督委員会

我が国は、バーゼル銀行監督委員会が議論して結論付けた各種の監督上の基準等は、各国の実情を反映し、より適切な環境整備に貢献するものであると考えています。13事務年度は委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、以下に述べるような様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に貢献しました。

BIS規制の見直し作業においては、我が国は、新たな規制が、銀行のリスク管理能力向上にインセンティブを与えるような枠組みになること、銀行実務にも整合的で柔軟な枠組みになること等の観点から、銀行の内部格付を利用した信用リスク計測方法のあり方等について積極的に提案を行いました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています。

(http://www.fsa.go.jp/inter/bis/bis_menu.html)

イ . BIS規制の見直し

(イ) 基本的視点

BIS規制の見直しは、当局管理型の監督から、自己管理と市場規律を中心とした監督への転換を図り、また、銀行経営上のリスクをより正確に計測するという視点から作業が進められています。

(ロ) 見直し後のB I S規制の構成

今回の見直し作業は以下の3つの柱から構成されています。

a. 第一の柱 最低自己資本比率

現行B I S規制を以下の2点をポイントとして見直します。

(a) 信用リスク計測の精緻化

銀行に、現行規制に比較的近い内容の標準的手法と銀行が内部管理のために行っている格付を利用した内部格付手法のうちから選択することを認めます。

(b) オペレーショナル・リスクの計測

事務事故や不正行為によって損失が生ずるリスクについても、複数の計測手法を提案し、銀行の選択にゆだねます。

b. 第二の柱 監督上の検証

銀行自身に自らの経営の特色とリスクの実状を踏まえた自己資本戦略の策定を求め、その内容を当局が検証していきます。

c. 第三の柱 市場規律

銀行に対し、リスクや資本構成の開示(ディスクロージャー)を求め、それを通じて市場規律の実効性を高めます。

(ハ) 作業の進捗状況

委員会は、2001年1月にB I S規制見直しに関する第2次案を公表し、同年5月末までパブリックコメントを求めました。その後、委員会は、第2次案では骨格しか示されていない部分に関し、より具体的な考えを示したワーキング・ペーパーを公表しました。同年12月には、新規制の影響について十分なデータを集め、改めて精査を行った上で第3次案を公表する旨の新聞発表を行いました。

現在のところ、委員会では、新規制の実施については、2003年中に最終案をとりまとめ、2005年末から試験的な計算を開始し、2006年から本格実施に移す方向で検討を進めています。

ロ. 銀行のリスク管理の指針作成

(イ) オペレーショナル・リスク管理の指針作成

2001年12月、「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」の草案を公表し、見直し後のB I S規制の下で、オペレーショナル・リスクの効果的管理及び監督のための枠組みを規定する一連の原則を示しました。

(ロ) 銀行の顧客確認に関するガイダンス作成

2001年10月に公表した「銀行の顧客確認に関するガイダンス」は、銀行

が晒されているレピュテーション・リスク等のリスクを管理し、銀行の健全性を確保する観点から、銀行が顧客の本人・属性の確認を行うための、具体的な指針をとりまとめています。

ハ．銀行のディスクロージャー向上

銀行監督者や銀行業界にとって今後の手引きとすべく、ディスクロージャー・サーベイ報告書を2002年5月に公表し、(イ)BIS規制見直し案における開示項目と比較をするために、銀行による開示実務の現状について確認し、(ロ)分野毎のディスクロージャー状況を示しました。

ニ．銀行に関する会計のあり方

2001年8月に、「銀行の内部監査、および監督当局と内部・外部監査人との関係」が公表され、望ましい銀行の内部監査機能のあり方及び銀行監督当局と内部・外部監査人との望ましい関係のあり方について、必要な諸原則をとりまとめました。

証券監督者国際機構 (IOSCO)

IOSCOの中心的活動である 各国の証券市場の実態及び証券監督手法の把握、これらを踏まえた証券規制のスタンダードの作成及び その実施の作業は、わが国及び各国の証券監督水準の向上に資するものであります。このため、13事務年度は、下記のとおり、IOSCOでの基準策定の作業等で実質的な意思決定を行う専門委員会(Technical Committee)の主要メンバーとして積極的に参加するとともに、実質的な組織運営に関する意思決定機関である理事会(Executive Committee)において副議長職を努めるなど、IOSCO全体の運営方針の決定過程においても重要な役割を果たしました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています。

(http://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios_menu.html)

イ． エンロン問題、9月11日同時多発テロ事件等の緊急課題への対応

(イ) 会計・監査等の問題に関する取組み

米国エンロン社の経営破綻を受けて、コーポレートガバナンス全般に関連する諸問題を緊急に議論すべく、2002年2月に各国当局の議長級をメンバーとする「議長委員会」が設置され、「開示・透明性」、「監査法人の監督」及び「監査法人の独立性」の3つの課題について検討しています。

(ロ) 同時多発テロ事件を受けた証券監督当局間の情報交換の促進

同テロ事件を受け、テロ資金に関係ある疑いのある取引について各国証券

監督当局間の情報交換の必要性が認識され、2002年5月に多国間MOU (Memorandum of Understanding) が採択されました。今後は、同MOUに署名を希望する当局の捜査権限や情報提供に関する不必要な制約の有無等についての審査を行う予定です。

(ハ) 証券アナリストの利益相反問題

2001年3月に証券会社に属する証券アナリストの利益相反に関する問題を議論するプロジェクト・チームが設置され、金融庁が議長に就任しました。現在、各国の最新の動きを調査しつつ、結果をとりまとめています。

ロ. 常設委員会等における活動

証券規制に係る以下の主要な領域について、常設委員会等で検討を行っています。

(イ) 会計・監査等の問題に関する取組み

「多国間ディスクロージャー及び会計」常設委員会では、非GAAP (一般に公正妥当と認められる会計基準) の利益測定に関する報告書を作成しました (2002年5月公表)。現在は、国際会計基準に対する継続的な検討、国際監査基準に対する評価、国際開示基準の改訂等を行っています。

(ロ) 流通市場規制

「流通市場規制」常設委員会では、市場売買が停止された場合における各国市場への影響と市場監督当局間の協力の必要性、指数取引と市場の脆弱性との関係、及び空売りの透明性等について検討しています。

また、G10中央銀行支払決済委員会と合同で策定した「証券決済システムのための勧告」の具体的かつ客観的な評価を導き出すためのメソドロジーを作成しています。

(ハ) 市場仲介者の規制・監督

「市場仲介者」常設委員会では、市場仲介者の流動性リスクマネジメントについて報告書を作成しました (2002年7月公表)。現在、クロスボーダー証券取引をめぐる許認可規制の在り方を検討しています。

(ニ) 法務執行及び情報交換

「法務執行及び情報交換」常設委員会では、上記イ.(ロ)の多国間MOU署名国の審査を行っています。また、各国における訴訟手続やインターネット・プロバイダーからの情報収集の比較データを作成し、オフショア市場国証券当局と各国証券当局との情報交換の実状を調査するなど、各国当局間の情報交換を促進する方策を検討しています。

(ホ) 集団投資スキームの規制・監督

「投資管理」常設委員会では、簡易目論見書、集団投資スキームによる業績の宣伝、集団投資スキーム運営者に対する相対的リスク評価、集団投資スキームが株主として果たすべき役割といったテーマについて検討するとともに、株価指数連動商品や手数料の透明性といった新しい課題についても検討しています。

(ヘ) IOSCO原則実施

原則実施委員会では、証券規制に関するIOSCO原則が各国の規制監督に反映されることを目指し、実施状況の自己評価のための質問票の各国への配布や回答のとりまとめ等を行ってきました。現在は、30ある各原則の実施状況の具体的かつ客観的な評価を導き出すためのメソッドロジーの作成等を行っています。

保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors (IAIS))

我が国は、IAISにおいて各国の保険監督制度の実状等を踏まえて作成された各原則等は、保険監督水準の向上に資するものであると考えております。13事務年度は、このような観点から、執行委員会、専門委員会の他複数の小委員会の議論に積極的に参加し、以下に述べるように各種の原則の策定等に積極的に貢献しました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています。

(http://www.fsa.go.jp/inter/iai/iai_menu.html)

イ. 新たな監督原則・基準の承認

2002年1月、東京でIAIS定例会合及び第8回総会(継続)を開催し、以下の監督原則等を承認しました。

- (イ) 保険会社の再保険カバーの評価と再保険会社の安全性に関する監督基準
- (ロ) 監督当局間の情報交換に関する監督基準
- (ハ) 保険会社の自己資本充実度及びソルベンシーに関する原則
- (ニ) 保険会社のディスクロージャーに関する指針
- (ホ) 保険監督者及び保険会社のためのアンチ・マネー・ローンダリング指針
- (ヘ) 保険会社の再保険カバーの評価と再保険会社の安全性に関する監督基準

ロ．保険監督のコア・プリンシプル(基本原則)等の改訂

2003年10月の完成を目指して「保険コア・プリンシプル」及びその各国における遵守状況を審査するための評価細目を示した「保険コア・プリンシプル・メソドロジー」の改訂作業を行っています。

ハ．再保険の監督原則策定に向けた取組み

再保険会社の監督原則の策定を進めている他、再保険会社データベースの構築に向けた作業を進めています。

ニ．保険会社のソルベンシーに係る基準の策定

保険会社の健全性の維持、保険数理全般につき議論し、基準の策定を検討しています。

ホ．新興市場国への技術支援

新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、新興市場国の保険監督行政及び保険市場等の調査研究や研修プログラム等を実施しています。特に我が国は、これらの活動を支援するためのコンサルタントを雇用する費用をIAISに拠出するなどの協力を行っています。

ヘ．IAIS中期ワークプランの作成

各種の監督基準の策定及び基準実施のあり方について整理した上で、中期の作業計画を策定し、それに基づく事務局の体制や財政問題について検討しています。

ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まっています。13事務年度は、このような観点から、以下に述べるように、我が国で初めて会合を開催するなど、積極的な貢献を行いました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています。

(http://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios_menu.html)

イ．天童会合(2001年7月)の開催

ジョイント・フォーラムは、年3回のペースで開催されています。2001年7月には、山形県天童市において日本で初めて会合を行い、銀行、証券、保険についてのコア・プリンシプル(監督上の基本原則)の比較及びリスク評価・管理、自己資

本規制の比較の2つの報告書について議論しました。

ロ．コア・プリンシプル（監督上の基本原則）の比較

2001年11月にバーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAISでそれぞれ策定された監督上の基本原則を比較した報告書が発表されました。報告書の中では、各業態の監督上の共通点、相違点の分析がなされています。

ハ．リスク評価・管理、自己資本規制の比較

2001年11月に銀行・証券・保険の各業態におけるリスク評価・管理のあり方、及び自己資本規制を比較した報告書が発表されました。報告書の中では、それぞれの共通点、相違点の分析がなされています。

世界貿易機関（WTO）

現在WTOの場で自由化交渉が行われているサービス・セクターの中でも、金融サービスは、経済活動の基盤として、特に重要です。

近年、世界的に金融自由化が進展する中、WTOでの交渉等を通じて、各国の適切かつ秩序ある自由化を促進することは、各国の金融サービスの発展を通じて新興市場国の経済発展をもたらすものと考えております。さらに、WTOでの交渉等が各国の金融サービスの更なる自由化を促すことになれば、我が国金融機関の海外での事業活動に資するものであると考えております。13事務年度は、このような観点から、以下に述べるようなWTOサービス分野の自由化交渉に積極的に参加しました。

イ．ドーハ閣僚宣言

2001年11月にカタールにて開催された第4回閣僚会議において、ドーハ閣僚宣言が採択され、サービス交渉については、2002年6月末までに初期リクエストの提出、2003年3月末までに第1次オファーの提示、2005年1月に交渉を終了するとのベンチマークが合意されました。

ロ．初期リクエスト交渉に向けた取組み

我が国は、2001年12月から業界団体及び在外公館を通じてWTO加盟国に対する自由化要望事項の調査を開始し、その後、前回交渉からの懸案事項の検討、業界及び各省との調整を経て、本年6月末に初期リクエストを提出致しました。金融分野における初期リクエストの内容は、外資規制、役員の国籍要件等の拠点設置にかかる市場参入制限の撤廃のほか、内外差別的な国内規制の改善を求めるものが中心となっています。

(2) 評価

金融庁においては、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS、ジョイント・フォーラム及びWTO等の各種の国際的なフォーラム等の作業に参加しています。

各フォーラム等におきましては、積極的な提案を行い、議論をリードする一方、例えばIOSCOにおいては実質的な組織運営に関する意思決定機関である理事会副議長職を当庁幹部が務め全体の組織の意思決定に関与するなど、各フォーラム等におけるルール策定において積極的な貢献を行いました。

5. 今後の課題

(1) バーゼル銀行監督委員会

我が国は、各国の実状等を踏まえて作成されたバーゼル銀行監督委員会の各種の監督上の基準等が、より適切な環境整備に貢献するものと考えており、引き続き国際的な銀行監督ルール策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的に貢献していくことを目指します。現在バーゼル委員会での議論の中心となっているBIS規制の見直し作業については、我が国は、銀行のリスク管理能力向上へのインセンティブの付与や、銀行実務との整合性等の観点から、引き続き積極的に提案を行っていくことを目指します。

(2) 証券監督者国際機構 (IOSCO)

我が国は、各国の証券市場等の実状等を踏まえて作成された諸原則や報告書等が、証券監督水準の向上に資するものと考えており、今後も引き続き、理事会、専門委員会等の主要メンバーとして、国際的な証券監督ルール策定等により一層積極的に貢献していきます。

(3) 保険監督者国際機構 (IAIS)

我が国は、各国の保険監督制度の実状等を踏まえて策定された各原則等が、保険監督水準の向上に資するものと考えており、引き続き執行委員会や専門委員会等における保険監督の原則の策定等により一層積極的に貢献していきます。

(4) ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際業務の活発化や金融業態区分の不鮮明化が日々刻々進んでいることに対応すべく、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化に引き続き積極的に貢献していきます。

(5) 世界貿易機関(WTO)

適切かつ秩序ある金融サービス自由化のためのルール策定をWTOでの交渉等を通じて促進することは、各国の経済発展に資するとともに、我が国金融機関の海外での事業活動に資するものと考えており、今後も引き続きサービス分野の自由化交渉により一層積極的に参加していくことを目指していきます。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果は上がっており、今後も各フォーラム等での議論に積極的に参画して国際的な金融システム安定のためのルール策定に取り組んでまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、バーゼル銀行監督委員会等の国際機関等における各種ルール策定への参画状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 各国際機関等における各種ルール策定への参画状況

9. 担当部局

総務企画局国際課

1. 政策名

新興市場国の金融当局に対する技術支援及び我が国との連携強化

2. 政策の目標

(目標)

アジア、太平洋州諸国を中心とする途上国を対象に規制・監督当局への技術支援や国際機関の実施する技術協力を積極的に取り組み、併せて、途上国の規制・監督当局との連携強化を図る。こうした取組みを通じて、我が国の金融システムの一層の安定化を図る。

(業績指標)

新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修の実施状況

今後の知的協力のための実態把握調査の状況

金融情報システムの個別問題についての実態調査・派遣研修の実施状況

(説明)

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。加えて、金融機関の活動や金融取引の国際化が進展する中で、アジア危機に見られたように、一国で生じた金融危機が急速に諸外国に伝播し、我が国を含めた国際金融システム全体の安定性に甚大な影響を及ぼしかねません。したがって、開発途上国の金融システムの安定は国際金融システムの安定化に不可欠です。さらに、我が国と緊密な経済関係を有するアジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局に対する技術支援に積極的に取り組み、併せて、これらの国の金融規制・監督当局との連携強化を進めることは、中長期的に、我が国の金融システムの一層の安定化にも資することになります。

これらを踏まえ、我が国としてアジア、太平洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援に積極的に取り組むことが重要であると考えています。

3. 現状分析及び外部要因

(1) これまでの金融庁の技術協力事業への取組み

金融庁では、知的支援を効果的に実施するため、従来から新興市場国の金融システ

ムの現状と課題、金融情報システムの個別問題等の実態を把握すべく、アジア・太平洋地域諸国に対し調査を行い、これら調査結果に基づいて、知的支援の主たる事業として本邦及び在外で研修を実施しています。平成 12 事務年度までは、金融庁の技術協力事業として以下の事業を行いました。

新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修

平成 13 年 4 月にアジア新興市場国の証券行政担当者を対象として、東京セミナーを開催しました。また、平成 13 年 5 月にはベトナムで銀行・保険監督者を対象としたワークショップを行いました。

金融情報システムの個別問題についての実態調査・派遣研修

平成 12 年 9 月から 12 月にかけてインドネシア、マレーシア、タイで実態調査を行ったほか、平成 13 年 2 月にベトナムへ専門家を派遣して研修を行いました。

(2) 金融庁の政府開発援助予算の推移

金融庁の政府開発援助予算の推移は以下のとおりです。(平成 12 年度は大蔵省予算)

平成 12 年度： 61,202 千円

平成 13 年度： 176,992 千円

平成 14 年度： 133,052 千円

4 . 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 13 事務年度に金融庁が実施した技術協力事業の概要は以下のとおりです。

新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修

アジア新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介することによって、新興市場国の人材育成に貢献するとともに、研修を通じて我が国とアジア新興市場国の関係強化を図りました。

イ．保険監督に関するセミナー（保険行政研修）

(イ) 実施時期：14 年 1 月

(ロ) 対象国：アジアを中心とする新興市場国

(ハ) 対象者：保険規制監督当局の高級実務者及び実務担当者（計 44 名）

(ニ) コース内容：保険監督に係わる国際的な問題の議論や、我が国の保険監督制度、これまでの監督上の経験に関する講義を行った他、生保・損保両協会による個別専門分野に関する講義及び参加者との意見交換も行いました。

ロ．東京証券法務執行セミナー（証券行政研修）

（イ）実施時期：14年2月～3月

（ロ）対象国：アジアを中心とする新興市場国

（ハ）対象者：証券規制監督当局の法務執行担当者（計29名）

（ニ）コース内容：我が国及び世界の証券法務執行体制に関する議論や、我が国の証券取引検査、特別調査、取引審査等に関する実務的な講義を行った他、東京証券取引所や日本証券業協会による個別専門分野に関する講義を行いました。

ハ．東京セミナー（証券行政研修）

（イ）実施時期：14年4月

（ロ）対象国：アジアを中心とする新興市場国

（ハ）対象者：証券規制監督当局の実務担当者（計29名）

（ニ）コース内容：日本及び世界の証券市場規制に関する基本的な課題や、近年発生している様々な問題に関する講義を行った他、東証、大証等を実際に訪問し現場での説明を受け質疑応答を行いました。

今後の知的協力のための実態把握調査

今後の効果的な知的支援を実施するために、新興市場国における金融システムの現状と問題点や課題を把握するための調査を行いました。

イ．APEC域内電子金融取引決済に関する比較研究

（イ）実施時期：13年11月～3月

（ロ）対象国：APECメンバーであるアジア・太平洋地域諸国

（ハ）調査先：金融規制・監督当局

（ニ）調査内容：EFT（電子資金移動・振込）制度につき、APEC各メンバー間における法的考え方の大きな相違を踏まえ、特に振込取引に様々な瑕疵が生じた場合（錯誤、撤回等）の法的効果に着目し、電子金融取引の国際化にともない将来発生しうる問題点の予測を行いました。

金融情報システムの個別問題についての実態調査・派遣研修

金融情報システムの個別問題についての実態を調査し、当該個別問題の解決のために現地へ専門家を派遣し、研修を行いました。

イ．金融情報システムの個別問題についての実態調査

（イ）実施時期：13年7～12月

（ロ）対象国：中国・フィリピン・モンゴル

- (ハ) 調査先：財務省、中央銀行、商業銀行等
- (ニ) 調査内容：調査対象国それぞれにおける金融情報システムの実態等を調査し、問題点の把握を行いました。

ロ．金融情報システムの個別問題についての派遣研修

- (イ) 実施時期：13年11月
- (ロ) 対象国：モンゴル
- (ハ) 対象者：財務省、中央銀行及び主要国営銀行の実務担当者（計50名）
- (ニ) コース内容：我が国から専門家を派遣し、金融機関等におけるコンピューターシステムの安全対策、システム監査、銀行間決済システム等に関する講義を行いました。

(2) 評価

平成13事務年度に実施した研修事業は、過去に行った各種調査結果に基づいて企画立案、実施したものであり、新興市場国のニーズに応えるものになっていると考えられます。研修終了後の参加者に対するアンケート調査によれば、参加者の大多数が研修範囲及び内容（専門程度）は適当であると回答するなど、高い評価を受けることができました。

このように13事務年度に行った施策は、新興市場国の金融当局に対する技術支援、更には我が国との連携強化に寄与しているものと考えます。

5. 今後の課題

金融機関の活動や金融取引の国際化が進展していく中で、新興市場国の金融システムの安定は、我が国を含めた国際金融システムの安定にとり、ますますその重要性を増すものと考えられます。このような考え方にに基づき、アジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援に引き続き積極的に取り組んでまいります。

また、近年のグローバル化の進展に伴い、アジア、太平洋州の新興市場国の金融市場の更なる発展が予想されますが、このような環境の変化に応じて、これらの国の金融当局がそれぞれの市場の発展段階に即した規制・監督を行っていくことを支援するため、研修や調査の内容を適切に見直していくことが重要です。このような観点から、引き続き当庁が実施する研修事業の参加者に対してアンケートや、新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための各種調査を実施するなどの取り組みを行ってまいります。

我が国の厳しい経済・財政事情の中、効果的な技術支援をより効率的に実施していく必

要性が高まっており、今後の取組みにおいては、以上の点を念頭に、より一層効率的な技術支援を行うよう努めてまいります。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述の4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、アジア、太平洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想される中、このような状況の変化に応じて、事業内容を適切に見直し、より効率的な技術支援を実施してまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、研修参加者へのアンケート結果、新興市場国の金融担当者を対象とした研修の開催状況、今後の知的協力のための実態把握調査、金融情報システムの個別問題についての実態調査、派遣研修の開催状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 研修参加者へのアンケート結果
- ・ 新興市場国の金融担当者を対象とした研修の開催実績
- ・ 今後の知的協力のための実態把握調査
- ・ 金融情報システムの個別問題についての実態調査、派遣研修の開催実績

9. 担当部局

総務企画局国際課